

官報

号 外
国会会議録

令和七年五月十三日

○第二百十七回 衆議院会議録 第二十五号

令和七年五月十三日(火曜日)

議事日程 第二十三号

令和七年五月十三日

午後一時開議

第一 電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 日本国の自衛隊とフィリピンの軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

第三 日本国の自衛隊とイタリア共和国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とイタリア共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

第四 日本国政府とイタリア共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

第四 日本学術会議法案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

日程第一 電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 日本国の自衛隊とフィリピンの軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

令和七年五月十三日 衆議院会議録第二十五号

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案(日本国とフィリピン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件)外一件

午後一時二分開議
○議長(額賀福志郎君) これより会議を開きます。

日程第一 電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(額賀福志郎君) 日程第一、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。総務委員長竹内譲君。

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

〔竹内譲君登壇〕

○竹内譲君 ただいま議題となりました法律案につきまして、総務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、近年の社会経済情勢の変化を踏まえ、電話及びブロードバンドのユニバーサルサービスのあまねく日本全国における提供及び電気通信事業者間の適正な競争関係を確保しつつ、NTT東日本及びNTT西日本の経営の自由度の向上等を図るため、ユニバーサルサービスについて他の電気通信事業者が提供しない区域における提供の義務を負う最終保障電気通信事業者について規定するほか、NTT東日本及びNTT西日本の地域電気通信業務の範囲を見直す等の措置を講じようとするものであります。

本案は、去る四月二十三日日本委員会に付託され、翌二十四日村上総務大臣から趣旨の説明を聴取し、五月八日、質疑を行い、これを終局いたしました。

ました。次いで、討論を行い、採決いたしましたところ、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(額賀福志郎君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(額賀福志郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二 日本国の自衛隊とフィリピンの軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

日程第三 日本国の自衛隊とイタリア共和国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とイタリア共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

○議長(額賀福志郎君) 日程第二、日本国の自衛隊とフィリピンの軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件、日程第三、日本国の自衛隊とイタリア共和国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とイタリア共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件、右両件を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。外務委員長堀内詔子君。

日本国の自衛隊とフィリピンの軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件及び同報告書

日本国の自衛隊とフィリピン共和国との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とイタリア共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔堀内詔子君登壇〕

○堀内詔子君 ただいま議題となりました両件につきまして、外務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、日・フィリピン部隊間協力円滑化協定は、令和六年七月八日に署名されたもので、一方の締約国の部隊が他方の締約国を訪問して協力活動を行う際の手続及び同部隊の地位等を定めるものであります。

次に、日伊物品役務相互提供協定は、令和六年十一月二十五日に署名されたもので、自衛隊とイタリア軍隊との間で物品、役務を相互に提供する際の決済手続等を定めるものであります。

両件は、去る五月二日外務委員会に付託され、七日岩屋外務大臣から趣旨の説明を聴取いたしました。九日に質疑を行い、質疑終了後、討論を行い、順次採決を行いました結果、両件はいずれも賛成多数をもって承認すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(額賀福志郎君) これより採決に入ります。

まず、日程第二につき採決いたします。

本件を委員長報告のとおり承認するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(額賀福志郎君) 起立多数。よって、本件は委員長報告のとおり承認することに決まりました。

次に、日程第三につき採決いたします。

〔賛成者起立〕

○議長(額賀福志郎君) 起立多数。よって、本件は委員長報告のとおり承認することに決まりました。

日程第四 日本学術会議法案(内閣提出)

○議長(額賀福志郎君) 日程第四、日本学術会議法案を議題といたします。

委員長長の報告を求めます。内閣委員長大岡敏孝君。

日本学術会議法案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔大岡敏孝君登壇〕

○大岡敏孝君 ただいま議題となりました法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

本案は、日本学術会議の機能強化に向けて、その独立性、自律性を抜本的に高めるため、学術に関する重要事項に係る審議等を行うことにより、学術の向上発達を図るとともに、学術に関する知見を活用して社会の課題の解決に寄与すること

目的とする法人として、日本学術会議を新法により設立するものです。

本案は、去る四月十八日、本会議において趣旨説明及び質疑が行われた後、同日本委員会に付託されました。

本委員会においては、二十三日坂井国務大臣から趣旨の説明を聴取した後、二十五日から質疑に入りました。五月七日には参考人から意見を聴取し、九日質疑を終局いたしました。質疑終了後、討論を行い、採決しましたところ、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(額賀福志郎君) 討論の通告があります。順次これを許します。山登志浩君。

〔山登志浩君登壇〕

○山登志浩君 立憲民主党の山登志浩です。

会派を代表して、日本学術会議法案に反対の立場から討論を行います。(拍手)

まず、会員任命拒否問題についてです。

事の発端は、二〇二〇年十月、当時の菅義偉首相が、合理的な説明を行わないまま、学術会議の会員候補六名の任命を拒否したことにあります。

この問題は、日本学術会議の独立性とそれを担保する人事の自律性を侵害するものであり、その独立性と自律性を基礎づけている学問の自由を脅かし、また、民主主義に由来する行政の公正、透明性の原則及び説明責任の原則に反する点で大きな問題でした。にもかかわらず、今回の本法案の審議においても、政府からは、なぜ任命を拒否したのか、本会議や委員会で明確な答弁がなかったことは極めて遺憾です。

任命拒否の人事介入が行われるまでは、三十年以上にわたり、学術会議が選考した候補者がそのまま会員として任命されてきました。学術会議の真の発展を目指した議論をするのであれば、任命拒否した六名を速やかに任命し、学術会議との信頼関係を再構築するべきです。

次に、日本学術会議の独立性についてです。現行の日本学術会議法を廃止して新法を制定する理由について、法人化することにより学術会議の独立性が高まるという説明がされてきました。しかし、任命拒否問題で学術会議の独立性を毀損した政府自身が、独立性を定める現行法に問題があるとして廃止を主張することは滑稽です。形式的に国の機関から切り離して法人化させたからといって、独立性が高まることはありません。

本法案によって、内閣総理大臣の関与が強化されています。新法によって設立される法人は、内閣総理大臣が会員以外の者から任命する監事が業務一般を監視、監査し、内閣総理大臣に意見を提出する強大な権限を有し、監事の再任の妨げもありません。また、評価委員会の委員も、内閣総理大臣が任命することとされ、中期的な活動計画について意見を述べるなど、政府が、間接的にせよ、運営全般に介入する仕組みになっています。会員選考については、現在の会員自身が次の会員の選考を行うコオプテーション方式が否定され、新会員の選考に当たっては特別な選考方法が採用されます。学術会議会長が選考委員を任命するときは、内閣総理大臣が指定する有識者と協議しなければなりません。また、現在の会員の半数が継続して会員となり得るものの、三年後の改選で再任されることはありません。

すなわち、会員選考における継続性が遮断され、また、任命の過程で政府が排除したい学者に

ついでフィルタリングが行われ、任命拒否と同じことが行われるおそれがあることを指摘しなければなりません。

参考人質疑で梶田隆章前学術会議会長からも、活動面については、幾重にも、監視、管理あるいは助言という形で意見を聞きながらの活動を求められるので、独立した活動ができるのか、また、

会員選考については、新法人となるときに特別な選考方法を求めている点、かつ、通常時も会員選考委員会が選考方針のみならず会員選考にまで意見を述べる点に懸念を持つと述べられました。

このように、政府が介入しようと思えばできる仕組みが幾つも組み込まれており、介入したくてもできない仕組みであるべきです。

次に、財政民主主義についてです。政府は、本法案の正当化のために、度々財政民主主義を答弁で持ち出していました。

財政民主主義とは、財政は国会の意思に基づいて行使しなければならないというのが一般的な理解ですが、国が金を出しているのだから口を出すのは当然と言わんばかりに、財政民主主義を振りかざすことがあつてはなりません。また、中期的な活動計画や年度計画の策定を通じて、国費による予算措置が学術会議の活動を方向づける手段になることが危惧されます。

最後に、本法案の提出に至るプロセスを見ると、政府は学術会議に対する配慮が欠如していたことを厳しく指摘しなければなりません。

学術会議の会長経験者からは、七十五年余りにわたって培われてきた学術に基づいて社会と政府に発信するという機能を弱体化させ、ひいては日本の学術の終わりの始まりとすることになりかねない旨の声明が出され、学術会議や学問の自由を

脅かしかねないと警鐘が鳴らされています。

学術会議の在り方を法律で定めるに当たっては、学問の自由に由来する独立性、自律性が保障されることが大前提であり、本法案はそれを満たしていないことを厳しく指摘し、反対の討論いたします。

御清聴ありがとうございます。（拍手）

議長（額賀福志郎君） 三木圭恵君。

（三木圭恵君登壇）

〇三木圭恵君 日本維新の会の三木圭恵です。

私は、会派を代表し、日本学術会議法案に賛成の立場から討論をいたします。（拍手）

本来であれば、全面的に国の補助金で運営するのではなく、日本学術会議の独立性を担保するためにも、資金面でも自立していくことが求められます。そういった意味では、今回の法案はまだまだ不十分であり、全面的に賛成とは言えません。

最大の問題は、国からの独立を掲げながら、年間十二億円にも及ぶ税金投入が続くことです。学問の自由を追求し、真の独立を勝ち取るためには、財政面でも独立し、民営化の道を進むことが本来の姿であり、国民からの支持や期待に応えていくことでしょう。

しかし、不十分な法案とはいえ、本法案に反対し廃案にするとすれば、現行の学術会議がそのまま存続することになり、それでは必要な改革を先送りすることにしかありません。本法案を第一歩とし、民営化に向けた抜本的改革に取り組んでいくべきです。

本法案が提出された背景として、いわゆる任命拒否問題があると指摘されています。

現行制度の下、国の行政機関であるからには、特別職の国家公務員としての適格性、政治的中立性の確保など、総理の任命権に基づく判断は尊重

されて当然です。同時に、法に根拠がある行為である以上、任命拒否について国民に対する説明責任があることも当然です。政府は、人事に関することだからと説明を拒む姿勢を改めるべきです。

国民に広く説明責任を果たし、国民の理解を得ることが必要です。

学術会議の立場から見れば、本法案によって国の機関でなくなれば総理の任命手続も不要で、任命するしないの問題に時間を取られることなく、科学的助言など本来の業務に専念することができそうです。本来業務に専念できることは本望ではないでしょうか。

学術会議が、今後、我が国最高の科学アカデミーとして国民から信頼されるためには、学術会議の政治的中立性を確保することが非常に重要です。

特定の政党や外部勢力が介入し、影響を及ぼすようなことはあってはなりません。我が党のこの指摘に対し、日本共産党は、我が党は学術会議に對し不当な介入、干渉を行った事実は一切ありませんと反論しましたが……（発言する者あり 済みません、共産党の批判に対して立憲民主党の一期生がやじを飛ばすというのはどういうことでしょうか。一九五〇年発行の同党の雑誌「前衛」四十七号の中で、同党の幹部、宮本顕治氏は、学術会議選挙で党員専門家が最高点を得た成果について赤旗は大きく取り上げた、あからさまに会員選挙に党として介入したことを語っています。学術会議の法人化が学問への政治の介入だと非難されるのであれば、まずは自分たちの党の歴史を勉強されることをお勧めします。

また、五月九日の内閣委員会において、日本共産党の塩川委員より、三木委員のやっていることは反社会的集団の統一教会系団体と同じものである

り、統一教会と一体と見られても仕方がないと発言されましたが、私は統一教会とは無関係であり、根拠のない誹謗中傷です。日本共産党を非難すれば統一教会と同じだなどと一生懸命レッテル貼りをされる姿は、怒りを通り越して気の毒とすら思いますが、内容が真実と違うので痛くもかゆくありませんし、そんなことで私が黙るとお考えなら、大きな間違いであることを指摘させていただきます。

過去の歴史を真摯に反省し、特定の政治勢力やイデオロギーによる支配を許さず、国民全体の利益のための科学という、本来あるべき姿を取り戻すべきです。

そのために、本法案で新設される選定助言委員会など、会員候補者の選定に当たっての一定の外部の科学者の目は必要となります。この点、特に、会員の選定プロセスにおける現在のコオプテーション方式は、組織の内部の価値観が固定化されるリスクをはらんでいます。新しい知見や多様な視点が積極的に取り入れられるような制度に改めることで、学術会議がより多様な意見を取り入れ、時代に即して柔軟に対応することが可能となるでしょう。

本法案では、コオプテーションの考え方を引き継ぐとする一方で、これまでの会員は一旦リセットし、新法人の下で新たに選出するとしています。

この点について、この四月に開催された学術会議総会において一部会員から驚くべき発言があったことが、五月七日と九日の内閣委員会で指摘されました。この法律が通ること、これまでとは違う人が入ってくる、文系には政府にすり寄る、かなり右に立っている人が確実にいる、そういう人たちがここに入ってくる、そういう状態を許し

ていいのか考える必要があるとの発言です。これは、まさしく、現状の学術会議はイデオロギーによって会員を選別している実態を示すものであり、これをリセットすることは待ったなしです。運営費用については、本法案では、学術会議の業務の財源に充てるため、政府が必要と認める金額を補助することができるとしていますが、できるだけ早い時期に税金依存の体質を改めていく必要があります。新しい法人が国民に対して透明性のある財務運営を実行することは、寄附を始めた多様な自主財源を確保し、真に独立した自主的な組織として発展していくためにも不可欠だと考えます。

科学的助言が社会から一定の重みを持つて受け止められるのは、国の機関だからではなく、そのクオリティーが高いから、国民から求められている機能、役割を果たし理解、信頼されているからであり、そのような価値あるものについては自然と注目も集まります。国の機関として行政を通して間接的な影響力ではなく、独立した一組織として国民にダイレクトに働きかけることができれば寄附も集まるでしょう。

また、政府は、寄附に対する国民の機運を醸成し、学術に関する国民の関心を高めることを目的に、国民が学術会議に寄附をした際には寄附金控除の制度を設けるなどの税制措置をすることなども早急に検討していただくことを要望とします。学術会議の活動内容についても、本法案を機に改善が求められています。

四月の総会の際、学術会議が発表した声明では、設立以来の七十六年の歴史的成果として南極地域観測と初期の原子力開発を挙げっていますが、近年、国民の苦難となっていた新型コロナウイルスによるパンデミックや東日本大震災に伴う放射

線や放射性物質の問題などに対して学術会議がどのように役立ったのかを示すことはありませんでした。逆説的に言えば、学術会議の役割は南極観測や原子力開発までであり、既にその役割を終えているということではないでしょうか。

学術会議は、設立以来、軍学共同反対のスローガンの下に、かたくなに国防技術の研究への協力を拒み続けてきました。しかし、そのことが科学技術一般の進歩の妨げになってきました。

令和四年になってようやく学術会議は、軍民共用、いわゆるデュアルユースとそうでないものに単純に二分することは困難との新たな見解を示しましたが、その後、大学から防衛省へのデュアルユース研究の応募が増えたことから、学術会議が大学の研究を実質的に阻害してきたことは明白であり、それまでの研究の遅れを思うと遺憾でなりません。今後は大いに防衛技術の研究に貢献し、我が国の安全保障、平和の維持のために科学の力を発揮していただきたいと思えます。

本法案はあくまでも改革への最初の一步にすぎず、これで終わりではなく、廃止又は完全民営化を含めた抜本改革を実現するまでは改革の手を緩めるわけにはいきません。本法案の附則第二十七条の検討規定については、施行後六年にこだわらず、不断に見直しを行い、議論を続けていくべきです。

以上、提案いたしましたして、賛成討論とさせていただきます。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

○議長(額賀福志郎君) 田中健君。

(田中健君登壇)

○田中健君 国民民主党の田中健です。

ただいま議題となりました日本学術会議法案につきまして、会派を代表して、反対の立場から討

論を行います。(拍手)

まず、確認しておきたいことがあります。それは、日本学術会議の法人化そのものに反対しているわけではないということです。むしろ、時代の変化に応じて組織の在り方を見直し、自律性と柔軟性を高めていくこと自体は、前向きに検討されるべき課題であります。

参考人質疑の中でも、日本学術会議梶田元会長からは、日本の場合、立法院への科学的助言のチャネルがないことが課題であり、立法院への助言機能が明記されるなら、法人化のメリットになるとの言及がありました。現在のようないい財政状況の中で、効率的かつ機動的な運営を求める観点から、法人格の付与という制度設計に一定の合理性があることも理解をしております。

しかしながら、本法案が国会に提出されるまでの経緯、そしてその中身を慎重に検討することには、やはり本法案を現段階で成立させることには大きな疑問が残ると言わざるを得ません。

最大の問題は、日本学術会議が国際的なアカデミーとしての信頼を維持し続けるために不可欠とされる五要件が、法案の設計において十分に尊重されていないという点です。これらは、いずれも、ユネスコや国際学術会議など国際的な学術機関が共有する基準であり、日本が学術国家として国際的な信頼を維持するためには不可欠な価値であります。

ところが、本法案では、監事の任命権が内閣総理大臣にあること、さらには、学術会議の運営状況を評価する第三者委員会の評価委員会委員についても総理が任命する仕組みになっています。これは、名目上の法人化を通じて形式的には独立性を高めたように見せかけつつも、実質的には政府の関与を強化する構造になりはしないかという懸

念を生むことになりました。また、法人化の際とその三年後の二回にわたって採用される会員選考方式が、現会員が次期会員を選考するコオプテーションという世界標準の会員選考方式からほど遠いものであるという点にも懸念が表明されています。しかし、現場から上がっているこれらの声に納得し得る回答は示されず、最後まで懸念が解消されることはありませんでした。

こうした懸念は、学術会議の現職の会員のみならず、広く学術界からも強く表明がなされています。日本学術会議を構成する会員は、あらゆる学問分野の中から厳正な手続に基づいて選ばれ、国家としての知の基盤を担う存在です。その構成員から独立性が脅かされるという声が上がっていること自体が、既にこの法案の問題性を如実に物語っているのではないのでしょうか。

また、全国の学会、学協会からも次々と懸念や反対の声明が発表されています。日本物理学会、日本心理学会、日本社会学会、日本法社会学会など主要な学会が名を連ねており、その数は百を超える規模にまで及んでいます。これらの学会は、それぞれの専門性の高い分野を担いながらも、共通して、学術の独立性は守らなければならないという立場から、本法案の問題点を指摘しています。

これほどまでに学術界が分断された状況の中で、政府が一方的に法案を成立させることは、我が国の学術に対する信頼を大きく損なう結果となりかねません。

とりわけ、二〇二〇年に発生した、日本学術会議の会員候補六名が任命拒否をされた問題は、いまだに十分な説明がなされておらず、学術界の不信を払拭するに至っていません。そのような中で、学術会議の構造そのものを大きく変える法案

を性急に成立させることは、国民の理解を得る上でも極めて困難であると考えます。

更に申し上げれば、今回の法案では、法人化後の財源や運営体制についての具体像が曖昧なままであり、会議の運営に必要な人的、財政的支援が将来的にどのように確保されるのか依然として不透明です。この点についても、現場から不安の声は絶えません。

私たちは、学術会議が、政府からの独立性を保ちながら、国民のために自由で公正な知を提供し続ける存在でなければならないと考えます。だからこそ、今私たちがすべきことは、拙速な法整備、法改正ではなく、政府と学術界が対話を重ね、信頼を再構築することにあります。そして、学術の独立性を真に保障する制度設計を丁寧につくり上げていくことが、学術会議の未来にとっても、知と自由が尊重される社会の未来にとっても必要不可欠であるとの結論に至りました。

以上の理由から、会派を代表して、反対の討論といたします。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

○議長(額賀福志郎君) 上村英明君。

〔上村英明君登壇〕

○上村英明君 れいわ新選組の上村英明です。

私は、日本学術会議法案について、会派を代表し、断固反対の立場から討論いたします。(拍手)

格言ですが、愚者は経験に学び、賢者は歴史に学びという言葉があります。ドイツの宰相ビスマルクの言葉と言われています。約五千万人から八千万人の未曾有の人命が失われ、我が国でも沖縄戦を含め約三百万人が帰らぬ人となった第二次世界大戦、そしてその大きな原因の一つが科学技術の軍事利用でした。これを深く反省し、一九四九年、日本の科学者を代表し、科学を平和の達成に

貢献させる組織として日本学術会議が誕生しました。日本学術会議は、紛れもなく、歴史に根差した平和主義の組織です。

時あたかも、二〇一〇年代には日本の平和主義の解体が始まります。二〇一四年には、一九七六年、三木武夫政権によって確立され、実質的に武器輸出を行わないとした武器輸出三原則が廃止され、それを可能とする防衛装備移転三原則への転換が図られました。これは、かつてアイゼンハワー大統領が警告した軍産複合体の日本における始まりです。さらに、翌二〇一五年には、防衛装備庁による安全保障技術研究推進制度が制定されましたが、これによって日本における軍産学共同体の形成が始まりました。早速、二〇一七年、日本学術会議は、軍事的安全保障研究についての声明で、こうした軍事研究への警鐘を鳴らしました。これはイデオロギーの問題ではなく、当然のことです。

これに対し、二〇二〇年、時の政権による一方的な六名の会員候補の任命拒否が行われ、この問題をきっかけとして、あたかも日本学術会議に深刻な問題があるかのように論点をすり替えて出てきたものが本法案であります。立法事実も曖昧であるばかりか、この目的は、政府が言う日本学術会議の強化ではなく、政府に異議を唱える組織の解体です。

本議場の皆さんに申し上げます。健全な政府には、きちんとした批判を正面から受け入れる度量、そして健全な独立性を持った組織が不可欠です。改めて、健全な政府への道を進むための戦後八十年の歴史の意義を強調します。

れいわ新選組は、この法案をとんでも法リストに入れました。いずれ廃案にすることを宣言して、反対討論を終わりたいと思います。(拍手)

○議長(額賀福志郎君) 塩川鉄也君。

〔塩川鉄也君登壇〕

○塩川鉄也君 私は、日本共産党を代表して、日本学術会議法案に反対の討論を行います。(拍手) 先ほどの、維新、三木議員の我が党に対する発言は、事実をゆがめた暴言であり、断じて認めることはできません。その暴言は、統一協会の主張を丸写ししたものであり、維新の会の知的退廃と墮落を露呈したことを示しています。今日、このような賛成討論をするしかないこと自体が、本法案がいかに道理がないかを証明するものであります。断固抗議し、撤回を求めるものであります。

そもそも、政府には本法案を提出する資格がありません。安倍、菅両政権が行った会員候補六名に対する違法、不当な任命拒否をいまだ撤回せず、その理由すら明らかにしないまま、一方的に、現行の日本学術会議を解体して全く別の組織につくり変えるという乱暴なやり方で学問の自由を踏み荒らす政府の姿勢に断固抗議をするものです。

法案が廃止を明記した現行の日本学術会議法は、その前文で、「科学が文化国家の基礎であるという確信に立つて、科学者の総意の下に、わが国の平和的復興、人類社会の福祉に貢献し、世界の学界と提携して学術の進歩に寄与する」と学術会議設立の趣旨をうたっています。

戦前の日本が学術を政治に従属させ、また、学術の側も戦争遂行に加担する役割を果たしたことへの痛苦の反省の上に、学問の自由を保障する日本国憲法に立脚し、科学者の総意の下に我が国の平和的復興に貢献することを使命とした戦後の出発点を消し去ることは、到底許されるものではありません。

重大なことは、坂井担当大臣が、特定のイデオ

ロギーや党派的主張を繰り返す会員は今度の法案では解任できると答弁したことです。政府の意に沿わない会員は、学者の学識にかかわらず、党派のと勝手に決めつけて排除する法案だと述べたものであります。学問の自由、思想信条の自由に対するあらゆるさまざまな侵害であり、法案の本質が、日本学術会議を解体し、その独立性を奪い、軍事研究を始め政府や財界の意に沿う方向に学術界を動員することを示すものです。この道が学問の自由を奪い、学術の衰退をもたらし、日本の進路をも誤らせることは、歴史の教訓であります。

法案が、現行法にある独立して職務を行うとの規定を削除し、日本学術会議の運営、財務、会員選考にまで政府が介入できる仕組みをつくらうとしていることに、学術会議の総会が採択した声明は、独立性の阻害が意図されていると深刻な懸念を表明したことを重く受け止めるべきであります。

日本の学術を圧殺する法案に反対する多くの学者、学協会や市民とともに、本法案を廃案にするため最後まで力を尽くすことを表明し、討論を終わります。(拍手)

○議長(額賀福志郎君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(額賀福志郎君) 採決いたします。

本案の委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(額賀福志郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

令和七年五月十三日 衆議院会議録第二十五号

議長の報告

六

○議長(額賀福志郎君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時四十三分散会

出席国務大臣

総務大臣 村上誠一郎君
外務大臣 岩屋 毅君
国務大臣 坂井 学君

○議長の報告

(法律公布奏上及び通知)

一、去る八日、次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律

(通知書受領)

一、去る九日、参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

航空業務に関する日本国とチェコ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

航空業務に関する日本国とルクセンブルク大公国との間の協定の締結について承認を求めるの件

千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定のサービスの貿易に関する一般協定の日本国の特定の約束に係る表の改善に関する確認書の締結について承認を求めるの件

東南アジア諸国連合貿易投資観光促進センターを設立する協定の第二次改正の受諾について承認を求めるの件

一、去る九日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律
株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律

国会法及び議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律

(理事補欠選任)

一、昨十二日、決算行政監視委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 阿部 司君(理事杉本和巳君去る一月二十二日委員辞任につきその補欠)

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任

補欠

石橋林太郎君

坂本竜太郎君

高市 早苗君

上田 英俊君

奥野総一郎君

酒井なつみ君

山川 仁君

高井 崇志君

高井 崇志君

上村 英明君

坂本竜太郎君

石橋林太郎君

上田 英俊君

高市 早苗君

酒井なつみ君

奥野総一郎君

上村 英明君

山川 仁君

農林水産委員

辞任

補欠

長谷川淳二君

上田 英俊君

上田 英俊君

勝目 康君

勝目 康君

長谷川淳二君

一、去る九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

補欠

石原 宏高君

金子 容三君

山口 壯君

若山 慎司君

橋本 慧悟君

大塚小百合君

若山 慎司君

福原 淳嗣君

大塚小百合君

長友よしひろ君

金子 容三君

石原 宏高君

福原 淳嗣君

山口 壯君

長友よしひろ君

橋本 慧悟君

外務委員

辞任

補欠

逢沢 一郎君

川崎ひとと君

大空 幸星君

坂本竜太郎君

広瀬 建君

大西 洋平君

松本 尚君

神田 潤一君

深作ヘスス君

白木 秀剛君

川崎ひとと君

塩崎 彰久君

神田 潤一君

松本 尚君

大西 洋平君

広瀬 建君

坂本竜太郎君

大空 幸星君

塩崎 彰久君

逢沢 一郎君

白木 秀剛君

深作ヘスス君

財務金融委員

辞任

補欠

牧島かれん君

井出 庸生君

江田 憲司君

川原田英世君

海江田万里君

佐藤 公治君

中川 宏昌君

角田 秀穂君

井出 庸生君

牧島かれん君

川原田英世君

江田 憲司君

佐藤 公治君

海江田万里君

角田 秀穂君

中川 宏昌君

文部科学委員

辞任

補欠

遠藤 利明君

丹羽 秀樹君

船田 元君

若山 慎司君

松野 博一君

高木 啓君

山本 大地君

坂本竜太郎君

五十嵐えり君

津村 啓介君

竹内 千春君

川内 博史君

丹羽 秀樹君

平沼正二郎君

若山 慎司君

島田 智明君

坂本竜太郎君

山本 大地君

島田 智明君

船田 元君

高木 啓君

松野 博一君

平沼正二郎君

遠藤 利明君

川内 博史君

竹内 千春君

津村 啓介君

五十嵐えり君

厚生労働委員

辞任

補欠

八幡 愛君

高井 崇志君

高井 崇志君

八幡 愛君

経済産業委員

辞任

補欠

鬼木 誠君

田畑 裕明君

坂本竜太郎君

大空 幸星君

村上 智信君

空本 誠喜君

平岩 征樹君

森ようすけ君

田畑 裕明君

国光あやの君

大空 幸星君

坂本竜太郎君

国光あやの君

鬼木 誠君

空本 誠喜君

村上 智信君

森ようすけ君

平岩 征樹君

国土交通委員

辞任

補欠

西田 昭二君
谷田川 元君
五十嵐 清君
高木 啓君
篠田奈保子君
西田 昭二君
谷田川 元君

一、昨十二日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

辞任

補欠

高木 啓君
谷 公一君
山田 賢司君
黒岩 宇洋君
近藤 和也君
酒井なつみ君
藤岡たかお君
徳安 淳子君
長友 慎治君
橋本 幹彦君
赤羽 一嘉君
櫛渕 万里君
田村 貴昭君
津島 淳君
井出 庸生君
岩田 和親君
新谷 正義君
柴田 勝之君
長妻 昭君
波多野 翼君
山 登志浩君
齋藤アレックス君

許斐亮太郎君

村岡 敏英君

決算行政監視委員

辞任

補欠

棚橋 泰文君
中谷 真一君
野田 聖子君
福田 達夫君
松野 博一君
青柳陽一郎君
馬淵 澄夫君
志位 和夫君
大空 幸星君
鬼木 誠君
川崎ひでと君
高木 啓君
岡本あき子君
杉村 慎治君
辰巳孝太郎君
中谷 真一君
福田 達夫君
野田 聖子君
松野 博一君
棚橋 泰文君
青柳陽一郎君
馬淵 澄夫君
志位 和夫君

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、去る九日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

東日本大震災復興・防災・災害対策に関する特別委員

辞任

補欠

西田 昭二君
西園 勝秀君
高木 啓君
大森江里子君

政治改革に関する特別委員

辞任

補欠

江田 憲司君
黒岩 宇洋君
源馬謙太郎君
福島 伸享君
川原田英世君
篠田奈保子君
馬場 雄基君
緒方林太郎君
江田 憲司君
黒岩 宇洋君
源馬謙太郎君
福島 伸享君

(憲法審査会委員辞任及び補欠選任)

一、去る八日、議長において、次のとおり委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

憲法審査会委員

辞任

補欠

山田 賢司君
平岩 征樹君
島田 智明君
西岡 秀子君
西岡 秀子君
平岩 征樹君

(議案付託)

一、去る八日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

保険業法の一部を改正する法律案(内閣提出第三七号)
財務金融委員会 付託

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第五〇号)
厚生労働委員会 付託

環境影響評価法の一部を改正する法律案(内閣提出第五一号)
環境委員会 付託

株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律案(内閣提出第一八号)
東日本大震災復興・防災・災害対策に関する特別委員会 付託

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二〇号)
政治改革に関する特別委員会 付託

(議案送付)

一、去る八日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

民事裁判情報活用の促進に関する法律案

(議案通知)

一、去る八日、参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律案

(議案通知書受領)

一、去る九日、参議院から、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

国会法及び議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律案

一、去る九日、参議院から、本院の送付した次の件を承認することを議決した旨の通知書を受領した。

航空業務に関する日本国とチェコ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

航空業務に関する日本国とルクセンブルク大公国との間の協定の締結について承認を求めるの件

東南アジア諸国連合貿易投資観光促進センターを設立する協定の第二次改正の受諾について承認を求めるの件

千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定のサービスの貿易に関する一般協定の日本国の特定の約束に係る表の改善に関する確認書の締結について承認を求めるの件

一、去る九日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案

株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案

(調査要求承認)

一、決算行政監視委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は昨十二日これを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、歳入歳出の実況に関する事項

二、国有財産の増減及び現況に関する事項

三、政府関係機関の経理に関する事項

四、国が資本金を出資している法人の会計に関する事項

五、国が直接又は間接に補助金、奨励金、助成金等を交付し又は貸付金、損失補償等の財政援助を与えているものの会計に関する事項

六、行政監視に関する事項

二、調査の目的

決算の適性を期し、行政監視の機能を果たすため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

令和七年五月十二日

決算行政監視委員長 鈴木 義弘

衆議院議長 額賀福志郎殿

(質問書提出)

一、去る八日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

融資一体型変額保険被害者の被害の現状に関する質問主意書(海江田万里君提出)

一、去る九日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

太平洋クロマグロの資源管理に係る沖縄県への漁獲可能量の配分等に関する質問主意書(屋良朝博君提出)

日台民間漁業取決め及び日中漁業協定の見直し等に関する質問主意書(屋良朝博君提出)

外国人による国民健康保険料等の未納・滞納や医療サービス濫用への対策の必要性に関する質問主意書(竹上裕子君提出)

一、昨十二日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

宮ヶ瀬湖におけるフィッシング利用の実現可能性に関する質問主意書(長友よしひろ君提出)

リニア中央新幹線関東車両基地までの回送線旅客線化に関する質問主意書(長友よしひろ君提出)

相模川水系道志川の維持流量に関する質問主意書(長友よしひろ君提出)

(答弁書受領)

一、去る九日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員島田洋一君提出太陽光発電設備の安全性に関する質問に対する答弁書

衆議院議員緒方林太郎君提出米政策に関する質問に対する答弁書

衆議院議員井坂信彦君提出がん検診の新技術に関する質問に対する答弁書

衆議院議員井坂信彦君提出山林火災の消火活動に海水を利用することに関する質問に対する答弁書

衆議院議員上村英明君提出難民認定申請者の保護に関する質問に対する答弁書

衆議院議員五十嵐えり君提出ビール製造免許及び発泡酒製造免許を有する小規模事業者の実態に係る国税庁の保有する情報の開示に関する質問に対する答弁書

衆議院議員八幡愛君提出日本の成人向け映像コンテンツによる外貨獲得の機会損失と海賊版対策に関する質問に対する答弁書

衆議院議員八幡愛君提出統合型リゾート(IR)開設に伴う性風俗産業及び感染症対策等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員矢崎堅太郎君提出NHKに関する質問に対する答弁書

令和七年四月二十一日提出
質問 第一一五七号

太陽光発電設備の安全性に関する質問主意書
提出者 島田 洋一

太陽光発電設備の安全性に関する質問主意書

二〇一一年三月二十五日、政府は建築基準法施行令を改める閣議決定をし、「土地に自立して設置する太陽光発電設備のうち、高さが四メートルを超えるもの」を建築基準法の規制対象外とした。その結果、該当する設備は、工事完了後の行政・第三者機関による安全検査の受検義務から除外され、建築確認も不要となった。

建築物の屋上に設置する太陽光発電設備についても、二〇二三年三月十三日に国土交通省住宅局建築指導課長が各都道府県建築行政主務部長宛てに発出した通知に「メンテナンス等を除いて架台下の空間に人が立ち入らない」等の条件を満たせば、建築確認が原則不要とされた。以後、設計強度の適合可否の確認は業者側に委ねられている。

前記の改正等が、太陽光発電設備の安全性低下につながり、強風に弱い設備が全国に点在する状態を招いたのではないかと考える。

そこで以下、質問する。

一 二〇一二年度から二〇二四年度における、太陽光パネルや架台の飛散、倒壊など人命および財産を損ないかねない事故の発生件数について、政府の把握するところを可能な限り回答されたい。

二 規制対象外となった太陽光発電設備を再び建築基準法の規制の下に置くなど、安全性を強化する措置を取るべきと考えるが、石破茂総理大臣の見解を問う。

右質問する。

内閣衆質二一七第一一五七号
令和七年五月九日

内閣総理大臣 石破 茂

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員島田洋一君提出太陽光発電設備の安全性に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員島田洋一君提出太陽光発電設備の安全性に関する質問に対する答弁書

一について
お尋ねの「太陽光パネルや架台の飛散、倒壊

など人命および財産を損ないかねない事故」の
具体的に意味するところが明らかではなく、
「発生件数」を網羅的にお答えすることは困難で
あるが、電気関係報告規則（昭和四十年通商産
業省令第五十四号）に基づく電気事業者等から
の報告を基に経済産業省において確認してい
るものとして、電気工作物（電気事業法（昭和三十
九年法律第七十号）第二条第一項第十八号に
規定する電気工作物をいう。以下同じ。）のうち
太陽電池発電に係るもの（以下「太陽電池発電設
備」という。）について、①令和四年度及び令和
五年度における同法第三十八条第三項に規定す
る小規模事業用電気工作物（以下「小規模事業用
電気工作物」という。）の破損等による死傷又は
物損の件数、②平成二十四年度から令和五年度
までの各年度における同条第四項各号に掲げる
事業を営む者がその事業の用に供する電気工作
物の破損等による死傷又は物損の件数並びに
③平成二十四年度から令和五年度までの各年度
における同項に規定する自家用電気工作物のう
ち小規模事業用電気工作物を除くものの破損等
による死傷又は物損の件数をお示すると、次
のとおりである。なお、令和六年度について
は、現在集計中であり、また、小規模事業用電
気工作物については、高圧ガス保安法等の一部
を改正する法律（令和四年法律第七十四号）によ
り小規模事業用電気工作物が規定されて以降の
件数である。

平成三十年度 ② 零件 ③ 二十一件

令和元年度 ② 零件 ③ 五件

令和二年度 ② 零件 ③ 七件

令和三年度 ② 零件 ③ 二件

令和四年度 ① 十三件 ② 零件 ③ 四件

令和五年度 ① 四件 ② 零件 ③ 十件

二について

御指摘の「土地に自立して設置する太陽光発電設備のうち、高さが四メートルを超えるもの」を含む太陽電池発電設備については、電気工作物に係る電気事業法に基づく必要な規制がなされており、また、御指摘の「メンテナンス等を除いて架台下の空間に人が立ち入らない」等の条件を満たした「建築物の屋上に設置する太陽光発電設備」については、原則として建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第二条第三号に規定する建築設備に該当するため、さび止め又は防腐のための措置を講ずることや支持構造部を建築物に緊結すること等の同法に基づく必要な規制がなされているものと考えている。

令和七年四月二十二日提出

質問 第一五八号

米政策に関する質問主意書

提出者 緒方林太郎

米政策に関する質問主意書

平成五年十二月十七日に閣議了解されたガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意の実施に伴う農業施策に関する基本方針には、「米のミニマム・アクセス導入に伴う転作の強化は行わない」とある。

一方、本年四月十五日の財政制度等審議会財政

制度分科会における財務省提出資料には「M A 米
について、例えば、九月以降に実施している S B
S の入札を前倒しで行うことや S B S 枠の拡充を
行うことなど、民間の実需に応じて主食用米とし
て活用できる柔軟性を高めれば、国内需給の調整
弁として、全体の米供給の安定化に資するのでは
ないか」との記述がある。

いわゆるミニマム・アクセス米について、転作
の強化を行うことなく、民間の実需に応じて主食
用米として活用する可能性はがあると、政府は考え
ているか。

右質問する。

内閣衆質二一七第一五八号
令和七年五月九日
内閣総理大臣 石破 茂
衆議院議長 額賀福志郎殿
衆議院議員緒方林太郎君提出米政策に関する質
問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕
衆議院議員緒方林太郎君提出米政策に関す
る質問に対する答弁書

御指摘の「ミニマム・アクセス米の輸入につ
いては、「ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意
の実施に伴う農業施策に関する基本方針」（平成五
年十二月十七日閣議了解）において、「米のミニマ
ム・アクセス導入に伴う転作の強化は行わないこ
と」としており、現時点においても、国産米の需
給に悪影響を与えないよう、この基本方針に基づ
き対応しているところ、その限りにおいて、「民
間の実需に応じて」、主食用米としての活用も含
め「ミニマム・アクセス米」を活用しているところ
である。

令和七年四月二十三日提出
質 問 第 一 五 九 号
がん検診の新技术に関する質問主意書
提出者 井坂 信彦

がん検診の新技术に関する質問主意書
日本人の死亡原因の第一位は悪性新生物（以
下、がんという。）であり、長年にわたって一番多
くなっている。国立研究開発法人国立がん研究セ
ンターによると、二〇二〇年に新たに診断された
がんは九十四万五千五百五十五例、二〇二三年にがん
で死亡した人は三十八万二千五百四人、二〇〇九
年から二〇一一年にがんを診断された人の五年相
対生存率は男女計で六十四・一％となっている。
長寿化が進んだ我が国において、一生のうちにが
んと診断される確率は男性で六十二・一％、女性
で四十八・九％と、二人に一人はがんを経験する
時代となっている。

がんの治療には長期の入院や高額な先進医療、
高額な抗がん剤が必要となるため、保険医療
費の拡大や高額療養費制度の課題が議論されてい
る。

一方で、がんの早期発見・早期治療が進めば医
療費の拡大は防ぐことができ、患者や家族にとつ
ても苦痛や負担が少なくて済む。がん検診を充実
させることが、健康寿命の延伸や医療費の削減等
につながる、今後の我が国の医療の持続可能性を
高めることになると考える。がんの予防や検査の
充実を進めるため、以下、政府に質問する。

一 現在、厚生労働省の指針で定めるがん検診
は、胃がん、子宮頸がん、肺がん、乳がん、大
腸がんとなっている。しかしがん死亡者数では
先述の五つ以外に、膵臓がん、肝臓がんが上位
に入っている。またがん罹患数では、前立腺が

んが上位に入っている。政府はがん検診の項目拡大についてどう考えているか、見解を伺う。

二 厚生労働省では、がん検診の受診率を六十%以上とすることを目標にしている。しかし実態は先述の五つのがん検診において、受診率は高いもので五十%台、少ないものは三十%台となっており、目標を達成できていない。厚生労働省は全ての国民ががん検診を受診しやすい環境の整備を進めるとのことだが、具体的な施策が必要と考える。がん検診受診者へ何らかのインセンティブを付与する、あるいは受診しない人にデメリットを与えるということを考えているか、政府の見解を伺う。

三 いわゆるPET検査は、一度にほぼ全身の撮影ができ、がんの有無や広がりや早期に発見できる検査方法である。しかし、がんなどの保険適用の疾病が見つかった場合に、治療の一環として保険適用でPET検査を受けられるだけで、初期発見のためにPET検査を利用する場合は保険適用にならず全額自己負担となる。精度の高いPET検査を、初期発見から保険適用ができるよう、見直し等を考えられないか、政府の見解を伺う。

四 国立研究開発法人である国立がん研究センターや国立長寿医療研究センターを含む共同研究グループは、いわゆるマイクロRNAからがんの種類を高い精度で区別できることを実証した。現在は尿を使ったマイクロRNA検査が実用化されているが、保険の適用にはなっていない。国立の医療研究機関が実証した技術について、政府のがん検診に組み入れるか、検診実施者に補助をするなどして推奨すべきと考えるが、政府の見解を伺う。

五 前記の他にも、様々ながん検診の研究開発が

進んでいる。消化器がんの遺伝子検査であるマイクロアレイ血液検査、血液中のアミノ酸濃度から検査するAICS(アミノインデックス)、血液中のタンパク質などの物質の変化を調べる腫瘍マーカー検査、膵臓がんのリスクを調べる膵酵素、胃がんのリスクを調べるABC検診、遺伝性腫瘍を調べる生殖細胞系列遺伝子検査など、保険適用外のがん検診が多数存在する。こうした新技術に対して有効性を確認して、保険適用や補助をするなどして検診を推奨することが考えられるが、政府の見解を伺う。

内閣衆質二一七第一五九号

令和七年五月九日

内閣総理大臣 石破 茂

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員井坂信彦君提出がん検診の新技術に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員井坂信彦君提出がん検診の新技術に関する質問に対する答弁書

一について

「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」(平成二十年三月三十一日付け健発第〇三三〇五八号厚生労働省健康局長通知別添。以下「指針」という。)において、市町村(特別区を含む。以下同じ。)が健康増進法(平成十四年法律第百三十三号)第十九条の二の規定に基づき実施する健康増進法施行規則(平成十五年厚生労働省令第八十六号)第四条の二第六号に掲げがん検診(以下「がん検診」という。)を定めているところ、がん検診については、指針において「がんの死亡率を減少させることを目的」と

しており、また、公的財源の活用により実施されていること等の理由により、がんによる死亡率を減少させることについて信頼性の高い科学的根拠があると認められた検査の実施を推奨すべきと考えている。

その上で、お尋ねについて、指針に定めるがん検診以外に「項目」を「拡大」することについては、現時点においては、当該科学的根拠がある」と認められるものはないことから、考えていない。

二について

御指摘の「がん検診受診者」及び「受診しない人」は、それぞれ、がん検診を受診した者及びがん検診を受診しなかった者と理解すれば、政府としては、「全ての国民ががん検診を受診しやすい環境の整備を進める」ための具体的な施策として、これらの者に対して、御指摘のように「何らかのインセンティブを付与する」又は「デメリットを与える」という方法ではなく、例えば、市町村が、受診対象者に対し郵送や電話などにより個別の受診勧奨又は再勧奨を行う場合や、子宮頸がん検診や乳がん検診の初年度の受診対象者に対するクーポン券の配布等を行う場合において、これらに係る費用に対する補助を行ってきており、引き続き、こうした施策を推進してまいりたい。

三について

疾病予防についての御指摘の「保険適用」については、令和四年四月十三日の衆議院厚生労働委員会において、政府参考人が「公的医療保険につきましては、その発生が偶発的で予測できない疾病や負傷といったリスクに對しまして被保険者相互の支え合いによって備えることを基本的な考え方としておりますので、現に疾病や

負傷が生じていない状態で、任意に受けることができる疾病予防につきましては、保険給付の対象とはしていないところでございます。この疾病予防を保険給付の対象とすることにつきましては、このほかに、がん検診や予防接種など、幅広い疾病予防の取組をどのように整理するのか、医療保険財政が極めて厳しい中で保険者の理解が得られるのかなどの課題があり、慎重な検討が必要と考えております。」と答弁しているところである。

その上で、お尋ねの「初期発見のため」の「PET検査」についても、当該「疾病予防の取組」であり、御指摘の「保険適用」については、慎重な検討が必要と考えている。

四について

御指摘の「国立の医療研究機関が実証した技術」には様々なものがあり、一概にお答えすることは困難であるが、例えば、御指摘の「共同研究グループ」が「実証した」技術は、令和四年十二月七日に慶應義塾大学、東京医科大学、国立研究開発法人国立がん研究センター及び国立研究開発法人国立長寿医療研究センターが公表した「血中マイクロRNA」によって十三種のがんを高精度に区別できることを実証―世界最大のヒト血清マイクロRNAデータベースを公開―に記載の「体液中マイクロRNA測定技術基盤開発プロジェクト」における技術であると解すれば、当該プロジェクトにおいては、「パイオバンクに保管された血清を用いて」「がん患者の血清中に含まれるマイクロRNA・・・の網羅的解析データから、「がんの種類」を高い精度で区別できること」が報告されたものであつて、一について述べたがんによる死亡率を減少させることについての研究が行われたもので

はないと承知しており、現時点においては、当該検査について、御指摘のように「政府のがん検診に組み入れるか、検査実施者に補助をするなどして推奨」することは考えていない。

五について
御指摘の「消化器がんの遺伝子検査であるマイクローレイ血液検査、・・・遺伝性腫瘍を調べる生殖細胞系列遺伝子検査」について、お尋ねの「保険適用」については、三についてで述べたとおりであり、また、「補助をするなどして検診を推奨すること」については、現時点においては、一についてで述べたがんによる死亡率を減少させることについて信頼性の高い科学的根拠があるとは認められないため、考えていない。

令和七年四月二十三日提出
質問 第一六〇号
山林火災の消火活動に海水を利用することに
関する質問主意書

提出者 井坂 信彦
山林火災の消火活動に海水を利用すること
に関する質問主意書

各種報道によれば、二〇二五年二月十九日正午頃、大船渡市三陸町綾里で山中から煙が見える通報があった。山林火災は約三百二十四ヘクタールの範囲で山林を焼き、二十五日午後三時五分頃に鎮圧されたが、鎮火までは確認されなかった。翌二十六日、鎮圧された地域からほど近い大船渡市赤崎町で、山に燃え広がりそうと通報があり、山林火災の発生が確認された。今度は、一週間以上にわたって延焼し、焼失面積は約二千九百ヘクタールとなった。三月五日からまとまった降水があったため火の勢いが弱まり、翌六日以降は新たな延焼が確認されず、九日に鎮圧が宣言されたことである。

今回の山林火災は、リアス式海岸の突き出た半島で発生し、普段は人が訪れない場所から出火したため、陸上からの初期消火が困難であった。そのため、岩手県だけでなく近隣県や自衛隊のヘリコプターも導入され、散水が行われた。出火当初は約十五キロ離れたダムまで水をくみに行っていたが、とにかく早く少しでも散水量を増やすため、二月二十一日からは地権者の理解を得て近くの海水を散水することに踏み切った。

山林火災への海水散布については、二〇一七年に同じく岩手県釜石市で発生した林野火災において、消火のため四千トンを超える海水が散布された例がある。岩手県林業技術センターは消火後に、海水が散布された森林土壌について調査を行っている。その結果、火災後約一か月後のpH（H2O）は海水散布されていない対照地と同程度であったが、EC（電気伝導度）は一部の調査地で高く、海水散布の影響を受けていた。しかし時間の経過とともに測定値は減少し、土壌の化学性に与えた影響は小さく、残存木の生残や復旧造林に問題ないと考えられるとしている。

また海外では、米国のスミソニアン環境研究センターが、海岸林が塩水にさらされた際にどのような反応を起こすのか実験を行っている。この実験では、長時間塩水を散布した場合に落葉植物の葉が平年より早く葉を失ったり、土壌中の水が枯れた植物と化合して茶色に変色するなどの変化があったが、降雨によって塩分が洗い流されると影響が少なくなることが観測された。

海水による消火活動には、波が高い場合には海水をすくい上げる際に危険を伴うことや、塩分が消防用設備を腐食させること、生態系に影響を与えることなどもあり、難しい判断が必要となると考えることから、以下、政府に質問する。

一 海に近い場所です山林火災等が発生した場合、水源まで真水をくみに行くよりも海水を散布する方が消火の作業効率が良い。しかし場合によっては危険や環境への影響が考えられる。山林火災等で海水を散布する判断は誰がすることになっているのか。

二 海水を散布した場合、塩分が山林や農地へ悪影響を及ぼす可能性が懸念されるが、政府はその影響についてどう考えているか見解を伺う。

三 海水を散布した場合、昆虫や野生動物、河川の生物などの生態系への影響が懸念されるが、政府はその影響についてどう考えているか見解を伺う。

四 海水を散布し塩害等の被害が出た場合、その土地の復興について政府は責任を持って対応する必要があると考えるが、誰が復興に当たるのか。

五 今回の大船渡市の山林火災では早い段階で海水の散布が行われた例となった。鎮火後に環境や生態系に与える影響について調査をすべきと考えるが、政府の見解を伺う。

六 環境に与える影響が少ないなら、海水の散布は早い段階で選択肢にすべきと考える。消火活動に海水を利用することについて条件やガイドラインを示す必要があると考えるが、政府の見解を伺う。

右質問する。

内閣衆質二一七第一六〇号
令和七年五月九日
衆議院議長 額賀福志郎殿
内閣総理大臣 石破 茂

衆議院議員井坂信彦君提出山林火災の消火活動に海水を利用することに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕
衆議院議員井坂信彦君提出山林火災の消火活動に海水を利用することに関する質問に対する答弁書

一について
御指摘の「山林火災等」及び「危険や環境への影響」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、林野火災（火災報告取扱要領の全部改正について（通知）（平成六年四月二十一日付け消防法第百号消防庁長官通知）において「森林、原野又は牧野が焼損した火災をいう。」と定義している「林野火災」をいう。以下同じ。）の消火活動において、「海水を散布する判断」については、消防水利等の現場の状況に応じて現場の指揮をとる者が行っている。

二について
林野火災の消火活動において、「海水を散布」することについては、御指摘の「岩手県林業技術センター」による「海水が散布された森林土壌について」の「調査」において「山火事跡地周辺の残存木の生残や山火事跡地への復旧造林について問題はない」とされており、また、「海水を利用した林野火災の空中消火に関する調査報告書」（平成十年三月自治省消防庁消防研究所及び農林水産省林野庁森林総合研究所作成）において「海水の空中散布は、内陸部の樹林地に適用しても大きな問題はないとも考えられる」とされていることから、山林への影響は少ないと考えている。また、農地への影響については、当該農地の土壌の塩分濃度によっては、土壌の排水性、保水性等が変化する可能性があると考えている。

三について

林野火災の消火活動において、「海水を散布」した場合の生態系への影響については把握していないが、二についてでお答えした山林への影響を踏まえ、特段の懸念を有しているものではない。

四について

御指摘の「その土地の復興」の意味するところが必ずしも明らかではないが、仮に林野火災の被害を受けた森林において、その消火活動に当たり、「海水を散布」したことにより森林が枯損するといった塩害等の被害が出た場合には、国や地方公共団体等が復旧を行うものと考えている。

五について

林野火災の消火活動において「海水の散布」を行った場合の山林及び生態系への影響については、二について及び三について述べたとおりであり、御指摘の「今回の大船渡市の山林火災」について、「環境や生態系に与える影響」について調査が必要であるとは考えていない。

六について

林野火災の消火活動については、その状況が様々であると考えられることから、「海水の散布」については、消防水利等の現場の状況に応じて現場の指揮をとる者が判断すべきものと考えており、お尋ねの「条件やガイドライン」を一律に示すことは困難であると考えている。

令和七年四月二十三日提出
質問 第一六一号

子どもの自殺防止に関する質問主意書

提出者 井坂 信彦

子どもの自殺防止に関する質問主意書

本年三月に厚生労働省が公表した小中高生の自殺者数は、五百二十九人となり、過去最多であった。全年代の自殺者数は二万三百二十人で、統計のある一九七八年以降では新型コロナウイルス感染症前の二〇一九年に次いで二番目に少なかった。しかし小中高生の自殺者数は新型コロナウイルスの流行下で増えたまま歯止めがかかっていない。十代以下の自殺の原因・動機は、学業不振や友人との不和といった「学校問題」が最多で、次いで「健康問題」「家族問題」と続いている。十代から三十代の死因はいずれも自殺が最多で、自殺対策白書によるとG7各国の十歳から十九歳の死因で一位が自殺なのは日本だけとなっている。

政府は二〇二三年、こどもの自殺対策緊急強化プランを発表し、自殺の要因分析、自殺予防の普及啓発、自殺リスクの早期発見などに取り組んでいる。また自治体において、こども家庭センターの設置とサポートプランの作成を促し、母子保健機能と児童福祉機能の一体運営を進めている。しかし、こども家庭センターの根幹をなす統括支援員の不足や、専門職・資格職が不足しており、また急増している子どもの課題に対して経験も不足していると考えられる。児童相談所も、二〇〇六年から中核市や特別区が設置できるようになったが、自治体の負担が大きく、中核市では広がりを見せていない。

貴重な子どもたちの命を守るため、政府の積極的な施策推進を求めて、以下、政府に質問する。
一 二〇二二年に閣議決定した自殺総合対策大綱では、「若者を含め、国民一人ひとりが、周りの人の異変に気付いた場合には身近なゲートキーパーとして適切に行動することができるよう、必要な基礎的知識の普及を図る」としている。

る。

1 同大綱では、教職員に対する普及啓発等がうたわれているが、教職員の採用時や管理職研修時など、ゲートキーパー研修がどの程度進んでいるか伺う。

2 現状で保護者や生徒たちがゲートキーパーについて認識しているとは思えない。自治体や学校がどのようにして保護者や生徒に対してゲートキーパーについて普及していくのか伺う。

二 こどものSNS利用が広がる中、オーストラリアでは十六歳未満の子どもがSNSを利用することを禁止した。SNSは相談の窓口になることもあるが、自殺の原因にもなり得る。SNSが自殺者数の増加に与える影響について詳しく分析する必要があると考えられるが、政府の見解を伺う。

三 インターネット広告や関連動画などは、普段見ているジャンルが次々に提供される。これでは、ネット上で子どもたちが行政や適切な相談窓口にとどり着かないおそれがあるが、子どもたちが自殺を思わせる検索やサイト視聴をしている際に、プッシュ型で相談窓口の案内を届けられることができるようにすべきと考えられるが、政府の見解を伺う。

四 児童相談所が二つしかない県が八県も存在する。また、中核市で児童相談所を設置しているのは三市しかない。子どもの命を守る最後の砦となる児童相談所が不足していると考えられるが、今後の拡充について政府の見解を伺う。

五 こども家庭センターや児童相談所の人員が不足していると考えられる。統括支援員をはじめとして、児童福祉司や児童心理司といった専門性の高い職員について、採用拡大や育成をどう考えるか。

ているか、政府の見解を伺う。

六 児童虐待やネグレクトを行ういわゆる毒親について、児童相談所やこども家庭センターは積極的にアプローチしなければならぬと考えられる。毒親に対しちゅうちょなく対処できるよう、意識だけでなく制度の改正も必要ではないか、政府の見解を伺う。

内閣衆質二一七第一六一号
令和七年五月九日

衆議院議長 額賀福志郎殿
衆議院議員 井坂信彦君提出子どもの自殺防止に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員井坂信彦君提出子どもの自殺防止に関する質問に対する答弁書

一の1について

お尋ねについて、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関する法律(令和元年法律第三十二号)第四条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定した指定調査研究等法人である一般社団法人いのち支える自殺対策推進センターが令和五年度に実施した、「集合研修(派遣含む)等の「研修の形態」、「受講者数」等の「ゲートキーパー研修の実施状況」等を調査項目とする「令和四年度分自殺対策推進状況調査」によれば、令和四年度の「ゲートキーパー研修」の「受講者」のうち、御指摘の「教職員」は約二万人である。

一の2について

政府としては、御指摘の「ゲートキーパー」に

関する取組をホームページ等を通じて広く国民に周知を図るとともに、自殺対策基本法(平成十八年法律第八十五号)第七条に定める自殺予防週間及び自殺対策強化月間において、集中的な広報を実施し、御指摘の「自治体や学校を通じて」「保護者や生徒」に対する周知を行っているところであり、「ゲートキーパー」の「普及に向けて」、更なる周知の強化に努めてまいりたい。

は、「自殺総合対策大綱」(令和四年十月十四日閣議決定)において、「支援を必要としている人が簡単に適切な支援策に係る情報を得ることができるようするため、インターネット(スマートフォン、携帯電話等を含む)を活用した検索等の仕組みや検索連動広告及びプッシュ型の情報発信など、生きていることの包括的な支援に関する情報の集約、提供を強化し、その周知を徹底することとしており、これに基づき、支援を必要とするこどもを含め、御指摘のように「プッシュ型」で相談窓口の案内を届けることができるよう」、例えば、インターネットで自殺に関連する用語が検索された場合にSNSや電話の相談窓口を掲載した厚生労働省のウェブサイト「まもろうよ こころ」を表示する等の取組のほか、インターネットバナー広告やSNSを活用した広告による相談窓口の案内等の取組を行っており、引き続き、こうした取組を推進してまいりたい。

二について
お尋ねについて、政府においては、自殺の動向のよりの確な把握のため、令和四年に、各都道府県警察において遺体の死因を自殺と判断した場合に案件ごとに作成する自殺統計原票の様式を改正し、当該原票の調査項目の「自殺の原因・動機」に対する回答項目に「SNS・インターネット上のトラブル」を新たに追加し、令和五年度からは、「こどもの自殺対策緊急強化プラン」(令和五年六月二日こどもの自殺対策に関する関係省庁連絡会議取りまとめ)に基づき、当該原票を集計した結果を含め、「警察や消防、学校や教育委員会、地方自治体等が保有する自殺に関する統計及びその関連資料」等を活用した、「こどもの自殺の多角的な要因分析に関する調査研究」において、「こどもの自殺の特徴や傾向などを踏まえた要因の分析」を行っているところであり、当該研究結果を踏まえて、引き続き、こども基本法(令和四年法律第七十七号)第二条第一項に規定するこどもをいう。以下同じ。の自殺の実態解明に取り組みとともに、分析に当たった課題把握に取り組んでまいりたい。

四について
お尋ねについては、例えば、「児童虐待防止対策支援事業の実施について」(平成十七年五月二日付け雇児発第〇五〇二〇〇一号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「実施通知」という。)に基づく「児童相談所設置促進事業」において、「児童相談所の設置を目指す中核市、施行時特例市及び特別区・・・や児童相談所の増設を図る都道府県等」に対し、「設置準備に伴う事務手続等」や「研修等職員派遣」に係る費用の補助を行うなどしているところであり、引き続き、このような施策を通じて、児童相談所を設置する地方公共団体を支援してまいりたい。

また、御指摘の児童相談所については、例えば、地方公共団体に対して、実施通知に基づく「児童福祉司等専門職採用活動支援事業」により、「学生向けセミナー、インターネットシップ、採用サイト、合同説明会ブースなどの企画」や「採用予定者に対する研修」などの「専門職確保のための採用活動等」に対する補助を行っているほか、児童虐待防止対策研修事業により、「児童福祉司」や「児童心理司」等を対象とした「新任時研修や現任研修等」に対する補助を行っているところである。

また、御指摘のこども家庭センターについては、令和六年四月一日から、児童福祉法第十条の二第一項の規定により、市町村は、こども家庭センターの設置に努めなければならないことと、同法第二十一条の十八第一項の規定により、同項に規定する家庭支援事業(以下「家庭支援事業」という。)の提供が必要であると認められる者に対して、家庭支援事業の利用を勧奨し、及びその利用ができるよう支援しなければならないこととされており、また、「こども家庭センターガイドライン」(令和六年三月三十日付けこ成母第百四十二号・こ支虐第百四十七号

三について
御指摘の「自殺を思わせる検索」の意味するところが必ずしも明らかではないが、政府として

五について
お尋ねの「専門性の高い職員」の「採用拡大や

六について
御指摘の「いわゆる毒親」及び「毒親に対しちゅうちょなく対処」の意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の「ネグレクト」

を含む児童虐待への対応については、御指摘の児童相談所においては、一時保護(児童福祉法第三十三条第一項又は第二項に規定する一時保護をいう。以下同じ。)について、「一時保護ガイドライン」(令和六年三月三十日付けこ支虐第百六十五号)こども家庭庁支援局長通知別添において、児童の安全確保のため必要と認められる場合には、当該児童や保護者の同意を得なくても一時保護を行うものと示すとともに、「児童相談所運営指針」(平成二年三月五日付け児発第百三十三号厚生省児童家庭局長通知)において、「リスクを客観的に把握し、リスクが高い場合には躊躇なく一時保護を行うこと」等を示しているほか、さらに、児童相談所においてきめ細かな対応ができる体制を整備するため、「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」(令和四年十二月十五日児童虐待防止対策に関する関係省庁連絡会議決定、令和六年十二月二十三日再改定)において、令和八年度末までに児童福祉司を七千三百九十人程度に増員すること等を目標として取り組んでいるところである。

こども家庭庁成育局長及び支援局長連名通知)において、「児童虐待への予防的な対応を行うためには、・・・子育て家庭への積極的なアプローチが必要であること等」を示しているほか、令和六年度補正予算により、こども家庭センターが設置されていない市町村における設置の促進や、設置された市町村における家庭支援事業の導入や活用の促進などを促す「こども家庭センター設置・機能強化促進事業」を実施する等により必要な支援を行っているところである。

その上で、お尋ねについては、まずは、これらの施策を推進していくことが重要であると考えており、更なる「制度の改正」については、これらの施行の状況等を踏まえながら、必要な検討を行ってまいりたい。

令和七年四月二十三日提出
質問 第一六二号

難民認定申請者の保護に関する質問主意書

提出者 上村 英明

難民認定申請者の保護に関する質問主意書
難民認定申請者の中には、命からがら本国から逃れてきたために資産などを有しておらず、日本の生活に困窮し、難民認定申請の審査結果を待っている間に、更に生活状況が悪化してしまう者もいる。そのような場合を想定して、政府において、いわゆる難民認定申請者保護事業が行われている。しかし、当該事業による保護費(以下「保護費」という。)の受給者数は、年間二百から六百人台で推移しており、日本における難民認定申請者数が一万人を超える昨今、生活に困窮する難民認定申請者に対する保護の目的を達成することができていないと考える。難民認定申請者が野宿を

経験する状況も報道されている。そこで、保護事業の拡充に向けて、以下質問する。

一 所管省庁について

本年四月より、難民認定申請者保護事業の所管が外務省から出入国在留管理庁に移管されたものと承知している。難民認定事務と難民認定申請者保護事業を同一の省庁が担うことで、生活に困窮する難民認定申請者の存在を政府がいち早く認識し、速やかに保護事業の対象とすることが期待される。

1 難民認定申請者保護事業の所管の移管理由を示されたい。

2 政府答弁書(内閣参質二二三第一八四号)によると、二〇二三年度において、保護事業の委託先である公益財団法人アジア福祉教育財団難民事業本部(以下「RHQ」という。)が保護措置の申請を受け付けてから保護措置を開始して差し支えない旨の結果通知を外務省から受けるまでの期間の平均は、約六十一日とされている。所持金のない難民認定申請者もいる中で、このような待機期間が発生していることは誠に遺憾である。出入国在留管理庁への移管によって、当該期間は短縮されるべきと考えるが、その見込みはあるのか、政府の見解を示されたい。

3 RHQのウェブサイトにおいて「難民認定申請者に対する支援(案内)」と題する文書が掲載されている。地方出入国在留管理庁において、難民認定申請を行った者に対して当該文書を配付しているのか。そうでないのであれば配付すべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

二 二〇二五年度の保護費予算について
二〇二五年二月六日の衆議院予算委員会での

難民関係業務の予算額に関する私の質問に対して、法務大臣より「令和七年度の政府予算案、難民及び補完的保護対象者の認定申請者に対する救援業務及び難民及び補完的保護対象者に対する定住支援業務等、合わせて全体で約十二・七億円というところでございます」との答弁があった。

1 二〇二五年度の難民認定申請者に対する救援業務の予算額を示されたい。

2 二〇二五年度の補完的保護対象者認定申請者に対する救援業務の予算額を示されたい。

3 二〇二五年度の難民に対する定住支援業務の予算額を示されたい。

4 二〇二五年度の補完的保護対象者に対する定住支援業務の予算額を示されたい。

三 難民認定申請者保護事業委託先との契約に基づく額について
政府答弁書(内閣参質二二三第一二五号)によると、二〇二四年度における難民認定申請者に対する保護費の予算額、すなわちRHQとの契約に基づく額のうち、①「難民認定申請者に対する保護費」が約二億五千九百万円、②「難民認定申請者緊急宿泊施設の提供にかかる」ものが約千百万円とされている。

1 二〇二五年度における難民認定申請者に対する保護費の予算額、すなわちRHQとの契約に基づく額のうち、前記①及び②に相当する額をそれぞれ示されたい。

2 二〇二四年度補正予算における難民認定申請者に対する保護費の予算額、すなわちRHQとの契約に基づく額のうち、前記①及び②に相当する額をそれぞれ示されたい。

3 二〇二三年度当初予算及び補正予算における難民認定申請者に対する保護費の予算額、

すなわちRHQとの契約に基づく額のうち、前記①及び②に相当する額をそれぞれ示されたい。

四 住居支援について

一九八二年七月の難民行政監察結果に基づく勧告において、当時の行政管理庁は「我が国に庇護を求めてきた外国人が難民として認定されるまで又は第三国に出国するまでの間、衣食住(特に住居)に欠け、保護を要する場合について、生活援助を行うための体制は整備されておらず、また、予算措置も講ぜられていない状況にある」と指摘し、援護体制の整備を求めた。それを受けて開始したが、現在の難民認定申請者保護事業である。しかし、当時の行政管理庁が指摘した難民認定申請者に対する住居支援の欠如は、現在においても深刻な課題であると考えてる。

1 二〇二四年度末時点での難民認定申請者緊急宿泊施設の利用者数について政府の把握するところを示されたい。

2 難民認定申請中の者のうち、住居に欠ける者の存在を政府において把握しているか。

3 難民認定申請中の者のうち、住居に欠ける者はすべて保護措置の対象者に該当すると考えるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。

内閣衆質二一七第一六二号
令和七年五月九日

衆議院議長 額賀福志郎殿 石破 茂

衆議院議員上村英明君提出難民認定申請者の保護に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員上村英明君提出難民認定申請者の保護に関する質問に対する答弁書

一の1について

「難民認定申請者への支援について」（平成十六年七月八日難民対策連絡調整会議決定）における「難民認定申請者に対する保護措置」（以下「保護措置」という。）については、従来、難民認定申請者（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第六十一条の二第一項の難民の認定の申請をした者をいう。以下同じ。）の保護については外務省が実施し、他方、補完的保護対象者認定申請者（同条第二項の補完的保護対象者の認定の申請をした者をいう。以下同じ。）の保護については出入国在留管理庁が実施してきたところ、これらの一貫性及び効率性の確保を目的として、令和七年度から、同省が実施してきた保護措置についても、同庁が実施することとしたものである。

一の2について

保護措置の実施に当たっては、難民認定申請者のうち保護措置の申請を行ったものの居所を含む生活条件の調査を行った上で総合的に判断しているところ、御指摘の「保護措置の申請を受け付けてから保護措置を開始して差し支えない旨の結果通知」を受けるまでの期間は、当該申請の数やその増減の程度等の外的要因に左右されるため、お尋ねの「見込み」について予断をもってお答えすることは差し控えたい。その上で、保護を必要とする者に対しできるだけ速やかに援助を行うことができるよう努めてまいりたい。

一の3について

御指摘の「難民認定申請者に対する支援（案内）」については、地方出入国在留管理局及び地方出入国在留管理局支局において、申請者の求めに応じて提供している。

二の1及び2について

お尋ねの「二〇二五年度の難民認定申請者に対する救済業務の予算額」及び「二〇二五年度の補完的保護対象者認定申請者に対する救済業務の予算額」については、個別にお示しすることは困難であるが、合わせて約七億九百万円である。

二の3及び4について

お尋ねの「二〇二五年度の難民に対する定住支援業務の予算額」及び「二〇二五年度の補完的保護対象者に対する定住支援業務の予算額」については、個別にお示しすることは困難であるが、合わせて約五億五千六百万円である。

三について

令和五年度から令和七年度までの各年度における保護措置は、いずれも公益財団法人アジア福祉教育財団（以下「委託先」という。）に委託して実施する事業であり、御指摘の答弁書（令和六年五月十七日内閣参質二二三第一二五号）一の1及び3については、御指摘の「①難民認定申請者に対する保護費」及び「②難民認定申請者緊急宿泊施設の提供にかかるもの」について、各年度における委託先との契約に係る金額をお答えしたものであるところ、お尋ねの「二〇二五年度における・・・前記①及び②に相当する額」、「二〇二四年度補正予算における・・・前記①及び②に相当する額」及び「二〇二三年度当初予算及び補正予算における・・・

前記①及び②に相当する額」の意味するところが必要しも明らかではないが、令和七年度における委託先との契約に係る「難民認定申請者に対する保護費」及び「難民認定申請者緊急宿泊施設の提供にかかる」経費については、難民認定申請者の保護に係るものと補完的保護対象者認定申請者の保護に係るものを個別にお示しすることは困難であるものの、その合計額は、それぞれ、約四億百万円及び約五千五百円である。また、令和六年度における委託先との契約に係る「難民認定申請者に対する保護費」は約三億八千二百百万円であり、「難民認定申請者緊急宿泊施設の提供にかかる」経費は約千百万円である。

さらに、令和五年度における委託先との契約に係る「難民認定申請者に対する保護費」は約三億二千七百万円であり、「難民認定申請者緊急宿泊施設の提供にかかる」経費は約五千万円である。

四の1について

お尋ねのような形で統計をとっておらず、お答えすることは困難である。

四の2及び3について

お尋ねの「難民認定申請中の者のうち、住居に欠ける者」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、保護措置の実施については、限られた予算の中で保護を必要とする者に対する援助を確保する必要があることから、難民認定申請者のうち保護措置の申請を行ったものの居所を含む生活条件の調査を行った上で総合的に判断している。当該調査の結果、当面の居所を自力で確保できない者を把握した場合、その者に対し難民認定申請者緊急宿泊施設を提供するなどの保護措置を実施している。

令和七年四月二十三日提出
質問 第一六三号

ビール製造免許及び発泡酒製造免許を有する小規模事業者の実態に係る国税庁の保有する情報の開示に関する質問主意書

提出者 五十嵐えり

ビール製造免許及び発泡酒製造免許を有する小規模事業者の実態に係る国税庁の保有する情報の開示に関する質問主意書

国税庁は平成十七年度から三十年度までビール等製造業の概況を調査し、その結果を発表してきた。これらはビール製造免許及び発泡酒製造免許を有する小規模事業者の経営に資する重要な情報であり、その意義は大きなものであったという声がある。しかしながら、令和二年度より「酒類製造業及び酒類卸売業の概況」へと調査は変更され、ビール及び発泡酒は除外となって清酒・単式蒸留焼酎、ワインの三種が調査対象となった。これを受けて、調査が行われなくなった理由について第二百十六回国会において質問主意書を提出したところ、それに対する答弁書（内閣衆質二一六第九七号。以下、先の答弁書という）では「御指摘の「地ビール等製造業の概況」については、国税庁において、酒類製造業等に係る調査の間で調査項目を共通化し、調査対象とする酒類を酒税法（昭和二十八年法律第六号）に定める全ての酒類の品目に拡大する等の見直しを行ったことに伴い、当該見直しの内容を踏まえた形で「酒類製造業及び酒類卸売業の概況」に統合して公開している。従来「地ビール等製造業の概況」の調査対象者に対し別途追加の調査を行うことは、これらの者の負担増につながるため、「地ビール等製造業の概況」

と同様の調査を行い公開することは考えていない。いずれにせよ、同庁としては、酒類業の健全な発達に向けて、御指摘の「小規模事業者」を含め、酒類製造者等への情報提供に努めてまいりたい。」との回答がなされた。

「小規模事業者」を含め、酒類製造者等への情報提供に努めてまいりたい。」とのことだが、以後、国税庁よりビール製造免許及び発泡酒製造免許を有する小規模事業者に関する情報は発表されていないと思われる。

以上を踏まえ、政府に対し質問する。

一 国税庁が毎年発表している酒のしおりにおける「酒類等製造免許場数の推移」の「付表一 地ビール製造免許場(者)数の推移」という資料で「平成六年四月一日以降ビールの製造免許を取得した製造場(者)で、大手ビールメーカー(五社)及び試験製造免許に係る製造場(者)」を除いたものを挙げています。

1 これと同様に、発泡酒製造免許を有する事業者についても「大手五社」等を除いた発泡酒製造免許場(者)を除いたものの数の推移を公表することの可否について見解を示されたい。なお、公表の媒体は酒のしおりに限らないものとする。

2 「地ビール等製造業の概況」の製成状況に記載されていたように、「大手五社」と「大手五社以外」のビールの製成数量を発表することの可否について見解を示されたい。なお、公表の媒体は酒のしおりに限らないものとする。

二 酒類製造者は、原則として、その製造場ごとに、酒類の移出のあった月分の課税標準(移出数量)、酒税額等を記載した納税申告書を、酒

類を移出した月の翌月末日までに、その製造場の所在地の所轄税務署長に提出し、その申告に係る酒税を、酒類を移出した月の翌月末日までに納付する必要がある。よって、新たな調査を行わずとも、ビール製造免許及び発泡酒製造免許を有する小規模事業者の件数、移出数量、酒税額等はすでに把握されていると考える。これらについて国民から情報開示請求がなされた場合、情報開示することの可否について見解を示した上で、可能な場合はどのような内容となるか見解を示されたい。なお、見解を示すに当たっては、小規模事業者の経営に資するものとして、法人情報の特定に繋がらない形で「大手五社」と「大手五社以外」を区別し、都道府県単位ならびに月ごとに情報が開示されることが望ましい。

三 先の答弁書では「酒類業の健全な発達に向けて、御指摘の「小規模事業者」を含め、酒類製造者等への情報提供に努めてまいりたい。」としていたが、具体的に「小規模事業者」に関するどのような情報提供を検討しているか示した上で、検討している場合は、その提供時期と媒体についてもそれぞれ示されたい。

内閣衆質二一七第一六三号

令和七年五月九日

衆議院議長 額賀福志郎殿

内閣総理大臣 石破 茂

衆議院議員五十嵐えり君提出ビール製造免許及び発泡酒製造免許を有する小規模事業者の実態に係る国税庁の保有する情報の開示に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員五十嵐えり君提出ビール製造免許及び発泡酒製造免許を有する小規模事業者の実態に係る国税庁の保有する情報の開示に関する質問に対する答弁書

一の1について

御指摘の「大手五社」等を除いた発泡酒製造免許場(者)を除いたものの数の推移の意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の「酒類等製造免許場数の推移」における「付表一 地ビール製造免許場(者)数の推移」については、平成六年度税制改正によるビールの製造免許に係る最低製造数量基準を引き下げた後の当該製造免許を受けた製造場の数の推移を示す目的で公開しているものであり、最低製造数量基準等の改正が行われていない発泡酒については、令和二年調査分の「酒類製造業及び酒類卸売業の概況」から、酒類製造者等の負担の軽減の観点も踏まえ、酒類製造業等に係る調査の間で調査項目を共通化し、調査対象とする酒類を酒税法(昭和二十八年法律第六号)に定める全ての酒類の品目に拡大する等の見直し(以下「調査項目等の見直し」という。)を行ったことに伴い、発泡酒の製造免許を受けた製造場の数の推移について、御指摘の「大手五社」等を除いた数を公開しないこととしている。

一の2について

御指摘の「地ビール等製造業の概況」については、国税庁において、調査項目等の見直しを行ったことに伴い、その内容を踏まえた形で「酒類製造業及び酒類卸売業の概況」に統合して公開しているものであり、御指摘の「ビールの製成数量」について、「大手五社」と「大手五社以外」の数量を公開しないこととしている。

二について

御指摘の「情報開示請求」とは、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号)に基づく開示請求を指すと考えられるところ、同法で開示される情報については、個別の開示請求のあった都度行政機関の長が判断するものであることから、お尋ねについて一概にお答えすることは困難である。

三について

お尋ねについては、現時点で具体的にお示しできるものはないが、国税庁としては、財務省設置法(平成十一年法律第九十五号)第十九条に定められている任務である酒類業の健全な発達に向けて、御指摘の「小規模事業者」を含めた酒類製造者等に対して、引き続き適切な情報提供に努めてまいりたい。

令和七年四月二十三日提出
質問 第一六四号

日本の成人向け映像コンテンツによる外貨獲得の機会損失と海賊版対策に関する質問
書

提出者 八幡 愛

日本の成人向け映像コンテンツによる外貨獲得の機会損失と海賊版対策に関する質問
主意書

日本の成人向け映像コンテンツ(以下「AVコンテンツ」という)は、国際的に高い需要を有し、映像・メディア産業の一分野として確固たる市場を形成していると考ええる。

ＡＶコンテンツの制作に当たっては、出演者の意思および人格的尊厳が最大限に尊重されることが当然の前提であり、これを欠くことは決して許されるものではないと考える。その一方で、日本と諸外国との文化交流の架け橋として国際的な知名度を獲得し、いわゆる「民間外交」に寄与したと評価される事例も見受けられる。

さらに、中国発の世界的ベストセラー小説「三体」において、重要なモチーフのひとつのモデルが日本のＡＶコンテンツに出演する女優であるとされる事実は、ＡＶコンテンツが単なる性的消費物にとどまらず、国境や文化圏を超えたポップカルチャーの構成要素として認知されていることを象徴的に示していると考ええる。

また、ＡＶコンテンツへの出演を自己決定の形態として受け止め、自らの性を積極的に表現する女優たちも一定数存在することは看過すべきではなく、彼女たちの主体性や多様な価値観に対して偏見をもって接することなく、慎重な配慮が求められると考える。

しかしながら、制度的・社会的制約のもと、ＡＶコンテンツは他の映像作品に比して、正規の輸出支援や公的支援の対象として十分に扱われてこなかった現実があると考ええる。

その結果、海外においては、日本のＡＶコンテンツが海賊版サイト、いわゆるＰ２Ｐネットワーク、動画共有プラットフォーム等を通じて大量に違法流通しており、民間調査によれば二〇一〇年以降において数十億回以上の無許可視聴が発生したとの推計もある。これらがすべて正規のダウンロード販売に転化されていた場合には、数兆円規模の外貨収入が我が国にもたらされた可能性があると考える。

さらに、二〇二二年に施行されたいわゆるＡＶ新法により、制作プロセスの制約や契約解除制度

の導入が制作現場に影響を与え、国内での制作本数や海外流通の停滞を招いたとの指摘もある。こうした状況がＡＶコンテンツのいわゆる地下経済化の拡大を引き起こすとともに、外貨獲得機会の喪失につながっていると考える。

加えて、政府の進めるコンテンツ海外展開促進・基盤強化事業費補助金（Ｊ－ＬＯＤ）や株式会社海外需要開拓支援機構を通じた支援策等においても、ＡＶコンテンツはその対象から除外されており、知的財産戦略および通商政策の枠組みにおいても、実効性ある保護や支援の体制が未だ整備されていないのが現状であると考ええる。

このような制度的空白の放置は、我が国の正規産業として存在する当該分野に対する国際的違法流通の拡大を許容するばかりか、著作権侵害の蔓延や出演者の人格的権利の侵害を黙認することにもつながりかねないと考ええる。

これらの問題意識に鑑み、以下の事項について政府に質問する。

一 国際市場における海賊版視聴と経済的影響の定量評価

１ 政府は、日本のＡＶコンテンツが海外で違法配信・視聴されている件数および被害額を独自に調査・推計しているか。行っている場合は年度別の件数・被害額についてそれぞれ可能な限り明示されたい。

２ 政府は、仮にＡＶコンテンツの違法視聴分が海外において正規販売で流通していれば、日本にどれだけの外貨収入がもたらされたかを試算しているか。していない場合、将来的な外貨収入の試算を行う考えがあるか。

３ 一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構などが行う試算にＡＶコンテンツが含まれているか。含まれていない場合、その理由および今後の取扱方針について、政府の把握する

ところを示されたい。

４ ＡＶ新法施行以降、ＡＶコンテンツの国内制作数および海外配信数が減少しているとの報告があるが、政府は市場の変化をどのように把握しているか。

二 国際的な著作権侵害対策および外交的対応

１ 政府は、中国、韓国、米国、ＥＵ、ＡＳＥＡＮ諸国などにおけるＡＶコンテンツの違法視聴件数および流通経路（Torrent、SNS、ストリーミングサイトなど）を国別にどの程度把握しているか、それぞれ可能な限り示されたい。

２ 海外Ｗｅｂサービスを提供する企業であるＦＣ２やＪＡＶＬＩＢＲＡＲＹなど、著作権者の許諾を得ずに日本のＡＶコンテンツを継続的に配信している、いわゆる無許諾配信サイトにに対し、政府としてこれまでに、外交ルートによる照会・抗議、運営主体国へのサイトの削除・閉鎖要請、警察・関係機関による捜査支援や情報提供、著作権者による通報活動に対する支援（翻訳・法的アドバイス・連携窓口の設置など）を行った実績があるかを示した上で、当該サイトの多くが海外サーバを利用し、実態が不明確である現状を踏まえ、今後、知的財産戦略本部・文化庁・外務省・警察庁・総務省等が連携して、海外の無許諾配信サイトの排除に向けた包括的戦略（サイトブロックング、国際協力、いわゆるテイクダウン手続支援、制裁的措置など）を策定・実施する方針があるか示されたい。

３ 海外に拠点を置くユーザー投稿型のポルノプラットフォーム（PornhubやXVideos等）において、日本のＡＶコンテンツが無許諾でアップロードされる事例が後を絶たない。こうしたプラットフォーム事業者

と、知的財産保護を目的とする包括的な協力枠組み（Trusted Notifier 制度の構築等）を整備・支援する方針があるか。方針がある場合、今後の検討状況を示されたい。

４ ＷＴＯ、ＷＩＰＯ、ＴＰＰ、ＥＰＡ等の国際枠組みにおいて、ＡＶコンテンツを知的財産保護の対象とし得るか。対象とし得る場合、交渉方針と可能性をそれぞれ明らかにされたい。

三 出演者による削除請求の支援体制の構築

１ ＡＶ新法により出演契約が解除されたＡＶコンテンツが海外で違法流通している場合、出演者が人格権を根拠として当該ＡＶコンテンツの削除請求を行う法的手段と、実効性の確保についての政府の考えと、出演者が海外の動画共有サイトにＡＶコンテンツの削除要請を行う際、政府として翻訳支援、法的支援、削除代理制度などを用意するなどの今後の整備方針をそれぞれ示されたい。

２ 削除要請に係るＡＶコンテンツの追跡・監視・自動検出のため、政府はコンテンツＩＤシステムなどの識別技術の活用を支援する意思はあるか。意思がある場合は、今後、民間プラットフォームとの協定を締結する考えはあるか。

四 海賊版対策の制度的整備および正規制作事業者への政策支援

１ 国際市場におけるＡＶコンテンツの海賊版視聴の影響について、政府はＡＶコンテンツの事業者、出演者、制作スタッフへのヒアリングや調査を行っているか。行っているならば、どの程度の規模で実施されたかを明示されたい。

2 正規のAVコンテンツ制作・配信事業者に
対する海外展開支援を実施する考えはある
か。

3 匿名投稿・個人制作等の非正規流通が拡大
する中、正規流通を制度的に支えるための認
定制度・いわゆるホワイトリスト制度などを
導入する考えはあるか。

4 翻訳、字幕、多国籍法令遵守等を含む国際
流通支援において、官民連携による持続可能
な支援スキームを構築する意思があるか。

五

1 AVコンテンツが産業政策の枠外とされた
ままの現状が、地下経済化や違法流通の温床
となつているとの批判に対し、政府の認識と
対策をそれぞれ示された上で、AVコンテン
ツを映像・メディア産業の一部として正式に
産業政策の枠内に位置づける方針があるか、
政府の見解を示されたい。

2 宗教的・倫理的制約のある国においても合
法的にアクセス可能な技術的仕組み(いわゆる
VPN配信、地域別アクセス制御、認証販
売などの導入支援について、政府の考えを
示されたい。

3 AVコンテンツをJ-LODや海外需要開
拓支援機構を通じた支援の対象とする可能性
と、その是非について、それぞれ政府の見解
を示されたい。

六

1 政府として、AVコンテンツに関わる著作
権保護、外交政策、産業振興、労働政策を統
合した横断的政策パッケージの策定および正
規のAVコンテンツ保護と出演者救済の両立
を図る海賊版対策のガイドラインの策定をそ
れぞれ行う意思があるか。

2 産業政策の枠外に置かれてきたAVコンテ

ンツ産業を、表現の自由と人権、経済合理性
のバランスの中で持続可能な国際流通モデル
として再構築する意思があるか。
右質問する。

内閣衆質二一七第一六四号
令和七年五月九日

内閣総理大臣 石破 茂
衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員八幡愛君提出日本の成人向け映像コ
ンテンツによる外貨獲得の機会損失と海賊版対
策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付す
る。

〔別紙〕

衆議院議員八幡愛君提出日本の成人向け映
像コンテンツによる外貨獲得の機会損失と
海賊版対策に関する質問に対する答弁書
一から3までについて

お尋ねの「AVコンテンツ」及び「日本にどれ
だけの外貨収入がもたらされたかを試算」の具
体的に意味するところが必ずしも明らかではな
いが、性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社
会の形成に資するために性行為映像制作物への
出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済
に資するための出演契約等に関する特則等に関
する法律(令和四年法律第七十八号。以下「法」
という。)第二条第二項に規定する性行為映像制
作物(以下「制作物」という。)については、政府
として、日本で制作された制作物の「海外で違
法配信・視聴されている件数および被害額」に
ついての調査及び推計をしておらず、また、日
本で制作された制作物に関する「海外で違法配
信・視聴される」ことによる同条第七項に規定
する制作公表者への収益への影響については試
算しておらず、現時点において、今後このよう

な試算を行うことは検討していない。

また、お尋ねの「一般社団法人コンテンツ海
外流通促進機構などが行う試算」の具体的に意
味するところが必ずしも明らかではないが、経
済産業省が一般社団法人コンテンツ海外流通促
進機構に委託して実施した「令和四年度「コンテ
ンツ海外展開促進事業(知的財産権侵害対策強
化事業)」における「デジタル流通する日本コン
テンツの海賊版による被害額の推計」について
は、制作物につき調査し当該被害額の算出を行
うことを目的としたものではなく、「映像」、
「出版」、「音楽」及び「ゲーム」の四つの分野につ
いて幅広く情報を収集した上で当該算出を行っ
たものであり、現時点において、今後も、特
段、制作物のみにつき調査し当該被害額の算出
を行うことは検討していない。

一から4及び二の1について
お尋ねの「AVコンテンツ」及び「市場の変化」
の具体的に意味するところが必ずしも明らかで
はないが、制作物の「国内制作数および海外配
信数」及び「中国、韓国、米国、EU、ASEAN
諸国などにおける」制作物の「違法視聴件数お
よび流通経路」については、政府として把握し
ていない。

二の2及び3について
お尋ねの「AVコンテンツ」、「いわゆる無許
諾配信サイト」、「運営主体国」及び「著作権者
による通報活動」の具体的に意味するところが必
ずしも明らかではないが、現時点において、政
府として、特段、日本で制作された制作物に対
する海外の事業者による著作権の侵害に対応す
ることを目的とした対応は行っていない。

また、お尋ねの「海外の無許諾配信サイト」及
び「海外に拠点を置くユーザー投稿型のポルノ
プラットフォーム」の具体的に意味するところ

が必ずしも明らかではないが、現時点におい
て、政府として、お尋ねのような「包括的戦
略・・・を策定・実施する方針」及び「包括的な
協力枠組み・・・を整備・支援する方針」につ
いては検討していない。

二の4について

お尋ねの「AVコンテンツ」の具体的に意味す
るところが必ずしも明らかではないが、制作物
については、一般論として申し上げれば、日本
国内において「知的財産保護の対象」となるもの
は、御指摘のような「国際枠組み」においても
「知的財産保護の対象」となり得る。お尋ねの
「交渉方針と可能性」については、その具体的に
意味するところが明らかではないため、お答え
することは困難である。

三の1について

お尋ねの「AVコンテンツ」及び「削除請求を
行う法的手段と、実効性の確保」の具体的に意
味するところが必ずしも明らかではないが、法
第二条第四項に規定する出演者に対して、内閣
府のウェブサイト等を通じ、制作物の制作公表
を行う者等に対する法第十五条第一項に基づく
差止請求としての削除の請求に係る方法及び相
談先、プロバイダ等(特定電気通信による情報
の流通によって発生する権利侵害等への対処に
関する法律(平成十三年法律第百三十七号)第二
条第四号に規定する特定電気通信役務提供者を
いう。)に対する削除の依頼又は要請に係る方法
及び相談先並びに必要に応じて弁護士を紹介す
る等の法的支援を行う機関等についての情報提
供等の支援を行ってきており、引き続きこうし
た支援を継続してまいりたい。

三の2について

お尋ねの「AVコンテンツ」の具体的に意味す
るところが必ずしも明らかではなく、また、

「追跡・監視・自動検出」及び「コンテンツID システムなどの識別技術の活用」の具体的に意味するところが明らかではないため、お尋ねの「支援する意思」についてお答えすることは困難である。

四の1について

お尋ねの「AVコンテンツ」及び「国際市場におけるAVコンテンツの海賊版視聴の影響」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、政府として、日本で制作された制作物の「海賊版」についての「事業者、出演者、制作スタッフ」に対するヒアリングや調査は実施していない。

四の2から4まで並びに五の2及び3について

お尋ねの「AVコンテンツ」、「正規のAVコンテンツ制作・配信事業者に対する海外展開支援」、「認定制度・いわゆるホワイトリスト制度」、「官民連携による持続可能な支援スキーム」及び「合法的にアクセス可能な技術的仕組み」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、現時点において、政府として、日本で制作された制作物に関する「海外展開支援」を実施することは考えていない。

五の1について

お尋ねの「AVコンテンツ」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではなく、また、「産業政策の枠外」及び「産業政策の枠内」の具体的に意味するところが明らかではないため、お尋ねについてお答えすることは困難である。

六について

お尋ねの「AVコンテンツ」、「著作権保護、外交政策、産業振興、労働政策を統合した横断的政策パッケージ」、「正規のAVコンテンツ保護と出演者救済の両立を図る海賊版対策のガイ

令和七年五月十三日 衆議院会議録第二十五号

ドライン」及び「表現の自由と人権、経済合理性のバランスの中で持続可能な国際流通モデル」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、現時点において、政府として、制作物に関する「横断的・包括的な政策統合に関する方針」については検討していない。

令和七年四月二十三日提出
質問 第一六五号

統合型リゾート（IR）開設に伴う性風俗産業及び感染症対策等に関する質問主意書

提出者 八幡 愛

統合型リゾート（IR）開設に伴う性風俗産業及び感染症対策等に関する質問主意書

政府は、統合型リゾート（以下「IR」）の整備を推進し、その一環としてカジノ施設の開設を進めている。海外のカジノ設置地域では、外国人観光客の増加に伴い、性風俗産業の利用が活発化し、関連する公衆衛生上の課題が指摘されている。日本においても、IRを目的として来日する外国人観光客が、滞在中に性風俗産業を利用することが想定されると考える。

他方、我が国の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営適正化法」）においては、法理念として、性風俗関連特殊営業は「性」を売り物にする本質的に不健全な営業であり、業務の適正化や営業の健全化になじまない」とされており、厳格な営業許可要件や地域規制が設けられている。

こうした法理念の下で、政府がIR誘致を通じて、結果的に外国人観光客による性風俗産業の利用を促すような構図が生じれば、現行制度との整合性に疑義が生じると考える。また、性風俗産業

議長長の報告

が公的に支援・監督の対象とされないまま需要のみが高まり、制度の狭間に置かれたまま放置されることになれば、無許可営業等の形態、いわゆる地下営業化が進行するおそれもあると考える。本質問題は、性風俗産業そのものを否定するものではなく、むしろ現実的な政策対応において、公衆衛生・労働安全・規制との整合性の観点から、必要な支援・対策を講じるべきであるという立場から、以下のとおり政府に質問する。

一 IRを目的とした訪日外国人による性風俗産業の利用実態に関する政府の認識について

IRを目的として来日する外国人観光客が、滞在中に性風俗産業を利用することが予想されるが、政府はこの実態について何らかの調査や試算を行ったことがあるか。その有無及び行ったことがある場合は、その内容をそれぞれ示されたい。

二 性感染症等の感染症対策について

IRを目的として来日する外国人観光客が性風俗産業を利用することにより、性感染症等の感染症リスクが高まる可能性があると考ええる。政府は、こうしたリスクに対して、どのような公衆衛生対策を講じる方針か、具体的な施策の内容、予算規模、及び実施主体についてそれぞれ示されたい。

三 性風俗産業従事者に対する支援について

IRを目的として来日する外国人観光客による性風俗産業の利用増加により、当該産業に従事する者の数も増加する可能性があると考ええる。政府は、こうした従事者の健康管理、人権保護、労働環境の整備等について、どのような対応策を検討しているか、具体的な支援策及びその実施主体についてそれぞれ示されたい。

四 外国人観光客による性風俗産業の利用に関する

政府の立場について

IRを目的として来日する外国人観光客が、滞在中に日本の性風俗産業に金銭を支出して利用することについて、政府としてはこれを歓迎する立場なのか、それとも抑制的な立場なのか。政府の基本的な認識を明らかにされたい。

五 性風俗産業の地下営業化を防止しつつ、公衆衛生や規制との整合性を確保するための施策について

IRの整備とインバウンド政策の拡大が、性風俗産業の需要を高めることが予想されるが、風営適正化法が本来予定している規制との整合性を欠いたまま需要のみが拡大すれば、無届け営業・地下営業化を助長するおそれがあると考ええる。政府として、性風俗産業における公衆衛生の確保、従事者の保護、そして規制との整合性を確保するために、どのような政策的措置を講じるべきかと考えるか、展望を示されたい。

右質問する。

内閣衆質二一七第一六五号
令和七年五月九日

内閣総理大臣 石破 茂

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員八幡愛君提出統合型リゾート（IR）開設に伴う性風俗産業及び感染症対策等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

（別紙）

衆議院議員八幡愛君提出統合型リゾート（IR）開設に伴う性風俗産業及び感染症対策等に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねのような「調査や試算」は行っていない。

令和七年五月十三日 衆議院會議録第二十五号

二について

御指摘の「I Rを目的として来日する外国人観光客」の「性感染症等の感染リスク」を前提とした「方針」があるわけではなく、これを前提としたお尋ねについてお答えするのは困難であるが、いずれにせよ、「公衆衛生対策」については、厚生労働省において、御指摘の「外国人観光客」も含め、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)に基づき適切な対応を行うこととしている。

三について

御指摘の「従事者」の「人権保護」についての「対応策」の意味するところが明らかではないため、これに関するお尋ねについてお答えすることとは困難であるが、御指摘の「従事者」の健康管理」及び「労働環境の整備」の「対応策」に関しては、「性感染症等の感染リスク」を労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第九條に規定する労働者として雇用する場合には、当該事業者に対し、労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)第六十六條第一項の規定に基づく労働安全衛生規則(昭和四十七年労働省令第三十二号)第四十四條の規定による定期健康診断の実施、最低賃金法(昭和三十四年法律第百三十七号)第四條第一項の規定に基づく最低賃金額以上の賃金の支払、労働基準法第三十二條の規定に基づく労働時間等の労働条件の最低基準の遵守などが義務付けられており、都道府県労働局及び労働基準監督署において、労働関係法令違反がある場合には、当該事業者に対して必要な監督指導等を行うこととしている。

四及び五について
御指摘の「外国人観光客が・・・利用すること」について「抑制的な立場」及び「規制との整合

議長長の報告 電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

性」の意味するところが明らかではないため、これに関するお尋ねについてお答えすることは困難であるが、いずれにせよ、御指摘の「公衆衛生の確保」に関しては、例えば二について、「従事者の保護」に関しては、例えば三についてお答えしたとおりであり、また、「規制」に関しては、警察において、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)に基づき、適正な指導取締りを行うこととしている。

令和七年四月二十四日提出
質 問 第一六六号

N H Kに関する質問主意書

提出者 矢崎堅太郎

N H Kに関する質問主意書

日本放送協会(N H K)は国営放送局とは言えないが、非常に公共性が高く、他の民間放送局と異なる面が多く、国民の関心にも深い関連性を有すると考える。

したがって、政府に対し次の事項について質問する。

一 N H K受信料の強制徴収は思想信条の自由を定めた憲法に反するのではないかと考えるが、政府の見解を示されたい。

二 N H K出身のアナウンサーが民放番組に出演し破格の報酬を得ていることは、受信料を払っている国民には違和感が強く、受信料で名前を売っている面がある以上、事前に競業忌避義務を負わせるくらいの対応が必要であると考え、政府の見解を示されたい。

内閣衆質二一七第一六六号
令和七年五月九日

内閣総理大臣 石破 茂

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員矢崎堅太郎君提出N H Kに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員矢崎堅太郎君提出N H Kに関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「強制徴収」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)第六十四條第一項の受信契約については、平成二十九年十二月六日最高裁判所大法廷判決において示されているように、「放送法は、受信料の支払義務を、・・・受信契約の締結、すなわち」日本放送協会(以下「協会」という。))と受信設備設置者との間の合意によって発生させることとしたものである。当該合意によって発生した受信契約に基づいて受信料を徴収することは、お尋ねのように「思想信条の自由を定めた憲法に反する」ものではないと考えている。

二について

お尋ねの「事前に競業忌避義務を負わせるくらい」の「対応」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、協会における職員の管理については、協会の業務に関することであり、協会の自主性を尊重する観点から、協会において適切に対応されるべきものであると考えている。

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

令和七年三月十四日

内閣総理大臣 石破 茂

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律
(電気通信事業法の一部改正)

第一条 電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十八条」を「第十八条の二」に、「事業の認定」を「電気通信事業の認定」に、「第二節 土地の使用(第百二十八条―第百四十三条)」を「第二節 認定電気通信事業者による土地の使用(第百二十八条―第百四十三条)」を「第三節 铁塔等提供事業の認定等(第百四十三条の二―第百四十三条の十五)」に改める。

第十条第一項中「の事項」を「に掲げる事項」に改め、同項第二号中「第百十八條第四号」を「次章」に改め、同項第三号を次のように改める。

三 業務区域及び次のイ又はロに掲げる場合

にあつては、当該イ又はロに定める事項
イ 第一号基礎的電気通信役務(専らその者の設置する電気通信回線設備を用いて提供されるものその他これに準ずるものとして総務省令で定めるものに限る。)を提供する電気通信事業を営もうとする場合
第一号基礎的電気通信役務の種別(その性質に応じて総務省令で定める第一号基礎的電気通信役務の種別をいう。以下同じ。)ことの当該第一号基礎的電気通信役務に係る業務区域及び当該業務区域にその全部又は一部が含まれる地域車

位区域(第十八条の二に規定する基礎的電気通信役務台帳を作成する際の単位とするために全国を総務省令で定める地域の単位に分けた区域をいう。以下同じ。) 口 第二号基礎的電気通信役務(専らその者の設置する電気通信回線設備を用いて提供されるものその他これに準ずるものとして総務省令で定めるものに限る。)を提供する電気通信事業を営もうとする場合 当該第二号基礎的電気通信役務に係る業務区域及び当該業務区域にその全部又は一部が含まれる地域単位区域 第十条第一項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。 五 基礎的電気通信役務(第三号イに規定する第一号基礎的電気通信役務又は同号ロに規定する第二号基礎的電気通信役務に限る。第十六条第一項第五号、第十八条の二、第二十六条の四及び第二十六条の五第一項において同じ。)を提供する電気通信事業を営もうとする場合にあつては、当該基礎的電気通信役務の提供に関する問合せを受けるための電話番号その他の連絡先 第十一条第一項中「の事項」を「に掲げる事項」に改める。 第十二条の二第一項中第四号を第七号とし、第三号を第六号とし、同項第二号中「(第三十三条第二項に規定する第一種指定電気通信設備をいう。以下第三十一条までにおいて同じ。)」を削り、「第四項第二号ハ」を「第四項第三号ハ」に、「場合に限る。以下この項」を「場合に限る。次号及び第七号」に改め、同号ロ中「当該」を削り、「以下この項」を「ハ及び次号」に改め、同号を同項第五号とし、同号の前に次の二号を加える。		
三 第九条の登録を受けた者が設置する電気通信設備が、第三十四条第一項の規定により新たに指定をされたとき(その者が設置する他の電気通信設備が同項の規定により既に指定をされているときを除く。) 四 第九条の登録を受けた者(第三十条第一項の規定により指定された電気通信事業者たる法人又は第一種指定電気通信設備(第三十三条第二項に規定する第一種指定電気通信設備をいう。以下第三十一条までにおいて同じ。)を設置する電気通信事業者たる法人である場合に限る。第四項第二号において同じ。)が、次のいずれかに該当するとき。 イ その特定関係法人(特定電気通信事業を営むものに限る。ロ及びハにおいて同じ。)と合併(合併後存続する法人が当該第九条の登録を受けた者である場合に限る。)をしたとき。 ロ その特定関係法人から分割により特定電気通信事業の全部又は一部を承継したとき。 ハ その特定関係法人から特定電気通信事業の全部又は一部を譲り受けたとき。 第十二条の二第一項第一号中「、又は第三十四条第一項の規定により新たに指定をされたとき(その者が設置する他の電気通信設備が同項の規定により既に指定をされているときを除く。)」を削り、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。 一 第九条の登録を受けた者が、第三十条第一項の規定により新たに指定をされたとき。 第十二条の二第二項の表第十一条第二号の項の前に次のように加える。		
第十条第一項第三号及 び第五号	営もうとする	営む
第十二条の二第二項の表前条第一項の項中「整備」の下に「第三十条第一項の規定により指定された電気通信事業者にあつては同条第三項の規定を遵守するための体制の整備」を加え、「第三十一条第六項」を「第三十条第四項並びに第三十一条第一項、第二項及び第五項の規定を遵守するための体制の整備並びに同条第八項に改め、同条第四項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。 二 特定電気通信事業 第九条の登録を受けた者が新たに営むこととなつた場合には電気通信事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響が大きいものとして総務省令で定める電気通信事業をいう。 第十三条第一項、第二項及び第四項中「の事項」を「に掲げる事項」に改め、同条第五項中「第十條第一項第一号、第二号若しくは第五号の」を「第十條第一項各号(第三号及び第四号を除く。))に掲げる」に改める。 第十六条第一項中「の事項」を「に掲げる事項」に改め、同項第三号を次のように改める。 三 業務区域及び次のイ又はロに掲げる場合にあつては、当該イ又はロに定める事項 イ 第十條第一項第三号イに規定する第一号基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業を営もうとする場合 第一号基礎的電気通信役務の種別ごとの当該第一号基礎的電気通信役務に係る業務区域及び当該業務区域にその全部又は一部が含まれる地域単位区域		
口 第十条第一項第三号ロに規定する第二号基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業を営もうとする場合 当該第二号基礎的電気通信役務に係る業務区域及び当該業務区域にその全部又は一部が含まれる地域単位区域 第十六条第一項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。 五 基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業を営もうとする場合にあつては、当該基礎的電気通信役務の提供に関する問合せを受けるための電話番号その他の連絡先 第十六条第三項中「第一項第一号、第二号又は第五号の」を「第一項各号(第三号及び第四号を除く。))に掲げる」に改め、同条第四項から第六項までの規定中「の事項」を「に掲げる事項」に改める。 第二章第二節に次の一条を加える。 (基礎的電気通信役務台帳の公表) 第十八条の二 総務大臣は、総務省令で定めるところにより、基礎的電気通信役務の区分(第一号基礎的電気通信役務又は第二号基礎的電気通信役務の別及び第一号基礎的電気通信役務にあつては、第一号基礎的電気通信役務の種別による区分をいう。)ごと及び地域単位区域ごとに、次に掲げる事項を記載した基礎的電気通信役務台帳を作成し、これをインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。		

一 当該地域単位区域の全部又は一部を当該基礎的電気通信役務の区分に属する基礎的電気通信役務に係る業務区域の範囲に含む電気通信事業者の氏名又は名称及び住所

二 前号に規定する電気通信事業者が同号に規定する基礎的電気通信役務の提供に関する問合せを受けるための電話番号その他の連絡先

三 第一号に規定する電気通信事業者が次のイ又はロに掲げる行為をしようとする場合には、当該イ又はロに定める事項

イ 基礎的電気通信役務に係る業務区域の減少(当該地域単位区域が減少後の基礎的電気通信役務に係る業務区域の範囲に含まれないこととなるものに限る。)その減少の日その他総務省令で定める事項

ロ 基礎的電気通信役務に係る電気通信業務の全部又は一部の休止又は廃止(基礎的電気通信役務に係る業務区域の減少に係るもの及び利用者の利益に及ぼす影響が比較的小さいものとして総務省令で定めるものを除く。)その休止又は廃止の日その他総務省令で定める事項

四 その他総務省令で定める事項

第十九条第一項中「第二十五条第二項」を「第二十五条第一項」に改め、同条第二項中第六号を第七号とし、第二号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 地域により異なる料金の額が定められているとき(総務省令で定める特別の事情がある場合を除く。)

第十九条第三項第二号中「第二号基礎的電気

通信役務に限る。」を削る。

第二十条第一項中「第二十五条第三項」を「第二十五条第二項」に改める。

第二十一条第三項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 申請に係る特定電気通信役務が基礎的電気通信役務である場合において、地域により異なる料金の額が定められていること

(第十九条第二項第二号の総務省令で定める特別の事情がある場合を除く。)

第二十五条第一項を削り、同条第二項中「第二号基礎的電気通信役務」を「基礎的電気通信役務」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とする。

第二十六条の五を第二十六条の六とする。

第二十六条の四の見出しを削り、同条第一項中「電気通信業務」の下に「基礎的電気通信役務に係るものを除く。以下この条及び次条において同じ。」を加え、同条を第二十六条の五とし、第二十六条の三の次に次の見出し及び一条を加える。

(電気通信業務の休止等の周知及び届出)

第二十六条の四 基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者は、次の表の上欄に掲げる場合には、総務省令で定めるところにより、同表の中欄に規定する日の総務省令で定める一年以上の期間前までに、同表の下欄に掲げる者に対し、同表の中欄に掲げる事項を周知させなければならない。ただし、利用者の利益に及ぼす影響が比較的小さいものとして総務省令で定める場合は、この限りでない。

一 基礎的電気通信役務に係る業務区域の減少又は基礎的電気通信回線設備の規模の縮小をしようとする場合		二 基礎的電気通信業務に係る電気通信業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとする場合(前号の上欄に掲げる場合を除く。)	
その業務区域の減少又はその電気通信回線設備の規模の縮小により影響を受ける基礎的電気通信役務の利用者	その業務区域の減少又はその電気通信回線設備の規模の縮小により影響を受ける基礎的電気通信回線設備の規模の縮小により影響を受ける基礎的電気通信役務の利用者	その電気通信業務の休止又は廃止の日その他総務省令で定める事項	その電気通信業務の休止又は廃止により影響を受ける基礎的電気通信役務の利用者

2 基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者は、前項の表の上欄に掲げる場合には、総務省令で定めるところにより、同表の中欄に規定する日の同項の総務省令で定める一年以上の期間前までに、同欄に掲げる事項を総務大臣に届け出なければならない。ただし、同表第一号の上欄に規定する業務区域の減少について第十三条第一項の規定による変更登録を受けたとき又は第十六条第四項の規定による届出をしたときにおける当該業務区域の減少については、この限りでない。

第二十九条第二項第一号中「第二十六条の四第一項」の下に「第二十六条の五第一項」を加える。

第三十条第三項第一号中「他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して知り得た当該他の電気通信事業者及びその利用者に係る情報を当該」を「次のイ又はロに掲げる情報をそれぞれ当該イ又はロに規定する」に改め、同号に次のように加える。

イ 他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して知り得た当該他の電気通信事業者及びその利用者に係る情報

ロ 卸電気通信役務の提供の業務に関して知り得た当該卸電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者及びその利用者に係る情報

第三十一条第一項中「役員は、当該電気通信事業者の特定関係法人(当該電気通信事業者の子会社、当該電気通信事業者を子会社とする会社又は当該会社の子会社(当該電気通信事業者

を除く。である電気通信事業者に限る。であつて、その役員を兼ねた場合には電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがあるものとして総務大臣が指定するもの（次項及び第百六十九条第二号において「特定関係事業者」という。）の役員を「次の各号に掲げる者は、特定関係事業者の当該各号に定める者」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として総務省令で定める場合は、この限りでない。

一 取締役、執行役その他業務を執行する役員（以下この項及び第四項第一号において「取締役等」という。） 取締役等又は従業者

二 従業者 取締役等

第三十一条第八項中「第二項、第三項及び第六項」を「第五項、第六項及び第八項」に改め、同項を同条第十項とし、同条中第七項を第九項とし、第六項を第八項とし、第五項を削り、同条第四項中「第二項各号」を「第五項各号」に改め、同項を同条第七項とし、同条中第三項を第六項とし、第二項に次の二号を加える。

三 前二号に掲げるもののほか、特定関係事業者との間で行う電気通信業務に関する取引であつて、その条件が当該電気通信事業者の取引の通常の条件に比して当該特定関係事業者間に有利なものであることにより電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがあるものとして総務省令で定めるものを行うこと。

四 前三号に掲げるもののほか、他の電気通信事業者に比して特定関係事業者間に有利となる取引又は行為であつて、電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれが

大きいものとして総務省令で定めるものをする。

第三十一条中第二項を第五項とし、第一項の次に次の三項を加える。

2 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、特定関係事業者の従業者（当該特定関係事業者の業務の運営において重要な役割を担う従業者として総務省令で定める要件に該当するものに限る。次項において「重要従業者」という。）を、当該電気通信事業者の業務のうち、電気通信事業者間の適正な競争関係の確保のためその公正な運営が特に必要なものとして総務省令で定めるものに従事させてはならない。

3 特定関係事業者は、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の業務のうち前項の総務省令で定めるものに従事する者を、当該特定関係事業者の重要従業者として従事させてはならない。

4 総務大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める者に対し、その違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

一 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の取締役等又は従業者が第一項の規定に違反したとき 当該電気通信事業者又は特定関係事業者

二 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が第二項の規定に違反したとき 当該電気通信事業者

三 特定関係事業者が前項の規定に違反したとき 当該特定関係事業者

第三十一条に次の一項を加える。

11 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 特定関係事業者 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の特定関係法人（当該電気通信事業者の子会社、当該電気通信事業者を子会社とする会社又は当該会社の子会社（当該電気通信事業者を除く。）である電気通信事業者に限る。）であつて、当該第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の第一項各号に掲げる者が当該特定関係法人の当該各号に定める者を兼ねた場合には電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがあるものとして総務大臣が指定するものをいう。

二 子会社 法人がその総株主株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株主を含む。以下この号において同じ。）又は総株員の議決権の過半数を有する他の会社をいう。この場合において、法人及びその一若しくは二以上の子会社又は法人の一若しくは二以上の子会社がその総株主又は総株員の議決権の過半数を有する他の会社は、当該法人の子会社とみなす。

第四十二条第二項中「の事項」を「に掲げる事項」に改める。

第五十条第一項中「第五十条の十二」を「第五十条の十二」に改め、同条第二項中「第五十条の十二」を「第五十条の十二」に、「第五十条の十二」を「第五十条の十三」に改め、同条第三項中「の事項」を「に掲げる事項」に改める。

第五十条の二第一項中「第五十条の四各号に掲げる要件に適合していることについて」を「適当である旨の」に改め、同条第二項中「電気通信番号使用計画並びに」の下に「次条第一号から第四号までに該当しないことを誓約する書面その他」を加える。

第五十条の三第一号中「電波法又は」を「電波法若しくは」に改め、「処せられ」の下に「又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四十六条若しくは第二百四十六条の二若しくは組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第三十六号）第三条第一項（第十三号に係る部分に限る。）の規定（次条第二号において「詐欺罪等」という。）により刑に処せられ」を加え、同条第四号を同条第五号とし、同条第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 第五十条の十の規定により前条第一項の認定の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

第五十条の四を次のように改める。

（認定の基準）

第五十条の四 総務大臣は、第五十条の二第一項の認定の申請があつた場合において、当該申請が次の各号のいずれにも適合すると認めるときは、同項の認定をしなければならない。

一 申請に係る電気通信番号使用計画が、次に掲げる要件に適合すること。

イ 申請に係る電気通信番号使用計画が電気通信番号計画に照らし適切なものであること。

ロ 申請に係る電気通信番号使用計画に第五十条の二第一項第二号に掲げる事項を記載した場合には、申請に係る利用者設備識別番号が電気通信番号計画に照らし同項の指定をすることができるものであること。 ハ イ又はロに掲げるもののほか、総務省令で定める基準に適合するものであること。 二 申請をした者が、次に掲げる要件に適合すること。 イ 申請に係る利用者設備識別番号が電気通信役務を利用した詐欺罪等の罪に当たる行為の発生状況を勘案して総務省令で定める利用者設備識別番号に該当する場合には、申請をした者が、申請に係る利用者設備識別番号を使用する電気通信役務の提供を継続的に実施すると見込まれること。 ロ 申請をした者が、その提供する電気通信役務が詐欺罪等の罪に当たる行為に利用されるおそれが高い者の要件として総務省令で定める要件に該当しないこと。 第五十条の五中「同項」を、「同項」に、「第九条」を、「第九条」に改める。 第五十条の六第二項中「第五十条の四中「同項第二号」とあるのは「第五十条の二第一項第二号」とを削る。 第五十条の十二第三号中「第五十条の七」を「第五十条の八」に改め、同条第四号中「第五十条の八」を「第五十条の九」に改め、同条第五号中「第五十条の九」を「第五十条の十」に改め、同条を第五十条の十三とし、第五十条の十一を第五十条の十二とする。	第五十条の十第一号中「第五十条の八」を「第五十条の九」に改め、同条を第五十条の十一とする。 第五十条の九第三号中「第五十条の三各号（第二号にあつては、」を「第五十条の三第一号、第二号（に、「のいずれか」を、「第四号又は第五号」に改め、同条中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。 四 第五十条の四第二号ロの総務省令で定める要件に該当するに至つたとき。 第五十条の九を第五十条の十とし、第五十条の八を第五十条の九とする。 第五十条の七ただし書中「当該電気通信事業者が第十六条第一項の規定による届出をした者である場合において」を削り、同条を第五十条の八とし、第五十条の六の次に次の一条を加える。 （卸電気通信役務を提供する際の確認義務） 第五十条の七 第五十条の二第一項の認定を受けた電気通信事業者は、同項の指定を受けた利用者設備識別番号（第五十条の四第二号イの総務省令で定める利用者設備識別番号に該当するものに限る。以下この条において同じ。）を使用する卸電気通信役務の提供に関する契約の締結をし、又は更新をしようとするときは、総務省令で定めるところにより、当該卸電気通信役務の提供の相手方が次の各号のいずれにも該当すること（当該相手方が使用することとなる利用者設備識別番号の数が総務省令で定める数以下である場合又は当該相手方との契約の更新をしようとする場合にあつては、第一号に該当すること）の確認をした後でなければ、これを行つてはならない。	イ。 一次のイ又はロに掲げる当該相手方の区分に応じ、当該イ又はロに定める要件に該当すること。 イ ロに掲げる者以外の電気通信事業者 当該相手方の利用者設備識別番号の使用に係る電気通信番号使用計画が、第五十条の二第一項の認定を受けていること。 ロ 第五十条の二第三項の規定により同条第一項の認定を受けたものとみなされる電気通信事業者 当該相手方の利用者設備識別番号の使用に係る電気通信番号使用計画が、標準電気通信番号使用計画と同一であること。 二 当該相手方が、総務省令で定める期間以上継続して電気通信事業その他の事業を行つていることその他利用者設備識別番号を使用する電気通信役務の提供を継続的に実施すると見込まれる要件として総務省令で定める要件に該当すること。 第七十八条第二項中（明治四十年法律第四十五号）を削る。 第一百八条第二項中「総務省令で定める」を削る。 第一百十条の二第一項第二号中「者に限る」を「者に限り、当該第二号基礎的電気通信役務に係る業務区域の減少（当該単位区域が減少後の当該業務区域の範囲に含まれないこととなるものに限る。）について第二十六条の四第二項の規定による届出をした者その他総務省令で定める者を除く」に改める。 第三章第一節の節名中「事業」を「電気通信事業」に改める。	第三章第二節の節名中「土地」を「認定電気通信事業者による土地」に改める。 第二百二十八条第一項中「この節の下に」及び「第二百四十三条の二第一項」を加える。 第三章に次の一節を加える。 第三節 鉄塔等提供事業の認定等（事業の認定） 第二百四十三条の二 電気通信事業の用に供する線路を設置するための鉄塔その他の総務省令で定める工作物（第三項第四号において「鉄塔等」という。）を電気通信回線設備を設置して電気通信役務を提供する電気通信事業者（以下この項及び第二百四十三条の四第三号において「回線設置電気通信事業者」という。）を営む電気通信事業者（第二百四十三条の十三及び第二百五十七条の三において「回線設置電気通信事業者」という。）の回線設置電気通信事業の用に供する役務（以下この節において「鉄塔等提供役務」という。）を提供する事業（以下この節において「鉄塔等提供事業」という。）を営み、又は営もうとする者は、第二百四十三条の十五において読み替えて準用する前節（第二百四十条から前条までを除く。）の規定の適用を受けようとする場合には、申請により、その鉄塔等提供事業の全部又は一部について、総務大臣の認定を受けることができる。 2 前項の認定を受けようとする者は、総務省令で定めるところにより、申請書及び鉄塔等提供役務を提供する業務（以下この節において「鉄塔等提供業務」という。）に関する規程（以下この節において「鉄塔等提供業務規程」という。）を総務大臣に提出しなければならない。
---	--	---	--

3 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 二 外国法人等にあつては、国内における代表者又は国内における代理人の氏名又は名称及び国内の住所 三 申請に係る鉄塔等提供事業の業務区域 四 申請に係る鉄塔等提供事業の用に供する鉄塔等の種類 五 申請に係る鉄塔等提供事業に係る鉄塔等提供役務の提供の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 六 その他総務省令で定める事項 4 第二項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一 事業計画書 二 前項第五号に規定する相手方との鉄塔等提供役務の提供に関する契約の契約書の写し 三 その他総務省令で定める書類 5 鉄塔等提供業務規程には、次に掲げる事項を定めなければならない。 一 第一項の認定の申請に係る鉄塔等提供業務の実施体制及び実施方法に関する事項として総務省令で定める事項 二 第一項の認定の申請に係る鉄塔等提供役務に関する料金その他の提供条件に関する事項として総務省令で定める事項 (欠格事由) 第百四十三条の三 次の各号のいずれかに該当	する者は、前条第一項の認定を受けることができない。 一 この法律、有線電気通信法若しくは電波法又はこれらに相当する外国の法令の規定により罰金以上の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者 二 第百四十三条の十一第一項の規定により前条第一項の認定の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者 三 法人又は団体であつて、その役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるものの 四 外国法人等であつて国内における代表者又は国内における代理人を定めていない者(認定の基準) 第百四十三条の四 総務大臣は、第百四十三条の二第一項の認定の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の認定をしてはならない。 一 申請に係る鉄塔等提供事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。 二 申請に係る第百四十三条の二第三項第五号に規定する相手方に対する鉄塔等提供役務の提供に係る鉄塔等提供事業の計画が確実かつ合理的であること。 三 申請に係る第百四十三条の二第三項第五号に規定する相手方が回線設置電気通信事業を営むために必要とされる第九条の登録若しくは第十三条第一項の変更登録を受け	た者又は第十六条第一項、第四項(同条第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)若しくは第五項の届出をした者であること。 四 申請に係る鉄塔等提供業務規程が次に掲げる要件に適合するものであること。 イ 第百四十三条の二第五項第一号に掲げる事項の内容が鉄塔等提供業務の適正かつ確実な実施を確保するために十分なものであること。 ロ 第百四十三条の二第五項第二号に掲げる事項の内容が適正かつ明確に定められていること。 (事業の開始の義務) 第百四十三条の五 第百四十三条の二第一項の認定を受けた者(以下「認定鉄塔等提供事業者」という。)は、総務大臣が指定する期間内に、同項の認定に係る鉄塔等提供事業(以下この節において「認定鉄塔等提供事業」という。)を開始しなければならない。 2 総務大臣は、特に必要があると認めるときは、第百四十三条の二第三項第三号の業務区域を区分して前項の規定による期間の指定をすることができる。 3 総務大臣は、認定鉄塔等提供事業者から申請があつた場合において、正当な理由があるときと認めるときは、第一項の規定により指定した期間を延長することができる。 4 認定鉄塔等提供事業者は、認定鉄塔等提供事業第二項の規定により業務区域を区分して第一項の規定による期間の指定があつたときは、その区分に係る認定鉄塔等提供事業を開始したときは、遅滞なく、その旨を総務	大臣に届け出なければならない。 (変更の認定等) 第百四十三条の六 認定鉄塔等提供事業者は、第百四十三条の二第三項第三号から第五号までに掲げる事項の変更又は鉄塔等提供業務規程の変更(同条第五項各号に掲げる事項の変更に限る。第四項及び第七項において同じ。)をしようとするときは、総務大臣の認定を受けなければならない。ただし、総務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。 2 第百四十三条の二第三項第三号から第五号までに掲げる事項の変更に係る前項の変更の認定を受けようとする認定鉄塔等提供事業者は、総務省令で定めるところにより、同条第三項第三号から第五号までに掲げる事項のうち変更に係るものの変更の内容を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。 3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一 その変更後の事業計画書 二 第百四十三条の二第三項第五号に規定する相手方の変更をしようとする場合にあっては、その変更後の相手方との鉄塔等提供役務の提供に関する契約の契約書の写し 三 その他総務省令で定める書類 4 鉄塔等提供業務規程の変更に係る第一項の変更の認定を受けようとする認定鉄塔等提供事業者は、総務省令で定めるところにより、第百四十三条の二第五項各号に掲げる事項のうち変更に係るものの変更の内容を記載した申請書及びその変更後の鉄塔等提供業務規程を総務大臣に提出しなければならない。
--	--	---	--

5 認定鉄塔等提供事業者は、第一項ただし書の総務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。	亡した場合においては、その相続人（相続人が二人以上ある場合においてその協議によりその認定鉄塔等提供事業を承継すべき相続人を定めたときは、その者）が被相続人たる認定鉄塔等提供事業者の地位を承継する。	て、全ての相手方との当該提供に関する契約を終了しようとするときを含む。）は、あらかじめ、その旨を総務大臣に届け出なければならない。	2 総務大臣は、前項の規定により第四百十三條の二第一項の認定を取り消したときは、文書によりその理由を付して通知しなければならない。
6 第四百十三條の三（第二号を除く。）及び第四百四十三條の四の規定は、第一項の変更の認定について準用する。	2 前項の相続人が被相続人の死亡後六十日以内にその相続について総務大臣の認可を申請しない場合又は同項の相続人がしたその申請に対し認可をしない旨の処分があつた場合には、その期間の経過した時又はその処分があつた時に、その第四百四十三條の二第一項の認定は、その効力を失う。	2 前項の休止の期間は、一年を超えてはならない。	（変更の認定の取消し） 第四百四十三條の十二 総務大臣は、第四百四十三條の六第一項の規定による変更の認定を受けた認定鉄塔等提供事業者が、同条第七項において読み替へて準用する第四百四十三條の五第一項の規定により指定された期間（第四百四十三條の六第七項において読み替へて準用する第四百四十三條の五第三項の規定による期間の延長があつたときは、その延長後の期間）内に第四百四十三條の六第一項の変更の認定に係る認定鉄塔等提供事業を開始しないときは、同項の変更の認定を取り消すことができる。
7 前条の規定は、第一項の場合（第四百四十三條の二第三項第三号の業務区域の減少の場合、同項第四号に掲げる事項の変更の場合及び鉄塔等提供業務規程の変更の場合を除く。）について準用する。この場合において、前条第一項中「第四百四十三條の二第一項の認定を受けた者（以下「認定鉄塔等提供事業者」という。）とあるのは「次条第一項の変更の認定を受けた者」と、「認定に係る鉄塔等提供事業（以下この節において「認定鉄塔等提供事業」という。）とあるのは「変更の認定に係る鉄塔等提供事業」と、同条第三項中「認定鉄塔等提供事業者」とあるのは「次条第一項の変更の認定を受けた者」と、同条第四項中「認定鉄塔等提供事業者は、認定鉄塔等提供事業」とあるのは「次条第一項の変更の認定を受けた者は、認定鉄塔等提供事業者」とあるのは「認定鉄塔等提供事業」と、「認定鉄塔等提供事業」とあるのは「当該鉄塔等提供事業」と読み替へるものとする。	3 認定鉄塔等提供事業者たる法人が合併又は分割（認定鉄塔等提供事業の全部を承継させるものに限る。）をしたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該認定鉄塔等提供事業の全部を承継した法人は、総務大臣の認可を受けて認定鉄塔等提供事業者の地位を承継することができる。	（認定の失効） 第四百四十三條の十 認定鉄塔等提供事業者が認定鉄塔等提供事業の全部を廃止したときは、第四百四十三條の二第一項の認定は、その効力を失う。	2 総務大臣は、前項の規定により第四百四十三條の六第一項の変更の認定を取り消したときは、文書によりその理由を付して通知しなければならない。
8 認定鉄塔等提供事業者は、第四百四十三條の二第三項第一号、第二号又は第六号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。	4 認定鉄塔等提供事業者が認定鉄塔等提供事業の全部の譲渡をしたときは、当該認定鉄塔等提供事業の全部を譲り受けた者は、総務大臣の認可を受けて認定鉄塔等提供事業者の地位を承継することができる。	（認定の取消し） 第四百四十三條の十一 総務大臣は、認定鉄塔等提供事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第四百四十三條の二第一項の認定を取り消すことができる。 一 第四百四十三條の三各号（第二号を除く。）のいずれかに該当するに至つたとき。 二 第四百四十三條の五第一項の規定により指定された期間（同条第三項の規定による期間の延長があつたときは、その延長後の期間）内に認定鉄塔等提供事業を開始しないとき。	（業務の実施等） 第四百四十三條の十三 認定鉄塔等提供事業者は、第四百四十三條の二第一項の認定に係る鉄塔等提供業務規程（第四百四十三條の六第一項の規定による変更の認定又は同条第五項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの。以下この条において「認定鉄塔等提供業務規程」という。）に従つて第四百四十三條の二第一項の認定に係る鉄塔等提供業務を行わなければならない。
（承継） 第四百四十三條の七 認定鉄塔等提供事業者が死	5 第四百四十三條の二（第一項を除く。）、第四百四十三條の三及び第四百四十三條の四の規定は、前三項の認可について準用する。	三 前二号に掲げる場合のほか、認定鉄塔等提供事業者がこの法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分違反した場合において、公共の利益を阻害すると認めるとき。	2 総務大臣は、認定鉄塔等提供事業者の認定鉄塔等提供業務規程が第四百四十三條の四第四号イ又はロに掲げる要件に適合しないものと

なつたと認めるときは、当該認定鉄塔等提供事業者に対し、当該認定鉄塔等提供業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

3 総務大臣は、認定鉄塔等提供事業者が第一項の規定に違反したときは、当該認定鉄塔等提供事業者に対し、回線設置電気通信事業者の利益又は公共の利益を確保するために必要な限度において、その認定鉄塔等提供業務規程を遵守すべきことを命ずることができる。

4 認定鉄塔等提供事業者は、回線設置電気通信事業者から認定鉄塔等提供事業に係る鉄塔等提供役務(以下「認定鉄塔等提供役務」という。)の提供に関する契約の締結の申入れを受けたときは、次に掲げる場合を除き、これに応じなければならない。

一 当該申入れに係る契約の内容が認定鉄塔等提供業務規程(第百四十三条の二第五項第二号に掲げる事項に係る部分に限る。)に適合しないとき。

二 前号に掲げる場合のほか、正当な理由があるとき。

5 総務大臣は、回線設置電気通信事業者が認定鉄塔等提供事業者に対し認定鉄塔等提供役務の提供に関する契約の締結を申し入れたにもかかわらず、当該認定鉄塔等提供事業者がその協議に応じず、又は当該協議が調わなかつた場合で、当該回線設置電気通信事業者から申立てがあつたときは、前項各号に掲げる場合に該当すると認めるとき及び第百五十七条の三第三項の規定による仲裁の申請がされているときを除き、当該認定鉄塔等提供事業者に対し、その協議の開始又は再開を命ずるものとする。

6 第三十五条第三項から第十項までの規定

令和七年五月十三日 衆議院会議録第二十五号

は、認定鉄塔等提供役務の提供について準用する。この場合において、同条第三項中「電気通信事業者の」とあるのは「第百四十三条の五第一項に規定する認定鉄塔等提供事業者の」と、「接続条件」とあるのは「提供の条件」と、「協定」とあるのは「契約」と、「電気通信設備に接続する電気通信設備を設置する電気通信事業者」とあるのは「認定鉄塔等提供事業者と契約を締結しようとする第百四十三条の二第一項に規定する回線設置電気通信事業者」と、同項ただし書中「第百五十五条第一項」とあるのは「第百五十七条の三第三項」と、同条第四項中第一項又は第二項」とあるのは「第百四十三条の十三第五項」と、「接続条件」とあるのは「提供の条件」と、「協定」とあるのは「契約」と読み替えるものとする。

(事故の報告)

第百四十三条の十四 認定鉄塔等提供事業者は、第百四十三条の二第一項の認定に係る鉄塔等提供業務に関し、総務省令で定める重大な事故が生じた場合には、その旨をその理由又は原因とともに、遅滞なく、総務大臣に報告しなければならない。

(土地の使用に関する規定の準用)

第百四十三条の十五 前節(第百四十条から第百四十三条までを除く。)の規定は、認定鉄塔等提供事業者について準用する。この場合において、これらの規定(第百二十八条第一項及び第二項ただし書並びに第百三十三条第一項ただし書及び第二号並びに第五項を除く。)中「線路」とあるのは、「鉄塔等」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第百二十八条第一項	認定電気通信事業の用に供する線路及び空中線(主として一の構内(これに準ずる区域内を含む。)又は建物内(以下この項において「構内等」という。)にいる者の通信の用に供するため当該構内等に設置する線路及び空中線については、公衆の通行し、又は集合する構内等に設置するものに限る。)並びにこれらの附属設備(以下この節及び第百四十三条の二第一項において「線路」と総称する	認定鉄塔等提供事業(第百四十三条の五第一項に規定する認定鉄塔等提供事業をいう。第百三十三条第一項及び第百三十九条において同じ。)の用に供する鉄塔等(第百四十三条の二第一項に規定する鉄塔等をいう。以下この節において同じ)
第百二十八条第二項ただし書	線路	回線設置電気通信事業者(第百四十三条の二第一項に規定する回線設置電気通信事業者をいう。第百三十三条第一項ただし書及び第百三十六条第三項において同じ。)の線路及び空中線(主として一の構内(これに準ずる区域内を含む。)又は建物内(以下この項において「構内等」という。)にいる者の通信の用に供するため当該構内等に設置する線路及び空中線については、公衆の通行し、又は集合する構内等に設置するものに限る。)並びにこれらの附属設備(第百三十三条第一項ただし書及び第二号において「線路」と総称する。)
第百三十三条第一項	認定電気通信事業の	認定鉄塔等提供事業の
第百三十三条第一項ただし書	線路	回線設置電気通信事業者の線路
第百三十三条第一項第二号	その他の電気通信設備	を設置するために使用する鉄塔等

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

第百三十三条第五項 第百三十六条第三項 第百三十九条		仮線路 通信の 認定電気通信事業の	仮設の鉄塔等 回線設置電気通信事業者の通信の 認定鉄塔等提供事業の
第百五十七條の二の次に次の一条を加える。 第百五十七條の三 回線設置電気通信事業者が認定鉄塔等提供事業者に対し認定鉄塔等提供役務の提供に関する契約の締結を申し入れたにもかかわらず、当該認定鉄塔等提供事業者がその協議に応じず、若しくは当該協議が調わないとき、又は当該契約の締結に関し、当事者が取得し、若しくは負担すべき金額若しくは提供の条件その他契約の細目について当事者間の協議が調わないときは、当事者は、委員会に対し、あつせんを申請することができる。ただし、当事者が第百四十三条の十三第五項の申立て、同条第六項において準用する第三十五条第三項の規定による裁定の申請又は第三項の規定による仲裁の申請をした後は、この限りでない。 2 第百五十四条第二項から第六項までの規定は、前項のあつせんについて準用する。この場合において、同条第六項中「第三十五条第一項若しくは第二項」とあるのは「第百四十三条の十三第五項」と、「同条第三項」とあるのは「同条第六項において準用する第三十五条第三項」と、「次条第一項」とあるのは「第百五十七條の三第三項」と読み替えるものとする。 3 回線設置電気通信事業者と認定鉄塔等提供事業者との間において、認定鉄塔等提供役務		の提供に関する契約の締結に関し、当事者が取得し、若しくは負担すべき金額又は提供の条件その他契約の細目について当事者間の協議が調わないときは、当事者の双方は、委員会に対し、仲裁を申請することができる。ただし、当事者が第百四十三条の十三第五項の申立て又は同条第六項において準用する第三十五条第三項の規定による裁定の申請をした後は、この限りでない。 4 第百五十五条第二項から第四項までの規定は、前項の仲裁について準用する。 第百六十条第一号中「又は第百三十八条第三項」を「第百三十八条第三項」に改め、「措置に関する裁定」の下に、「第百四十三条の十三第五項の規定による認定鉄塔等提供役務の提供に関する命令、同条第六項において準用する第三十五条第三項若しくは第四項の規定による認定鉄塔等提供役務の提供に関する裁定、第百四十三条の十五において準用する第百二十八条第一項の規定による土地等の使用に関する認可、第百四十三条の十五において準用する第百二十九条第一項の規定による土地等の使用に関する裁定又は第百四十三条の十五において準用する第百三十八条第三項の規定による支障の除去に必要な措置に関する裁定」を加え、同条第二号中「同条第二項各号」を「同条第一項から第三項までの規定の違反を是正するために必要な措置をとるべきことの命令、同条第七項の規定による同条第五項各号」に、「第三十一条第二項各号」を「第三十一条第五項各号」に改める。 第百六十一条第一項中「第三十一条第四項」の下に「若しくは第七項」を加え、「又は第百二十一条第二項」を「第百二十一条第二項又は第百四十三条の十三第二項、第三項若しくは第五項」に改める。 第百六十四条第三項中「第十七号」を「第十八号」に改める。 第百六十六条第一項中「若しくは媒介等業務受託者」を「媒介等業務受託者若しくは認定鉄塔等提供事業者」に改める。 第百六十七条の三を第百六十七条の四とし、第百六十七条の二の次に次の一条を加える。 (電気通信事業者間の適正な競争関係の確保に関する評価等) 第百六十七条の三 総務大臣は、毎年、電気通信技術の発達及び電気通信役務に関する需給の動向その他の事情を勘案して、電気通信事業者(第三号事業を営む者を含む。以下この項において同じ。)間の競争の状況及びこの法律又は日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和五十九年法律第八十五号)に基づき講じられる措置その他の電気通信事業の公正な競争の促進のために講じられる措置の実施状況について調査を行い、その結果に基づき、電気通信事業者間の適正な競争関係が確保されているかどうかについて評価を行うものとする。 2 総務大臣は、前項の規定による調査及び評価を行おうとするときは、当該調査及び評価の実施に関する方針を定め、総務省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。	
3 総務大臣は、第一項の規定による調査及び評価を行ったときは、総務省令で定めるところにより、その結果を公表するものとする。 4 総務大臣は、第一項の規定による評価の結果を、この法律又は日本電信電話株式会社等に関する法律に基づく命令の制定又は改廃その他のこれらの法律の適正な運用に活用するものとする。 第百六十九条中「定めるもの」の下に「(以下この条及び次条において単に「審議会等」という。)を加え、同条ただし書中「当該」を削り、同条第二号中「第十二条の二第四項第二号ロ」を「第十二条の二第四項第三号ロ」に、「第三十一条第一項の規定による」を「第三十一条第一項第一号の規定による同号に規定する」に、「制定又はを」を「制定」に改め、「提供する者の指定」の下に「第百六十七条の三第一項の規定による同項に規定する電気通信事業者間の適正な競争関係が確保されているかどうかについての評価又は同条第二項の規定による調査及び評価の実施に関する方針の策定」を加え、同条第四号中「第十二条の二第四項第二号ロ若しくは二」を「第十号第一項第三号イ若しくはロ(第十二条の二第二項において準用する場合を含む。)、第十二条の二第四項第二号若しくは第三号ロ若しくは二、第十九条第二項第二号」に、「第二十六条の四」を「第二十六条の四第一項、第二十六条の五」に、「第三十一条第二項ただし書、第六項若しくは第八項」を「第三十一条第一項ただし書、第二項、第五項ただし書若しくは第三号若しくは第四号、第八項若しくは第十項」に、「第五十条の四第三号、第五十条の十」を「第五十条の四			

第一号八若しくは第二号イ若しくはロ、第五十条の七、第五十条の十二に改め、「第百十條の五第一項」の下に、「第百四十三條の九」を加え、同條の次に次の一條を加える。

(勸告)

第百六十九條の二 審議會等は、前條各号に掲げる事項に関し、総務大臣に対し、必要な勧告をすることができる。

2 総務大臣は、前項の勧告を受けたときは、その内容を公表しなければならない。

3 総務大臣は、第一項の勧告に基づき講じた措置について審議會等に報告しなければならない。

第百七十条中「第五十條の九」を「第五十條の十」に、「又は第百二十七條第一項」を、「第百二十七條第一項、第百四十三條の十一第一項又は第百四十三條の十二第一項」に改める。

第百七十二條第一項中「電気通信役務」の下に「若しくは認定鉄塔等提供事業者の認定鉄塔等提供役務」を加え、「若しくは媒介等業務受託者」を、「媒介等業務受託者若しくは認定鉄塔等提供事業者」に改める。

第百七十六條中「第百三十八條第四項」の下に「第百四十三條の十五において準用する場合を含む。」及び第百四十三條の十五を加える。

第百七十八條中「から第三項まで」を「又は第二項」に改める。

第百八十六條第一号中「の事項」を「に掲げる事項」に改め、同條第三号中「第三十一條第四項」の下に「若しくは第七項」を加え、「又は第百二十一條第二項」を、「第百二十一條第二項又は第百四十三條の十三第二項、第三項若しくは第五項」に改める。

第百八十七條第一号中「の事項」を「に掲げる

事項」に改める。

第百八十八條第一号中「第二十六條の四第二項」の下に、「第二十六條の五第二項」を加え、「又は第百二十四條第一項」を、「第百二十四條第一項、第百四十三條の五第四項(第百四十三條の六第七項において準用する場合を含む。)、第百四十三條の八第一項又は第百四十三條の九」に改め、同條第二号中「(第二号基礎的電気通信役務に係る部分に限る。)」を削り、同條第六号中「第三十一條第八項」を「第三十一條第十項」に改め、同條第十八号を第十九号とし、第十七号を第十八号とし、第十六号の次に次の一号を加える。

十七 第百四十三條の十四の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
第百九十一條第三号を削る。
附則中第二條を削り、第三條を第二條とする。

附則第四條の前の見出し及び同條第三項を削り、同條を附則第三條とし、同條の前に見出しとして「(経過措置)」を付する。

附則中第五條を削り、第六條を第四條とし、第七條を第五條とし、第八條を削る。

附則第九條第二項中「施行の日以後に」の下に「同條第二項に規定する」を加え、同條を附則第六條とする。

附則中第十條を第七條とし、第十一條及び第十二條を削り、第十三條を第八條とし、第十四條から第十九條までを五條ずつ繰り上げる。

附則第二十條中「附則第四條」を「附則第三條」に改め、同條を附則第十五條とする。

第二條 電気通信事業法の一部を次のように改正する。

第七條第二号中「第百十條の五第一項」を「第百十條の六第一項」に改める。

第十條第一項第五号中「第二十六條の四及び第二十六條の五第一項」を「第二十五條の二、第二十五條の三、第二十六條の四、第二十六條の五第一項並びに第百七十八條第二号及び第三号」に改める。

第十八條の二中「いう」の下に「。第二十五條の二第三項第四号において同じ」を加える。

第十九條第一項中「及び第二十五條第一項」を「、第二十五條第一項及び第二十五條の二第一項」に改める。

第十九條第二項に次の一号を加える。

八 最終保障電気通信事業者(第二十五條の二第三項第一号に規定する最終保障電気通信事業者をいう。)の届出契約約款にあつては、最終保障電気通信役務(第二十五條の三第四項に規定する最終保障電気通信役務をいう。以下この号において同じ。)の提供

の終了に関する事項その他の最終保障電気通信役務の提供に関し利用者の利益を保護するために必要な事項として総務省令で定める事項が適正かつ明確に定められていないとき。

第二十五條の見出しを「基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者等の提供義務」に改め、同條第一項中「除き、」の下に「経営上の理由(当該基礎的電気通信役務の提供により生ずると見込まれる収益及び当該提供に要すると見込まれる費用の額その他の事情を勘案して当該提供をしないことが経営上合理的であることをいう。次条第一項及び第二項ただし書において同じ。又はその他の)」を加える。

第二十五條の次に次の四條を加える。

(最終保障電気通信事業者の提供義務)

第二十五條の二 最終保障電気通信事業者は、その最終保障業務区域において、当該最終保障業務区域に係る基礎的電気通信役務の届出契約約款に定める料金その他の提供条件による基礎的電気通信役務の提供の求めがあつた場合において、当該提供の求めに係る提供場所において当該基礎的電気通信役務に係る同一区分基礎的電気通信役務を提供する区域内電気通信事業者がいなければ、経営上の理由がある場合であつても、当該同一区分基礎的電気通信役務のうちいずれかの基礎的電気通信役務の提供を開始しなければならない。

ただし、当該提供の求めをした者がこれを拒んだ場合又は当該提供場所の特殊性その他の事情に照らして特にやむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

2 最終保障電気通信事業者は、区域内電気通信事業者により前項に規定する提供の求めに係る提供場所において当該同一区分基礎的電気通信役務が提供されるまでは、同項の規定により開始した基礎的電気通信役務の提供を継続しなければならない。ただし、当該基礎的電気通信役務の提供の相手方の同意がある場合又は正当な理由(経営上の理由を除く。)がある場合は、この限りでない。

3 この条及び次条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 最終保障電気通信事業者 次に掲げる者をいう。

イ 第百八条第一項の規定により指定された第一種適格電気通信事業者

口 第一百十条の三第一項の規定により指定された第二種適格電気通信事業者 ハ 東日本電信電話株式会社(日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和五十九年法律第八十五号)第二条第二項に規定する東日本電信電話株式会社をいう。次号イ(2)及び附則第六条第二項において同じ。) ニ 西日本電信電話株式会社(日本電信電話株式会社等に関する法律第二条第三項に規定する西日本電信電話株式会社をいう。次号イ(2)及び附則第六条第二項において同じ。) 二 最終保障業務区域 次のイ又はロに掲げる第一号基礎的電気通信役務又は第二号基礎的電気通信役務の別による区分に応じ、当該イ又はロに定める区域をいう。 イ 第一号基礎的電気通信役務 次の(1)又は(2)に掲げる最終保障電気通信事業者の区分に応じ、第一号基礎的電気通信役務の種別ごとに、当該(1)又は(2)に定める区域 (1) 第一百八条第一項の規定により指定された第一種適格電気通信事業者(2)に掲げる者を除く。その全ての担当第一種支援区域(同条第四項に規定する担当第一種支援区域をいう。第七十七条第一号並びに第一百八条第一項第三号及び第二項第三号において同じ。) (2) 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下「地域会社」という。その目的業務区域(日本電信電話株式会社等に関する法律第三条第六項に規定する目的業務区域をいう。	ロ(2)において同じ。のうち、(1)に掲げる者の(1)に定める区域以外の区域 ロ 第二号基礎的電気通信役務 次の(1)又は(2)に掲げる最終保障電気通信事業者の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める区域 (1) 第一百十条の三第一項の規定により指定された第二種適格電気通信事業者(2)に掲げる者を除く。その全ての担当第二種支援区域(同条第三項に規定する担当第二種支援区域をいう。第一百七十七条第三号、第一百十条の二第一項並びに第一百十条の三第一項第二号及び第二項第二号において同じ。) (2) 地域会社 その目的業務区域のうち、(1)に掲げる者の(1)に定める区域以外の区域 三 提供場所 電気通信役務を提供した場合に当該電気通信役務に用いられる伝送路設備の一端に接続されることとなる当該電気通信役務の提供を受ける者の電気通信設備の設置の場所をいう。 四 同一区分基礎的電気通信役務 第一項に規定する提供の求めに係る基礎的電気通信役務又はこれと同一の基礎的電気通信役務の区分に属する他の基礎的電気通信役務をいう。 五 区域内電気通信事業者 第一項に規定する提供の求めに係る同一区分基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者(当該提供の求めを受けた最終保障電気通信事業者を除く。)であつて、当該提供の求めに係る提供場所が所在する地域単位区域の全部又は一部を当該同一区分基礎的電気通信役務に係る業務区域の範囲に含む者をいう。	(最終保障電気通信事業者による役務提供確認等) 第二十五条の三 最終保障電気通信事業者は、総務省令で定めるところにより、前条第一項に規定する提供の求めがあつた場合には、速やかに、全ての区域内電気通信事業者に対し、役務提供確認(区域内電気通信事業者が、当該提供の求めに係る提供場所において同一区分基礎的電気通信役務のうちいずれかの基礎的電気通信役務の提供を求められた場合に、その提供をするかどうかの確認をすることをいう。第三項及び第四項において同じ。)をしなければならない。ただし、当該提供の求めをした者に対し、直ちに、自らが同一区分基礎的電気通信役務のうちいずれかの基礎的電気通信役務の提供をする旨その他総務省令で定める事項を通知する場合は、この限りでない。 2 前項本文の場合において、区域内電気通信事業者は、総務省令で定めるところにより、速やかに、同一区分基礎的電気通信役務のうちいずれかの基礎的電気通信役務の提供をするかどうかを当該最終保障電気通信事業者に回答しなければならない。 3 前条第一項に規定する提供の求めを受けた最終保障電気通信事業者は、第一項の規定により役務提供確認をした全ての区域内電気通信事業者から前項の規定による回答を受けたときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、総務省令で定めるところにより、速やかに、当該各号に定める事項その他総務省令で定める事項を当該提供の求めをした者に通知しなければならない。 一 同一区分基礎的電気通信役務のうちいず	れかの基礎的電気通信役務の提供をする区域内電気通信事業者がいる場合 その旨及び当該区域内電気通信事業者の氏名又は名称 二 前号に掲げる場合以外の場合であつて、前条第一項ただし書に規定する特にやむを得ない理由があるとき 同一区分基礎的電気通信役務の提供をすることができない旨及びその理由 三 前二号に掲げる場合以外の場合 自らが同一区分基礎的電気通信役務のうちいずれかの基礎的電気通信役務の提供をする旨 4 最終保障電気通信事業者は、最終保障電気通信役務(前条第一項及び第二項の規定により提供される基礎的電気通信役務をいう。以下同じ。)を提供している間、区域内電気通信事業者に対し、総務省令で定めるところにより、役務提供確認をすることができる。この場合において、区域内電気通信事業者は、総務省令で定めるところにより、速やかに、同一区分基礎的電気通信役務のうちいずれかの基礎的電気通信役務の提供をするかどうかを当該最終保障電気通信事業者に回答しなければならない。 (最終保障電気通信役務の円滑な提供のための協力) 第二十五条の四 近隣電気通信事業者(最終保障電気通信役務の提供場所(第二十五条の二第三項第三号に規定する提供場所をいう。)が所在する地域単位区域又はその近隣の地域単位区域の全部又は一部を業務区域の範囲に含む電気通信事業者であつて、当該最終保障電気通信役務を提供する最終保障電気通信事業者(同項第一号に規定する最終保障電気通信
--	--	--	---

事業者をいう。以下同じ。以外の電気通信事業者をいう。次項及び次条第一項において同じ。は、最終保障電気通信事業者による最終保障電気通信役務の円滑な提供に必要な協力をしなければならない。

2 近隣電気通信事業者は、最終保障電気通信事業者から前項に規定する協力に関する協定(第三十五条第一項に規定する接続に関するものを除く。又は契約(第三十八条の第二項に規定する特定卸電気通信役務の提供に関するものを除く。)(次条第一項及び第五十六条第三項において「協定等」という。)の締結に関する協定の申入れがあつたときは、正当な理由がある場合を除き、当該協定に応じなければならない。

(最終保障電気通信役務の円滑な提供のための協力に関する命令等)

第二十五条の五 総務大臣は、最終保障電気通信事業者が近隣電気通信事業者に対し前条第一項に規定する協力に関する協定等の締結に関する協定を申し入れたにもかかわらず、当該近隣電気通信事業者がその協定に応じず、又は当該協定が調わなかつた場合で、当該最終保障電気通信事業者から申立てがあつたときは、同条第二項に規定する正当な理由があることを認めるとき及び第五十六条第三項において準用する第五十五条第一項の規定による仲裁の申請がされているときを除き、当該近隣電気通信事業者に対し、その協定の開始又は再開を命ずるものとする。

2 第三十五条第三項から第十項までの規定は、前条第一項に規定する協力について準用する。この場合において、第三十五条第三項中「接続条件」とあるのは「協力の条件」と、

令和七年五月十三日 衆議院会議録第二十五号

「協定」とあるのは「第二十五条の四第二項に規定する協定等(以下この項及び次項において単に「協定等」という。)」と、「当該電気通信設備に接続する電気通信設備を設置する電気通信事業者」とあるのは「近隣電気通信事業者(同条第一項に規定する近隣電気通信事業者をいう。と協定等を締結しようとする最終保障電気通信事業者」と、同項ただし書中「第五十五条第一項」とあるのは「第五十六条第三項において準用する第五十五条第一項」と、同条第四項中「第一項又は第二項」とあるのは「第二十五条の五第一項」と、「接続条件」とあるのは「協力の条件」と、「協定」とあるのは「協定等」と読み替えるものとする。

第二十九条第二項中第四号を第六号とし、第一号から第三号までを二号ずつ繰り下げ、同項に第一号及び第二号として次の二号を加える。

一 最終保障電気通信事業者が第二十五条の三第一項又は第三項の規定に違反したとき
二 当該最終保障電気通信事業者

二 第二十五条の二第三項第五号に規定する区域内電気通信事業者が第二十五条の三第二項又は第四項後段の規定に違反したとき
三 当該区域内電気通信事業者

第四十一条第三項中「第一種適格電気通信事業者」の下に「地域会社(第百八条の二第一項の規定による確認を受けている場合に限る。を含む。第四十二条第五項において同じ。)」を加え、同条第六項中「の事項」を「に掲げる事項」に改める。

第百七条第一号中「、当該指定に係る」を「、第一号基礎的電気通信役務の種別ごとに、その全ての担当第一種支援区域における」に、「が当該指定に係る」を「が当該全ての担当第一

種支援区域における」に改め、「交付金」の下に「(当該交付金の額を算定する年度(毎年四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下この節において同じ。))の前年度の第一号基礎的電気通信役務の提供に要した費用の額が当該前年度の第一号基礎的電気通信役務の提供により生じた収益の額を上回る当該第一種適格電気通信事業者に対して当該上回る額を限度として交付するものに限る。)」を加え、同条第三号中「前二号」を「前各号」に改め、同号を同条第五号とし、同条第二号中「担当支援区域(同条第二項に規定する担当支援区域をいい、を「担当第二種支援区域」に改め、「提供するもの」の下に「その他これに準ずるものとして総務省令で定めるもの」を加え、「担当支援区域」を「担当第二種支援区域」に改め、「(毎年四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下この節において同じ。)」を削り、同号を同条第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四 地域会社(第百十条の四第一項の規定による確認を受けている場合に限る。同条第二項及び第百十条の五第四項において同じ。に対し、その特定第二種最終保障電気通信役務(第百十条の四第一項に規定する特定第二種最終保障電気通信役務をいう。以下この号において同じ。))の提供に要する費用の額が当該特定第二種最終保障電気通信役務の提供により生ずる収益の額を上回ると見込まれる場合において、当該上回ると見込まれる額の費用の一部に充てるための交付金を交付すること。

第百七条第一号の次に次の一号を加える。
二 地域会社(第百八条の二第一項の規定による確認を受けている場合に限る。同条第

三項及び第四項、第百九条第四項並びに第百十条第一項第一号において同じ。))に対し、第一号基礎的電気通信役務の種別ごとに、その特定第一種最終保障電気通信役務(第百八条の二第一項に規定する特定第一種最終保障電気通信役務をいう。以下この号において同じ。))の提供に要する費用の額が当該特定第一種最終保障電気通信役務の提供により生ずる収益の額を上回ると見込まれる場合において、当該上回ると見込まれる額の費用の一部に充てるための交付金を交付すること。

第百八条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「第一種適格電気通信事業者の指定等」を付し、同条第一項第三号を次のように改める。
三 申請に係る第一号基礎的電気通信役務に係る業務区域の範囲にその全部が含まれる第一種単位区域(担当第一種支援区域の単位とするために全国を総務省令で定める地域の単位に分けた区域をいう。以下この条及び次条第一項において同じ。))のうち、当該申請により担当第一種支援区域の指定を受けようとするものの一以上が、次のいずれにも該当すること。

イ 当該第一種単位区域について他の第一種適格電気通信事業者が当該申請に係る第一号基礎的電気通信役務の種別に係る担当第一種支援区域の指定をされていないこと。
ロ イに掲げるもののほか、総務省令で定める基準に適合するものであること。
第百八条第五項第一号中「次条第二項又は第三項」を「第百九条第三項又は第五項」に改め、

同項第二号中「第一項各号のいずれかを」を「第一項第一号又は第二号」に改め、同項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 その第一項の規定による指定に係る全ての担当第一種支援区域の指定が解除されたとき。

第百八条第五項を同条第十項とし、同条第四項に後段として次のように加える。

この場合において、総務大臣は、同条第二項の規定による届出を受けたときは、当該届出の内容を支援機関に通知するとともに、これを公表するものとする。

第百八条中第四項を第九項とし、第三項を第八項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の四項を加える。

4 第一項の規定により総務大臣が第一種適格電気通信事業者を指定するときは、併せて、その申請に係る第二項第三号に掲げる第一種単位区域のうち第一項第三号イ及びロに該当するものを、当該第一種単位区域ごとに、担当第一種支援区域として指定しなければならない。

第一種適格電気通信事業者が、その第一号基礎的電気通信役務に係る業務区域の範囲にその全部が含まれる第一種単位区域（当該第一種適格電気通信事業者の担当第一種支援区域に該当しないものに限り）について、総務省令で定めるところにより、担当第一種支援区域の指定を申請したときも、同様とする。

5 総務大臣は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める担当第一種支援区域の指定を解除するものとする。

一 第一種適格電気通信事業者がその担当第

一種支援区域について次のイ又はロに掲げる場合に該当することとなつたとき 当該イ又はロに定める担当第一種支援区域

イ 担当第一種支援区域の全部又は一部が当該第一種適格電気通信事業者の提供する第一号基礎的電気通信役務に係る業務区域の範囲に含まれないこととなつたとき

ロ 担当第一種支援区域が第一項第三号ロに該当しないこととなつたとき 同号ロに該当しないこととなつた担当第一種支援区域

二 第一種適格電気通信事業者がその担当第一種支援区域の指定の解除を申請したとき

三 第十項の規定により第一種適格電気通信事業者の指定の取消しをしたとき 当該第一種適格電気通信事業者の当該指定に係る全ての担当第一種支援区域

総務大臣は、第一項の規定による第一種適格電気通信事業者の指定及び第四項前段の規定による当該第一種適格電気通信事業者に係る担当第一種支援区域の指定をしたときは、遅滞なく、その旨を支援機関及び当該第一種適格電気通信事業者に通知するとともに、これを公表するものとする。同項後段の規定による担当第一種支援区域の指定、前項の規定による担当第一種支援区域の指定の解除又は第十項の規定による第一種適格電気通信事業者の指定の取消しをしたときも、同様とする。

7 第一種適格電気通信事業者は、第二項第一

号又は第四号に掲げる事項に変更があつたときは、総務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

第百八条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定による指定を受けようとする者は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。この場合において、当該申請書には、総務省令で定める書類を添付しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 第一号基礎的電気通信役務の種別のうち、申請に係る第一号基礎的電気通信役務が該当するもの

三 申請に係る第一号基礎的電気通信役務に係る業務区域の範囲にその全部が含まれる第一種単位区域のうち、担当第一種支援区域の指定を受けようとするもの

四 その他総務省令で定める事項

第百八条の次に次の一条を加える。

第百八条の二 地域会社は、その提供する特定第一種最終保障電気通信役務（当該地域会社がその担当第一種支援区域以外の第一種単位区域において提供する第一号基礎的電気通信役務であつて、最終保障電気通信役務（最終保障電気通信役務として提供されていた第一号基礎的電気通信役務であつて、最終保障電気通信役務でなくなつた日から総務省令で定める期間を経過していないものを含む。）に該当するものをいう。以下この項及び次条第四項において同じ。）について第百七条第二号の交付金の交付を受けようとするときは、総務

省令で定めるところにより、次に掲げる措置を講じていることについて、総務大臣の確認を受けなければならない。

一 総務省令で定めるところにより、特定第一種最終保障電気通信役務の提供の業務に関する収支の状況その他総務省令で定める事項を公表していること。

二 特定第一種最終保障電気通信役務を提供するために設置している電気通信設備が第一種指定電気通信設備及び第二種指定電気通信設備以外の電気通信設備であるときは、当該電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続に関し、地域会社が取得すべき金額及び接続条件について接続約款を定め、総務省令で定めるところにより、これを公表していること。

2 前項の規定による確認は、第一号基礎的電気通信役務の種別ごとに行う。

3 地域会社は、第一項第二号に規定する接続約款を変更しようとするときは、総務省令で定めるところにより、その実施前に、総務大臣に届け出るとともに、これを公表しなければならない。

4 総務大臣は、地域会社が次の各号のいずれかに該当するとき、又は地域会社から第一項の規定による確認の取消しの申請があつたときは、その確認を取り消すことができる。

一 次条第四項又は第五項の規定に違反したとき。

二 第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認められるとき。

三 第四十三条第二項において準用する同条第一項の規定による命令又は処分（第四十

一条第三項に規定する電気通信設備に係る命令又は処分に限る。)に違反したとき。

第百九条第一項中「第百七条第一号」の下に「及び第二号」を加え、同条第四項を同条第六項とし、同条第三項中「前項」を「前二項」に改め、「より」の下に「算定し、前二項の収益は、標準的な料金を設定するとし、通常生ずる収益を算定するものとして総務省令で定める方法により」を加え、同項を同条第五項とし、同条第二項中「第一種交付金」を「第百七条第一号の交付金」に改め、「として」の下に、「第一号基礎的電気通信役務の種別ごと及びその担当第一種支援区域ごとに」を加え、「前条第一項の規定による指定に係る」及び「当該指定に係る」を削り、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 地域会社は、総務省令で定めるところにより、第百七条第二号の交付金の額の算定をするための資料として、第一号基礎的電気通信役務の種別ごとに、当該算定の前年度における特定第一種最終保障電気通信役務の提供に要した原価及び特定第一種最終保障電気通信役務の提供により生じた収益の額その他総務省令で定める事項を支援機関に届け出なければならない。

第百九条第一項の次に次の一項を加える。
2 前項の認可の申請は、第百七条第一号又は第二号の交付金の区分ごとに第一種交付金の額の内訳を明らかにした書類を添えてしなければならない。

第百十條第一項中「第百七条第一号」の下に「及び第二号」を加え、「これに」を「これらに」に改め、同項第一号中「電気通信設備」の下に「(地域会社が第百八条の二第一項の規定による確認

に係る第一号基礎的電気通信役務を提供するために設置している電気通信設備を含む。)」を加える。

第百十條の二第一項中「より、」の下に「第二種単位区域(担当第二種支援区域の単位とするために)」を加え、「(以下この項及び次項において「単位区域」という)をいう。以下この条及び第百十條の四第一項において同じ」に、「同項各号」を「次項各号」に改め、同項第一号中「単位区域」を「第二種単位区域」に改め、同項第二号中「単位区域」を「第二種単位区域」に改め、「提供するもの」の下に「その他これに準ずるものとして総務省令で定めるもの」を加え、同条第二項中「単位区域のうち」を「第二種単位区域のうち」に改め、同項第一号口中「単位区域」を「第二種単位区域」に改める。

第百十條の三の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(第二種適格電気通信事業者の指定等)」を付し、同条第一項中「及び支援区域」を「及び第二種支援区域」に改め、同項第二号中「が」以上の支援区域(次のいずれにも該当するものに限る。次項において同じ。)の全部を含む」を「にその全部が含まれる第二種支援区域のうち、当該申請により担当第二種支援区域の指定を受けようとするものの一以上が、次のいずれにも該当する」に改め、同号イ中「当該支援区域」を「当該第二種支援区域」に、「次項に規定する担当支援区域」を「担当第二種支援区域」に改め、同号ロを次のように改める。

ロ 当該第二種支援区域において提供する申請に係る第二号基礎的電気通信役務が第百七条第三号に規定する総務省令で定める規模を超える電気通信回線設備を設置して提供するものその他これに準ずる

ものとして総務省令で定めるものに該当すること。

第百十條の三第六項第一号中「次条第三項又は第四項」を「第百十條の五第三項又は第五項」に改め、同項第二号中「第一項各号のいずれか」を「第一項第一号」に改め、同項に次の一号を加える。

三 その全ての担当第二種支援区域の指定が解除されたとき。

第百十條の三第六項を同条第八項とし、同条第五項に後段として次のように加える。

この場合において、総務大臣は、同条第二項の規定による届出を受けたときは、当該届出の内容を支援機関に通知するとともに、これを公表するものとする。

第百十條の三第五項を同条第七項とし、同条第四項中「第二項前段」を「第三項前段」に、「担当支援区域」を「担当第二種支援区域」に、「第六項」を「第八項」に改め、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 第二種適格電気通信事業者は、第二項第一号又は第三号に掲げる事項に変更があつたときは、総務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

第百十條の三第三項中「担当支援区域の指定」を「担当第二種支援区域の指定」に改め、同項第一号中「担当支援区域」を「担当第二種支援区域」に、「支援区域の」を「第二種支援区域の」に改め、同項第二号中「その担当支援区域を」その担当第二種支援区域」に改め、「次のイ又はロ」の下に「に掲げる場合」を加え、「定める当該担当支援区域」を「定める担当第二種支援区域」に改め、同号イ中「当該担当支援区域」を「担当第

二種支援区域」に、「その」を「当該第二種適格電気通信事業者の」に、「当該範囲に」を「当該業務区域の範囲にその全部又は一部が」に改め、同号ロ中「当該担当支援区域」を「担当第二種支援区域」に、「当該同号ロ」を「同号ロ」に改め、同項第三号中「第六項」を「第八項」に、「担当支援区域」を「担当第二種支援区域」に改め、同項を同条第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 第二種適格電気通信事業者がその担当第二種支援区域の指定の解除を申請したとき 当該申請に係る担当第二種支援区域第百十條の三第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「第二号基礎的電気通信役務に係る業務区域の範囲に含まれる支援区域を、当該支援区域」を「前項第二号に掲げる第二種支援区域のうち第一項第二号イ及びロに該当するものを、当該第二種支援区域」に、「当該第二種適格電気通信事業者に係る支援区域(以下この条及び次条第三項において「担当支援区域」という。)」を「担当第二種支援区域」に、「当該業務区域の範囲に新たな支援区域が含まれることとなつた」を「第二種適格電気通信事業者が、その第二号基礎的電気通信役務に係る業務区域の範囲にその全部が含まれる第二種支援区域(当該第二種適格電気通信事業者の担当第二種支援区域に該当しないものに限る。)」について、総務省令で定めるところにより、担当第二種支援区域の指定を申請した」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定による指定を受けようとする者は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

しなければならない。この場合において、当該申請書には、総務省令で定める書類を添付しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 申請に係る第二号基礎的電気通信役務に係る業務区域の範囲にその全部が含まれる第二種支援区域のうち、担当第二種支援区域の指定を受けようとするもの

三 その他総務省令で定める事項

第一百十条の五第一項中「第七百七条第二号」を「第七百七条第三号及び第四号」に、「これ」を「これら」に改め、同条第二項中「第一百十条の五第一項」を「第一百十条の六第一項」に改め、同条を第一百十条の六とする。

第一百十条の四第一項中「第七百七条第二号」を「第七百七条第三号及び第四号」に改め、同条第二項中「申請はの下に」、第七百七条第三号又は第四号の交付金の区分ごと及び同条第三号の交付金にあつてはを加え、同条第三項中「第二種交付金を「第七百七条第三号の交付金」に、「担当支援区域」を「担当第二種支援区域」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「前項」及び「同項」を「前二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 地域会社は、総務省令で定めるところにより、第七百七条第四号の交付金の額の算定をするための資料として、当該算定の前年度における特定第二種最終保障電気通信役務の提供に要した原価及び特定第二種最終保障電気通信役務の提供により生じた収益の額その他総務省令で定める事項を支援機関に届け出なければならない。

第一百十条の四を第一百十条の五とし、第一百十

の三の次に次の一条を加える。

第一百十条の四 地域会社は、その提供する特定第二種最終保障電気通信役務(当該地域会社がその担当第二種支援区域以外の第二種単位区域において提供する第二号基礎的電気通信役務であつて、最終保障電気通信役務(最終保障電気通信役務として提供されていた第二号基礎的電気通信役務であつて、最終保障電気通信役務でなくなつた日から総務省令で定める期間を経過していないものを含む)に該当するものをいう。以下この項及び次条第四項において同じ。)について第七百七条第四号の交付金の交付を受けようとするときは、総務省令で定めるところにより、特定第二種最終保障電気通信役務の提供の業務に関する収支の状況その他総務省令で定める事項を公表していることについて、総務大臣の確認を受けなければならない。

2 総務大臣は、地域会社が次の各号のいずれかに該当するとき、又は地域会社から前項の規定による確認の取消しの申請があつたときは、その確認を取り消すことができる。

一 次条第四項又は第五項の規定に違反したとき。

二 前項の規定による公表をしていないと認められるとき。

第一百十二条第一項中「第七百七条第一号」の下に「及び第二号」を加え、「同条第二号」を「同条第三号及び第四号」に改める。

第一百十六条第二項の表第八十四条第二項第一号の項中「第四項」を「第六項」に、「第一百十條の五第二項」を「第一百十條の六第二項」に、「第一百十條の四第一項若しくは第五項」を「第一百十條の五第一項若しくは第六項」に改める。

第一百五十六条に次の一項を加える。

3 前二条の規定は、第二十五条の四第一項に規定する協力に関する協定等について準用する。この場合において、第五百五十四条第一項中「電気通信事業者間において、その一方が」とあるのは「最終保障電気通信事業者が、近隣電気通信事業者(第二十五条の四第一項に規定する近隣電気通信事業者をいう。以下この項及び次条第一項において同じ。)に對し」と、「他の一方」とあるのは「当該近隣電気通信事業者」と、「接続条件」とあるのは「協力の条件」と、「協定の細目」とあるのは「第二十五条の四第二項に規定する協定等(次条第一項において単に「協定等」という。)の細目」と、同項ただし書及び同条第六項中「第三十五条第一項若しくは第二項」とあるのは「第二十五条の五第一項」と、「同条第三項」とあるのは「同条第二項において準用する第三十五条第三項」と、前条第一項中「電気通信事業者」とあるのは「最終保障電気通信事業者と近隣電気通信事業者との」と、「接続条件」とあるのは「協力の条件」と、「協定の細目」とあるのは「協定等の細目」と、同項ただし書中「第三十五条第一項若しくは第二項」とあるのは「第二十五条の五第一項」と、「同条第三項」とあるのは「同条第二項において準用する第三十五条第三項」と読み替えるものとする。

第一百六十条第一号中「第三十五条第一項若しくは」を「第二十五条の五第一項の規定による最終保障電気通信役務の円滑な提供のための協力に関する命令、同条第二項において準用する第三十五条第三項若しくは第四項の規定による最終保障電気通信役務の円滑な提供のための協力に関する裁定、第三十五条第一項若しくは」に

改める。

第六百六十一条第一項中「第二十一条第四項」の下に「第二十五条の五第一項」を加える。

第六百六十四条第三項中「第四号」を「第六号」に改める。

第六百六十七条の三第一項中「(昭和五十九年法律第八十五号)」を削る。

第六百六十九条第一号中「第一種適格電気通信事業者の指定」の下に「第八百八条の二第一項の規定による地域会社の措置についての確認」を、「第一百十條の四第一項」の下に「の規定による地域会社の措置についての確認、第一百十條の五第一項を加え、第一百十條の五第二項を「第一百十條の六第二項」に改め、同条第三号中「第一百十條の五第一項」を「第一百十條の六第一項」に改め、同条第四号中「第十九条第二項第二号」の下に「若しくは第八号」を加え、「第七百七条第二号、第八百八条第一項各号若しくは第三項、第九百九条第一項から第三項まで」を「第七百七条第三号、第八百八条第一項各号若しくは第八項、第九百八条の二第一項若しくは第三項、第九百九条第一項若しくは第三項から第五項まで」に、「第一百十條の五第二項」を「第一百十條の六第二項」に、「第三項若しくは第四項、第一百十條の五第一項」を「第一百十條の五第一項若しくは第三項から第五項まで」に改める。

第七百七十八条中「第二十五条第一項又は第二項の規定に違反して電気通信役務の提供を拒んだときは、その」を「次の各号のいずれかに該当する場合には、当該」に改め、同条に次の各号を加える。

一 第二十五条第一項又は第二項の規定に違反して電気通信役務の提供を拒んだとき。

二 第二十五条の二第一項の規定に違反して

基礎的電気通信役務の提供を開始しなかつたとき。

三 第二十五条の第二第二項の規定に違反して基礎的電気通信役務の提供を継続しなかつたとき。

第百八十六条第三号中「第二十一条第四項」の下に「第二十五条の五第一項」を加える。

第百八十八条第一号中「第百八条第三項」を「第百八条第八項、第百八条の二第三項」に改め、同条第七号中「又は第百八条第三項」を「第百八条第八項又は第百八条の二第三項」に改める。

第百九十三条第一号中「又は第七十三条の第二第二項若しくは第五項」を「第七十三条の第二第二項若しくは第五項、第百八条第七項又は第百十条の三第六項」に改める。

附則第六条第一項中「第一条の二第二項」を「第二条第二項」に、「第一条の二第三項」を「第二条第三項」に改め、同条第二項中「第一条の二第一項」を「第二条第一項」に改め、「同条第二項に規定する」及び「同条第三項に規定する」を削る。

(日本電信電話株式会社等に関する法律の一部改正)

第三条 日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和五十九年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第一条の二第二項中「次条第三項第一号イに掲げる都道府県の同号に規定する」を「次条第六項第一号に定める」に改め、同条第三項中「次条第三項第一号口に掲げる府県の同号に規定する」を「次条第六項第二号に定める」に改める。

一 地域電気通信業務(その目的業務区域内

令和七年五月十三日 衆議院会議録第二十五号

において、基礎的電気通信役務(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第七條に規定する基礎的電気通信役務をいう。)及びその他の電気通信役務(通信を媒介するものに限り、次に掲げる電気通信役務を除く。)を提供する電気通信業務をいう。以下この条及び第二十三条第三号において同じ。)

イ その一端が移動端末設備(電気通信事業法第十二条の二第四項第三号口に規定する移動端末設備をいう。)と接続される伝送路設備であつて総務省令で定めるものを用いる電気通信役務

ロ 専らインターネットへの接続を可能とする電気通信役務を提供するために設置される電気通信設備として総務省令で定めるものを用いる電気通信役務

第二条第三項第二号中「前号に掲げる業務」を「地域電気通信業務」に改め、同条第四項中「地域会社は」の下に「当該業務を開始したときは」を加え、「あらかじめ」を削り、同項第二号を次のように改める。

二 他地域会社の目的業務区域内における通信を媒介する電気通信役務(前項第一号イ及びロに掲げる電気通信役務を除く。)を提供する電気通信業務

第二条第五項中「地域電気通信業務」の下に「(前項第二号に掲げる業務を含み、目的業務区域内の各都道府県の区域(電気通信役務の利用状況を勘案して特に必要があると認められるときは、総務省令で別に定める区域。以下この項において同じ。)と当該目的業務区域内の他の各都道府県の区域との間の通信を媒介する電気通信役務を提供する電気通信業務を除く。第二十

三条第三号において同じ。)」を加え、同項ただし書中「この」の下に「又は地域電気通信業務(電話の役務に係るものを除く。)」に係る電気通信役務の適切かつ安定的な提供」を加え、同条第六項中「の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内で、同項に規定する業務」を削り、「その他の業務」の下に「(同項第一号イ及びロに掲げる電気通信役務を提供する電気通信業務その他総務省令で定める業務を除く。以下この条において「活用業務」という。)」を加え、同項後段を削り、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 前三項において「目的業務区域」とは、次の各号に掲げる地域会社の区分に応じ、当該各号に定める区域をいう。

一 東日本電信電話株式会社 北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県及び長野県の区域を合わせた区域(電気通信役務の利用状況を勘案して特に必要があると認められるときは、総務省令で定める区域を含み、総務省令で定める区域を除く。)

二 西日本電信電話株式会社 京都府及び大阪府並びに前号に規定する県以外の県の区域を合わせた区域(電気通信役務の利用状況を勘案して特に必要があると認められるときは、総務省令で定める区域を含み、総務省令で定める区域を除く。)

8 地域会社は、前項の規定により活用業務を営もうとするときは、総務省令で定めるところにより、

ろにより、あらかじめ、活用業務の実施に関する基準(以下この条において「実施基準」という。)を定め、これを総務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

9 実施基準は、地域会社が活用業務を営むに当たつて遵守すべき次に掲げる事項に関し、総務省令で定めるところにより、必要な内容を定めたものでなければならない。

一 活用業務が第三項に規定する業務の円滑な遂行に支障のない範囲内において営まれることを確保するための措置に関する事項

二 活用業務が電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内において営まれることを確保するための措置に関する事項

10 地域会社は、活用業務を営むに当たつては、実施基準に定めるところに従わなければならない。

11 地域会社は、毎事業年度、総務省令で定めるところにより、活用業務の実施状況その他の総務省令で定める事項を総務大臣に報告するとともに、公表しなければならない。

12 総務大臣は、実施基準が第九項の規定に適合しないと認めるときは、地域会社に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

13 総務大臣は、地域会社が実施基準を遵守していないと認めるときは、地域会社に対し、活用業務が第三項に規定する業務の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内において営まれることを確保するために必要な限度において、実施基準を遵守すべきことを命ずることができる。

令和七年五月十三日 衆議院會議録第二十五号

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

三六

第四条第二項中「第二十三條第四号」を「第二十三條第六号」に改める。

第六条第二項中「すべて」を「全て」に改め、同条第四項中「方法」を「ところ」に、「公告しなれば」を「公告するとともに、総務大臣に報告しなれば」に改め、同条に次の二項を加える。

5 会社は、外国人等議決権割合に総務省令で定める変更があつたときは、総務省令で定めるところにより、当該変更の内容を総務大臣に報告しなければならない。

6 会社は、第一項から第三項までの規定の遵守を確保するため、関係職員の知識の習得及び向上を図るために必要な研修その他の措置を講ずるとともに、総務省令で定めるところにより、総務省令で定める期間ごとに、その実施状況を総務大臣に報告しなければならない。

第十一条第一項中「(会社又は地域会社の商号の変更に係る定款の変更についての決議を除く。)」を削り、同項に次のただし書を加える。
ただし、次に掲げる事項の決議は、この限りでない。

一 会社又は地域会社の商号の変更に係る定款の変更

二 電気通信事業を営まない法人であつて資本の額その他の経営の規模が総務省令で定める基準に達しないものの権利義務の全部を地域会社に承継させる合併

三 地域会社の電気通信事業以外の事業であつてその規模が総務省令で定める基準に達しないものに係る権利義務の全部又は一部を他の法人に承継させる分割

四 前二号に掲げるもののほか、第二条第一項又は第三項に規定する業務の円滑な遂行

及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障のないものとして総務省令で定める合併又は分割

第十一条第二項中「前項に規定する」を削り、「総務大臣を」前項に改め、「昭和五十九年法律第八十六号」を削る。

第十三条を削る。

第十四条の見出し中「設備」を「設備等」に改め、同条中「電気通信幹線路及びこれに準ずる重要な電気通信設備を譲渡し、又は担保に供しよう」を「次に掲げる物について、譲り渡し、担保に供し、その他総務省令で定める処分をしよう」に改め、同条に次の各号を加える。

一 電気通信幹線路及びこれに準ずる重要な電気通信設備

二 電気通信設備の設置に必要な建物その他の工作物及び土地(総務省令で定めるものに限る。)

第十四条を第十三条とし、第十五条から第十七条までを一条ずつ繰り上げる。

第十八条第二号中「第十四条」を「第十三条」に改め、同条に次の一号を加える。

三 第十一条第一項第二号から第四号までの総務省令を制定し、又は改廃しようとするとき。

第十八条を第十七条とする。

第十八条の二第一項中「第十五条」を「第十四条」に改め、同条第二項の表第十五条の項中第十五条を「第十四条」に改め、同表第二十五条の項中「第二十五条」の下に「及び第二十六条を加え、同条を第十八条とする。

第二十三条中第三号を削り、第二号を第三号とし、同条第一号中「第六項」を「第八項」に、「第十八条の二」を「第十八条」に改め、同条を同

条第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 第二条第一項から第四項まで及び第七項に規定する業務以外の業務を行つたとき。

第二十三条中第七号及び第八号を削り、第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、同号の前に次の二号を加える。

四 第二条第十一項、第六条第四項から第六項まで又は第十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

五 第二条第十二項若しくは第十三項又は第十五条第二項の規定による命令に違反したとき。

第二十三条第九号を次のように改める。

九 第十三条の認可を受けないで、同条各号に掲げる物について、譲り渡し、担保に供し、その他同条の総務省令で定める処分をしたとき。

第二十三条第十号を削る。

第二十五条を第二十六条とし、第二十四条の次に次の一号を加える。

第二十五条 第二条第八項又は第十一項の規定に違反して、公表することを怠り、又は不実の公表をした地域会社の取締役は、百万円以下の過料に処する。

第四条 日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を次のように改正する。

第三条を削る。

第二条第五項ただし書中「電話の役務をあまねく目的業務区域において適切、公平かつ安定的に提供すること又は」及び「(電話の役務に係るものを除く。)」を削り、同条を第三条とし、第一条の二を第二条とする。

第十一条第一項第四号中「第二条第一項」を「第三条第一項」に改める。

第二十三条第一号中「第二条第一項」を「第三条第一項」に改め、同条第二号中「第二条第二項」を「第三条第二項」に改め、同条第三号中「第二条第五項」を「第三条第五項」に改め、同条第四号中「第二条第十一項」を「第三条第十一項」に改め、同条第五号中「第二条第十二項」を「第三条第十二項」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中電気通信事業法第五十条の第二項、第五十条の三、第五十条の七ただし書、第五十条の九第三号及び第七十八條第二項の改正規定並びに次条並びに附則第三条及び第十二条の規定 公布の日

二 第一条中電気通信事業法第六十七條の三を同法第六十七條の四とし、同法第六十七條の二の次に一条を加える改正規定、同法第六十九條の改正規定(同条第二号の改正規定(制定又は「を」制定、)に改め、「提供する者の指定」の下に、「第六十七條の三第一項の規定による同項に規定する電気通信事業者間の適正な競争関係が確保されているかどうかについての評価又は同条第二項の規定による調査及び評価の実施に関する方針の策定」を加える部分を除く。及び同条第四号の改正規定を除く。及び同条の次に一条を加える改正規定並びに附則第四条の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

三 第二条及び第四条の規定並びに附則第八条第一項及び第七項、第九条第五項、第十六条並びに第十七条の規定、附則第十八条中電話加入権質に関する臨時特例法(昭和三十三年法律第百三十八号)第五条第一項の改正規定並びに附則第二十条及び第二十一条の規定公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

(準備行為)

第二条 総務大臣は、前条第二号に掲げる規定の施行の日(附則第四条において「第二号施行日」という。)前においても、第一条の規定による改正後の電気通信事業法(以下「第一条改正後事業法」という。)第百六十七条の三第二項の規定による調査及び評価の実施に関する方針の策定のために、第一条の規定による改正前の電気通信事業法(附則第四条及び第六条において「第一条改正前事業法」という。)第百六十九条の政令で定める審議会等(次項及び第三項において単に「審議会等」という。)に諮問することができる。

2 総務大臣は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、第一条改正後事業法第三十一条第十一項第一号の規定による同号に規定する特定関係事業者の指定のために、審議会等に諮問することができる。

3 総務大臣は、次の各号に掲げる規定による総務省令の制定又は改廃のために、当該各号に定める日前においても、審議会等に諮問することができる。

一 第一条改正後事業法第十条第一項第三号イ若しくはロ(第一条改正後事業法第十二条の二第二項において準用する場合を含む。)、第十二条の二第四項第二号、第十九条第二項第

二号、第二十六条の四第一項、第三十一条第一項ただし書、第二項、第五項ただし書若しくは第三号若しくは第四号若しくは第十項、第五十条の四第一号ハ若しくは第二号イ若しくはロ、第五十条の七、第百十条の二第二項第二号又は第百四十三条の九 施行日

二 第二条の規定による改正後の電気通信事業法(附則第八条及び第九条において「第二条改正後事業法」という。)第十九条第二項第八号、第百七条第三号、第百八条第一項第三号、第百八条の二第一項若しくは第三項、第百九条第一項若しくは第三項から第五項まで、第百十条の二第二項第二号、第百十条の四第一項又は第百十条の五第一項、第四項若しくは第五項 前条第三号に掲げる規定の施行の日(以下「第三号施行日」という。)

(附則第一条第一号に掲げる改正規定による改正後の電気通信事業法第五十条の三の規定の適用に関する経過措置)

第三条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から施行日の前日までの間における同号に掲げる改正規定による改正後の電気通信事業法第五十条の三(同法第五十条の六第二項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同法第五十条の三第二号中「規定次条第二号において「詐欺罪等」という。」とあるのは「規定」と、同条第三号中「第五十条の十」とあるのは「第五十条の九」とする。

(第一条改正前事業法附則第五条第一項の規定の適用に関する経過措置)

第四条 第二号施行日から施行日の前日までの間における第一条改正前事業法附則第五条第一項の規定の適用については、同項中「日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和五十九年法律

第八十五号)」とあるのは、「日本電信電話株式会社等に関する法律」とする。

(現に電気通信事業の登録を受けている者に関する経過措置)

第五条 この法律の施行の際現に電気通信事業法第九条の登録を受けている者であつて基礎的電気通信役務(同法第七条に規定する基礎的電気通信役務をいい、第一条改正後事業法第十条第一項第三号イに規定する第一号基礎的電気通信役務又は同号ロに規定する第二号基礎的電気通信役務に限る。次条において同じ。)を提供しているものについては、施行日において同号イ又はロに定める事項及び同項第五号に掲げる事項に変更があつたものとみなして、第一条改正後事業法第十三条第一項及び第五項の規定を適用する。この場合において、同条第一項中「を」と、同条第五項前段中「遅滞なく」とあるのは「これらの変更の日から三月以内」とする。

(現に電気通信事業の届出をしている者に関する経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に第一条改正前事業法第十六条第一項の届出をしている者であつて基礎的電気通信役務を提供しているものについては、施行日において第一条改正後事業法第十六条第一項第三号イ又はロに定める事項及び同項第五号に掲げる事項に変更があつたものとみなして、同条第三項及び第四項の規定を適用する。この場合において、同条第三項中「遅滞なく」とあるのは「当該変更の日から三月以内」と、同条第四項中「を」とあるのは「に変更があつたときは、当該変更の日から三月以内」とする。

(電気通信業務の休止等の周知及び届出に関する経過措置)

第七条 第一条改正後事業法第二十六条の四第一項の表の中欄に規定する日が、施行日から施行日から起算して同項の総務省令で定める一年以上の期間が経過する日の前日までの間にある場合における同条の規定の適用については、同項中「同表の中欄に規定する日の総務省令で定める一年以上の期間前までに」とあるのは「電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律(令和七年法律第 号)の施行の日以後、速やかに」と、同条第二項中「同表の中欄に規定する日の同項の総務省令で定める一年以上の期間前までに、同欄」とあるのは「電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日以後、速やかに、同表の中欄」とする。

(第一種適格電気通信事業者、第二種適格電気通信事業者及び地域会社に関する経過措置)

第八条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に第二条の規定による改正前の電気通信事業法(第七項及び次条第五項において「第二条改正前事業法」という。)第百八条第一項の規定により同項に規定する第一種適格電気通信事業者として指定をされている者の当該指定は、第三号施行日に、その効力を失う。

2 第二条改正後事業法第百八条第一項に規定する第一種適格電気通信事業者(以下この条において単に「第一種適格電気通信事業者」という。)の指定を受けようとする者は、第三号施行日前においても、第二条改正後事業法第百八条第二項の規定の例により、その指定の申請をすることができる。

3 総務大臣は、前項の規定による指定の申請があった場合には、第三号施行日前においても、第二条改正後事業法第八十一条から第三項までの規定の例により、第一種適格電気通信事業者の指定をすることができる。	業者として指定をされている者は、第三号施行日において、第二条改正後事業法第一百十條の三第一項の規定により同項に規定する第二種適格電気通信事業者として指定をされたものとみなす。この場合において、当該者の第二条改正前事業法第一百十條の三第二項の規定により指定を受けている同項に規定する担当支援区域は、第三号施行日において、第二条改正後事業法第一百十條の三第三項の規定により当該者の同項に規定する担当第二種支援区域として指定をされたものとみなす。	2 総務大臣は、前項の規定による認可の申請があった場合には、第三号施行日前においても、第二条改正後事業法第六十六条第一項において準用する第二条改正後事業法第七十九条第一項の規定の例により、その認可をすることができる。この場合において、その認可を受けた支援業務規程は、第三号施行日において、同項の規定による認可を受けたものとみなす。	定する第一種負担金の徴収、第二条改正後事業法第一百十條の五第一項に規定する第二種交付金の交付、第二条改正後事業法第一百十條の六第一項に規定する第二種負担金の徴収及び基礎的電気通信役務支援機関の区分経理について適用し、第三号施行日前に開始した年度に係る基礎的電気通信役務支援機関の業務、第二条改正前事業法第九十九条第一項に規定する第一種交付金の交付、第二条改正前事業法第一百十條第一項に規定する第一種負担金の徴収、第二種改正前事業法第一百十條の四第一項に規定する第二種交付金の交付、第二条改正前事業法第一百十條の五第一項に規定する第二種負担金の徴収及び基礎的電気通信役務支援機関の区分経理については、なお従前の例による。
4 前項の規定により総務大臣が第一種適格電気通信事業者の指定をするときは、第二条改正後事業法第八十一条第四項の規定の例により、併せて、当該指定の申請に係る同条第二項第三号に掲げる同条第一項第三号に規定する第一種単位区域のうち同号イ及びロに該当するものを、当該第一種単位区域ごとに、担当第一種支援区域（同条第四項に規定する担当第一種支援区域をいう。次項において同じ。）として指定しなければならない。	8 地域会社は、第三号施行日前においても、第二条改正後事業法第一百十條の四第一項の規定の例により、総務大臣の認可を受けることができる。この場合において、その認可を受けた地域会社は、第三号施行日において、同項の規定により認可を受けたものとみなす。	3 基礎的電気通信役務支援機関は、第三号施行日前においても、第二条改正後事業法第六十六条第一項において準用する第二条改正後事業法第八十条第一項の規定の例により、事業計画及び収支予算（附則第一条第三号に掲げる規定の施行により必要となる業務の実施に関する事項に係る部分に限る。）について、その認可の申請をすることができる。	第十條 地域会社（第三条の規定による改正前の日本電信電話株式会社等に関する法律第二条第一項第一号に規定する地域会社をいう。以下この条において同じ。）は、この法律の施行の際現に第三条の規定による改正前の日本電信電話株式会社等に関する法律第二条第六項に規定する電気通信業務その他の業務を営んでいるときは、施行日から起算して三月を経過する日（地域会社が同日前に第三条の規定による改正後の日本電信電話株式会社等に関する法律第二条第八項の規定による同項に規定する実施基準の届出及び公表をしたときは、当該届出をした日又は当該公表をした日のいずれか遅い日）までの間は、第三条の規定による改正後の日本電信電話株式会社等に関する法律第二条第八項の規定にかかわらず、当該業務を従前の例により営むことができる。
5 第三項の規定による第一種適格電気通信事業者の指定及び前項の規定による担当第一種支援区域の指定は、第三号施行日において、それぞれ、第二条改正後事業法第八十一条の規定による第一種適格電気通信事業者の指定及び同条第四項の規定による担当第一種支援区域の指定とみなす。	9 総務大臣は、第三項の規定による第一種適格電気通信事業者の指定並びに第六項及び前項の規定による認可については、第二条改正後事業法第六十九条の規定の例により、同条の政令で定める審議会等に諮問しなければならない。（基礎的電気通信役務支援機関の業務に関する経過措置）	4 総務大臣は、前項の規定による認可の申請があった場合には、第三号施行日前においても、第二条改正後事業法第六十六条第一項において準用する第二条改正後事業法第八十条第一項の規定の例により、その認可をすることができる。この場合において、その認可を受けた事業計画及び収支予算は、第三号施行日において、同項の規定による認可を受けたものとみなす。	第十條 地域会社（第三条の規定による改正前の日本電信電話株式会社等に関する法律第二条第一項第一号に規定する地域会社をいう。以下この条において同じ。）は、この法律の施行の際現に第三条の規定による改正前の日本電信電話株式会社等に関する法律第二条第六項に規定する電気通信業務その他の業務を営んでいるときは、施行日から起算して三月を経過する日（地域会社が同日前に第三条の規定による改正後の日本電信電話株式会社等に関する法律第二条第八項の規定による同項に規定する実施基準の届出及び公表をしたときは、当該届出をした日又は当該公表をした日のいずれか遅い日）までの間は、第三条の規定による改正後の日本電信電話株式会社等に関する法律第二条第八項の規定にかかわらず、当該業務を従前の例により営むことができる。
6 地域会社（第二条改正後事業法第二十五条の二第三項第二号イ(2)に規定する地域会社をいう。以下この項及び第八項において同じ。）は、第三号施行日前においても、第二条改正後事業法第八十一条の二第一項及び第二項の規定の例により、総務大臣の認可を受けることができる。この場合において、その認可を受けた地域会社は、第三号施行日において、同条第一項の規定により認可を受けたものとみなす。	第九條 基礎的電気通信役務支援機関（電気通信事業法第六十六条に規定する基礎的電気通信役務支援機関をいう。第三項及び第五項において同じ。）は、第三号施行日前においても、第二条改正後事業法第六十六条第一項において準用する第二条改正後事業法第七十九条第一項の規定の例により、支援業務規程（附則第一条第三号に掲げる規定の施行により必要となる業務の実施に関する事項に係る部分に限る。）について、その認可の申請をすることができる。	5 第二条改正後事業法第六十七条、第六十九条、第一百十條（第二条改正後事業法第一百十條の六第二項において準用する場合を含む。）、第一百十條の五、第一百十條の六第一項及び第一百十二條の規定は、第三号施行日以後に開始する年度、第二条改正後事業法第七十一条に規定する年度、第二条改正後事業法第七十一条に規定する年度をいう。以下この項において同じ。）に係る基礎的電気通信役務支援機関の業務、第二条改正後事業法第九十九条第一項に規定する第一種交付金の交付、第二条改正後事業法第一百十條第一項に規定する第一種負担金の徴収、第二種改正前事業法第一百十條の四第一項に規定する第二種交付金の交付、第二条改正前事業法第一百十條の五第一項に規定する第二種負担金の徴収及び基礎的電気通信役務支援機関の区分経理について適用し、第三号施行日前に開始した年度に係る基礎的電気通信役務支援機関の業務、第二条改正前事業法第九十九条第一項に規定する第一種交付金の交付、第二条改正前事業法第一百十條第一項に規定する第一種負担金の徴収、第二種改正前事業法第一百十條の四第一項に規定する第二種交付金の交付、第二条改正前事業法第一百十條の五第一項に規定する第二種負担金の徴収及び基礎的電気通信役務支援機関の区分経理については、なお従前の例による。	第十條 地域会社（第三条の規定による改正前の日本電信電話株式会社等に関する法律第二条第一項第一号に規定する地域会社をいう。以下この条において同じ。）は、この法律の施行の際現に第三条の規定による改正前の日本電信電話株式会社等に関する法律第二条第六項に規定する電気通信業務その他の業務を営んでいるときは、施行日から起算して三月を経過する日（地域会社が同日前に第三条の規定による改正後の日本電信電話株式会社等に関する法律第二条第八項の規定による同項に規定する実施基準の届出及び公表をしたときは、当該届出をした日又は当該公表をした日のいずれか遅い日）までの間は、第三条の規定による改正後の日本電信電話株式会社等に関する法律第二条第八項の規定にかかわらず、当該業務を従前の例により営むことができる。
7 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に第二条改正前事業法第一百十條の三第一項の規定により同項に規定する第二種適格電気通信事	業者として指定をされている者は、第三号施行日において、第二条改正後事業法第一百十條の三第一項の規定により同項に規定する第二種適格電気通信事業者として指定をされたものとみなす。この場合において、当該者の第二条改正前事業法第一百十條の三第二項の規定により指定を受けている同項に規定する担当支援区域は、第三号施行日において、第二条改正後事業法第一百十條の三第三項の規定により当該者の同項に規定する担当第二種支援区域として指定をされたものとみなす。	2 総務大臣は、前項の規定による認可の申請があった場合には、第三号施行日前においても、第二条改正後事業法第六十六条第一項において準用する第二条改正後事業法第七十九条第一項の規定の例により、その認可をすることができる。この場合において、その認可を受けた支援業務規程は、第三号施行日において、同項の規定による認可を受けたものとみなす。	定する第一種負担金の徴収、第二条改正後事業法第一百十條の五第一項に規定する第二種交付金の交付、第二条改正後事業法第一百十條の六第一項に規定する第二種負担金の徴収及び基礎的電気通信役務支援機関の区分経理について適用し、第三号施行日前に開始した年度に係る基礎的電気通信役務支援機関の業務、第二条改正前事業法第九十九条第一項に規定する第一種交付金の交付、第二条改正前事業法第一百十條第一項に規定する第一種負担金の徴収、第二種改正前事業法第一百十條の四第一項に規定する第二種交付金の交付、第二条改正前事業法第一百十條の五第一項に規定する第二種負担金の徴収及び基礎的電気通信役務支援機関の区分経理については、なお従前の例による。

(罰則の適用に関する経過措置)

第十一条 この法律(附則第一条第三号に掲げる規定については、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為並びに附則第九条第五項及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十二条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第十三条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律による改正後の電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の施行の状況並びに電気通信技術の進展の状況及びその利用の動向、電気通信事業法第二条第五号に規定する電気通信事業者間の競争の状況その他内外の社会経済情勢の変化を勘案し、引き続き、国民生活に不可欠な電気通信役務(同条第三号に規定する電気通信役務をいう。以下この項において同じ。)のあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供の確保、電気通信事業(同条第四号に規定する電気通信事業をいう。以下この項において同じ。)の公正な競争の促進、電気通信事業及びその関連事業の国際競争力の強化、電気通信事業に係る安全保障の確保、災害その他非常の事態における通信を確保する能力の強化並びに生活の利便性の向上、事業活動の効率化及び地域経済の活性化に寄与する電気通信役務の利用の促進等を図る観点から、電気通信事業に係る制度の在り方について検討を加えるとともに、日本電信電話株式会社

等に関する法律の改廃を含め、第四条の規定による改正後の日本電信電話株式会社等に関する法律第二条第一項に規定する日本電信電話株式会社、同条第二項に規定する東日本電信電話株式会社及び同条第三項に規定する西日本電信電話株式会社に係る制度の在り方について検討を加え、それらの結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 施行日から第三号施行日の前日までの間における前項の規定の適用については、同項中「第四条」とあるのは「第三条」と、「第二条第一項」とあるのは「第一条の二第二項」とする。

(地方自治法の一部改正)

第十四条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)の項中「第三百三十八条第四項」の下に「(第四百四十三条の十五において準用する場合を含む。){及び第四百四十三条の十五を加える。(電波法の一部改正)

第十五条 電波法(昭和二十五年法律第三百一十号)の一部を次のように改正する。

附則中第十三項を削り、第十四項を第十三項とし、第十五項を第十四項とする。

(気象業務法の一部改正)

第十六条 気象業務法(昭和二十七年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「第一条の二第二項」を「第二条第二項」に、「第一条の二第三項」を「第二条第三項」に改める。

(自衛隊法の一部改正)

第十七条 自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。

第一百一条第一項中「第一条の二第二項」を「第

二条第二項」に改める。

附則第五項中「第一条の二第二項」を「第二条第一項」に改める。

(電話加入権質に関する臨時特例法の一部改正)

第十八条 電話加入権質に関する臨時特例法の一部を次のように改正する。

第一条中「附則第九条第一項」を「附則第六条第一項」に、「附則第三条」を「附則第二条」に改める。

第五条第一項中「第一条の二第二項」を「第二条第二項」に改める。

第六条第二項中「附則第九条」を「附則第六条」に、「附則第三条」を「附則第二条」に改める。

(住民基本台帳法の一部改正)

第十九条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の二十四の項中「又は同法第二百二十二条第五項の届出」を「同法第二百二十二条第五項の届出、同法第四百四十三条の二第二項の認定又は同法第四百四十三条の六第八項の届出」に改める。

(日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律等の一部改正)

第二十条 次に掲げる法律の規定中「第一条の二第一項」を「第二条第一項」に改める。

一 日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(昭和五十九年法律第八十七号)附則第七条

二 日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号)第一条

三 厚生年金保険法等の一部を改正する法律

(平成八年法律第八十二号)附則第三十二条第六項第二号

(日本電信電話株式会社法の一部を改正する法律の一部改正)

第二十一条 日本電信電話株式会社法の一部を改正する法律(平成九年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

附則第八条第二項中「第一条の二第一項」を「第二条第一項」に、「第一条の二第二項」を「第二条第二項」に、「第一条の二第三項」を「第二条第三項」に、「第二条第一項」を「第三条第一項」に改める。

(電気通信分野における規制の合理化のための関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第二十二条 電気通信分野における規制の合理化のための関係法律の整備等に関する法律(平成十年法律第五十八号)の一部を次のように改正する。

附則第六条第五項を削る。

(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律等の一部改正)

第二十三条 次に掲げる法律の規定中「第十二条の二第四項第二号ロ」を「第十二条の二第四項第三号ロ」に改める。

一 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成十四年法律第百五十三号)第十六条の二第一項

二 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(平成二十年法律第七十九号)第二条第七項

三 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第十八条の二第一項

(電子委任状の普及の促進に関する法律の一部改正)

第二十四条 電子委任状の普及の促進に関する法律平成二十九年法律第六十四号の一部を次のように改正する。

第五条第二項第三号イ中「から第五号までの」を「第三号(イ及びロに係る部分を除く)、第四号及び第六号に掲げる」に改め、同号ロ中「又は第四号の」を「(イ及びロに係る部分を除く)又は第四号に掲げる」に改め、同号ハ中「から第五号までの」を「第三号(イ及びロに係る部分を除く)、第四号又は第六号に掲げる」に改め、同号ニ中「から第五号までの」を「第三号(イ及びロに係る部分を除く)、第四号及び第六号に掲げる」に改め、同号ホ中「第五号の」を「第六号に掲げる」に改め、同号ヘ中「又は第四号の」を「(イ及びロに係る部分を除く)又は第四号に掲げる」に改める。

(聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律の一部改正)

第二十五条 聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律(令和二年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第五十条の十一」を「第五十条の十二」に改める。

(民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部改正)

第二十六条 民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和五年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第四十一条のうち電気通信事業法附則第九条第一項の改正規定中「附則第九条第一項」を「附則第六条第一項」に改める。

理 由

近年の社会経済情勢の変化を踏まえ、基礎的電気通信役務のあまねく日本全国における提供及び電気通信事業者間の適正な競争関係を確保しつつ、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の経営の自由度の向上等を図るため、基礎的電気通信役務について他の電気通信事業者が提供しない区域における提供の義務を負う最終保障電気通信事業者について規定するほか、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の地域電気通信業務の範囲を見直す等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案
(内閣提出に関する報告書)

一 議案の目的及び要旨

本案は、近年の社会経済情勢の変化を踏まえ、基礎的電気通信役務のあまねく日本全国における提供及び電気通信事業者間の適正な競争関係を確保しつつ、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下「地域会社」という。)の経営の自由度の向上等を図るため、基礎的電気通信役務について他の電気通信事業者が提供しない区域における提供の義務を負う最終保障電気通信事業者について規定するほか、地域会社の地域電気通信業務の範囲を見直す等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 最終保障電気通信事業者は、その最終保障業務区域において、基礎的電気通信役務の提供の求めがあった場合、他に当該役務を提供する電気通信事業者がないときは、最終保障電気通信役務を提供しなければならないこと。また、基礎的電気通信役務支援機関は、

最終保障電気通信役務の提供に要する費用の一部に充てるための交付金を交付する業務等を行うこと。

2 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者等の禁止行為等に関する規定を整備すること。

3 電気通信番号使用計画の認定の欠格事由として、詐欺罪等により刑に処せられた者等を追加すること。

4 鉄塔等提供事業を営む者等は、土地等の使用に関する総務大臣の裁定等の規定の適用を受けようとする場合には、その鉄塔等提供事業について、総務大臣の認定を受けることができること。

5 総務大臣は、毎年、電気通信事業者間の適正な競争関係の確保に関する評価等を行うこと。

6 電報の事業について、電気通信事業とみなすこと等とする規定を削除すること。

7 地域会社の行う地域電気通信業務について、同一の都道府県の区域内における通信を媒介する業務から、目的業務区域内における通信を媒介する業務に見直すこと。

8 地域会社について、特定の合併又は分割の決議に係る総務大臣の認可を不要とするほか、電気通信設備の設置に必要な建物その他の工作物及び土地の譲渡等に総務大臣の認可を必要とすること。

9 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。なお、最終保障電気通信事業者に関する制度の整備に関する規定等は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由

近年の社会経済情勢の変化を踏まえ、基礎的電気通信役務のあまねく日本全国における提供及び電気通信事業者間の適正な競争関係を確保しつつ、地域会社の経営の自由度の向上等を図るため、基礎的電気通信役務について他の電気通信事業者が提供しない区域における提供の義務を負う最終保障電気通信事業者について規定するほか、地域会社の地域電気通信業務の範囲を見直す等の措置を講じようとする本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した。右報告する。

令和七年五月八日

総務委員長 竹内 謙
衆議院議長 額賀福志郎殿

日本国の自衛隊とフィリピンの軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

右
国会に提出する。
令和七年二月二十五日
内閣総理大臣 石破 茂

日本国の自衛隊とフィリピンの軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件
日本国の自衛隊とフィリピンの軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件
日本国とフィリピン共和国との間の協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理由 政府は、日本国の自衛隊とフィリピンの軍隊との間の共同訓練や災害救助等の協力活動の実施を円滑にするとともに相互運用性の向上を図るため、令和六年七月八日にマニラで、日本国の自衛隊とフィリピンの軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定を締結することといたしたい。これが、この案件を提出する理由である。	日本国及びフィリピン共和国(以下個別に「締約国」といい、「両締約国」と総称する。)は、地域及び世界の平和及び安定並びに法の支配に基づく国際秩序に関する両締約国の共通の利益を認識し、 国際紛争の平和的解決並びに国際の平和及び安全の維持についての両締約国の相互の誓約に留意し、 互恵的な防衛協力を円滑にするための法的枠組みを設けることにより、両締約国間の安全保障関係及び防衛関係を深めることを希望し、 訪問部隊及び文民構成員の地位を定めることを希望し、 国際法に基づく両締約国のそれぞれの義務を認識して、 次のとおり協定した。 第一条 定義 この協定の適用上、
(a) 「文民構成員」とは、訪問部隊に随伴する派遣国の文民たる国民であつて、訪問部隊に雇用され、又は訪問部隊に勤務するもの(接受国に通常居住する者及び訪問部隊又は訪問部隊に代わる者に雇用される契約者を除く。)をいう。 (b) 「部隊」とは、日本国については自衛隊をいい、フィリピン共和国についてはフィリピンの軍隊をいう。 (c) 「訪問部隊」とは、一方の締約国の部隊であつて、他方の締約国の同意を得て、第四条1に定義する協力活動に関連して当該他方の締約国の領域に所在するものをいう。 (d) 訪問部隊の「構成員」とは、訪問部隊に属する者をいう。 (e) 「公用車両」とは、派遣国が所有し、又は別段の定めがある場合を除くほか、専ら派遣国が賃借する自動車(モーターサイクル及び装甲車両を含む。)であつて、訪問部隊の構成員又は文民構成員が公務の執行のために運行するものをいう。 (f) 「接受国」とは、訪問部隊若しくは文民構成員がその領域に所在する締約国又は文脈により当該締約国の領域をいう。 (g) 「派遣国」とは、訪問部隊又は文民構成員が属する締約国をいう。 第二条 目的 この協定は、両締約国間における互恵的な防衛協力を実施するための枠組みを設け、並びに訪問部隊及び文民構成員の地位を定めることにより、当該防衛協力を円滑にすることを目的とする。 第三条 法令の尊重 接受国において、接受国の法令を尊重し、及びこの協定の精神に反する活動、特に政治的活動を	慎むことは、訪問部隊、その構成員及び文民構成員の義務である。また、このために必要な措置をとることは、派遣国の義務である。 第四条 適用可能性 1 この協定は、両締約国が相互に決定して部隊が実施する協力活動(以下「協力活動」という。)であつて接受国において実施されるものに関する事項について適用する。第二十三条1の規定及び同規定に基づく請求の解決に関連する他の規定は、部隊が接受国における協力活動の実施に伴い全ての国の領域の外側に位置する水域及び上空に所在することとなる場合には、当該水域及び上空において実施される協力活動についても適用する。この協定のいかなる規定も、一方の締約国の部隊が他方の締約国の領域においてその同意を得ることなく活動を実施するための根拠となるものと解してはならない。 2 両締約国は、次のことを確保するため、自国の法令に従つて協力し、及び必要な場合には適当な措置をとる。 (a) 協力活動が接受国の国家的利益又は接受国の部隊の出動準備若しくは能力に悪影響を及ぼさないこと。 (b) 協力活動が公共の安全に妥当な考慮を払つて行われること。 (c) 協力活動が接受国への、接受国からの又は接受国内の航海、航空、電気通信又は陸上交通を不必要に妨げないこと。 3 この協定は、千九百五十四年二月十九日に東京で署名された日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定に基づいて国際連合の軍隊として行動する間のフィリピンの軍隊が実施するいかなる活動についても適用しない。 4 この協定は、両締約国間で効力を有する現行
の二国間協定の実施を制限し、又は妨げるものではない。 第五条 訪問部隊の構成員、船舶、航空機及び公用車両のアクセス及び移動 1 接受国は、派遣国からの事前の通報により、適当な場合には、外交上の経路を通じて、派遣国に対し、訪問部隊の船舶又は航空機による接受国の港又は飛行場へのアクセスの許可を迅速に与える。 2 1に規定する訪問部隊の船舶及び航空機並びに公用車両並びに訪問部隊の構成員及び文民構成員は、協力活動のため、第八条の規定に従つて訪問部隊及び文民構成員の利用に供される施設及び区域へのアクセス並びにこれらのものの間の移動を認められる。 3 2の規定の適用上、両締約国は、訪問部隊が使用する経路について事前に協議する。接受国は、当該経路を定め、接受国内の移動に制限を課し、並びに特定の区域、空間及び施設へのアクセス並びにこれらのものの通過を禁止することができ。 4 訪問部隊の船舶及び航空機は、両締約国が相互に別段の決定を行う場合を除くほか、接受国内の港及び飛行場へのアクセス並びにこれらのものの使用のため、租税、入港料その他これらに類する課徴金(提供された役務の使用料であるものを除く。)について、接受国の法令に従つて接受国の部隊の船舶及び航空機に適用される条件と同等の条件の下にあるものとする。ただし、接受国の中央政府がこれらの条件を定めることのできる範囲に限る。 5 公用車両は、両締約国が相互に別段の決定を行う場合を除くほか、接受国内の道路の使用の	日本国の自衛隊とフィリピンの軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件及び同報告書

ため、租税、道路使用料、手数料その他これらに類する課徴金（提供された役務の使用料であるものを除く。）について、接受国の法令に従って接受国の部隊の車両に適用される条件と同等の条件の下にあるものとする。ただし、接受国の中央政府がこれらの条件を定めることのできる範囲に限る。	受国からの出国に際し、次の文書を携帯する。 (a) 派遣国が発給する有効な旅券又は防衛隊の身分証明書 (b) その個人又は集団が有する訪問部隊の構成員としての地位及び命令された旅行の証明となる派遣国が発給する個別的又は集団的旅行の証明の証明書	と。 9 接受国が自国民又は自国にとどまる別段の資格を有する者のいずれでもない訪問部隊の構成員又は文民構成員の自国の領域からの退去を要請する場合には、派遣国は、次のことを行う。 (a) その者の接受国からの出国に必要とされる合理的な措置を速やかにとること。 (b) その者を接受国から退去させるに当たって接受国が要する合理的な費用を負担すること。	の税関当局は、必要な場合には、調査及び物件の差押えの実施について相互に援助する。 4 派遣国の公用の封印がある公文書は、不可侵とする。当該公文書の包装には、公文書のみが封入されていることを確認する派遣国が発給する証明書を添付する。
6 訪問部隊の船舶は、接受国の法令に従って強制水先に服するものとし、水先人を使用する場合には、派遣国は、相当する料率で水先料を支払う。	5 文民構成員は、接受国への入国又は接受国からの出国に際し、次の文書を携帯する。 (a) 有効な旅券 (b) その個人又は集団が有する文民構成員としての地位及び命令された旅行の証明となる派遣国が発給する個別的又は集団的旅行の証明書	10 派遣国は、接受国に入国することを許可された後に休暇の承認なく四十八時間を超えて不在となった訪問部隊の構成員及び文民構成員について、必要とされる合理的な事項を示して接受国に通報する。	5 訪問部隊は、接受国の法令によって認められる範囲内で、全ての資材、需品及び備品であつて、専ら訪問部隊又は文民構成員の公用のためのものであり、かつ、輸入の時に訪問部隊又は文民構成員による売却を目的としないものを税の免除を受けて接受国に輸入することができる。派遣国は、接受国の当局によって要求される場合には、当該資材、需品及び備品が専ら訪問部隊又は文民構成員の公用のために輸入されることを確認する必要な書類を接受国の関係当局に提出する。
7 この条の規定の適用上、船舶又は航空機について「訪問部隊の」というときは、専ら訪問部隊及び文民構成員の使用又は役務のための船舶及び航空機を含むものとする。	6 訪問部隊の構成員及び文民構成員は、接受国に在る間の身分証明のため、要請により、接受国の関係当局に対し、自己の旅券又は防衛隊の身分証明書及び個別的又は集団的旅行の証明書を提示する。	7 訪問部隊の構成員及び文民構成員は、接受国への入国については、全ての場合において、バイオセキュリティ及び検疫に関する接受国の関係法令を適用する。	6 訪問部隊の構成員及び文民構成員は、次の全ての条件が満たされる場合には、接受国の法令によって認められる範囲内で、合理的な数量の身回品、家具及び家庭用品（自動車、紙巻たばこ、葉巻たばこその他のたばこ及びアルコール飲料を除く。以下「個人用品」と総称する。）を税の免除を受けて接受国に輸入することができる。
1 派遣国は、この協定に従って接受国に入国し、及び所在する者を特定する事項を事前に接受国に通報する。	7 訪問部隊の構成員及び文民構成員の接受国への入国については、全ての場合において、バイオセキュリティ及び検疫に関する接受国の関係法令を適用する。	2 訪問部隊の構成員及び文民構成員は、この協定の別段の定めがある場合を除くほか、接受国の権限のある輸出入当局が執行する関係法令の適用を受ける。特に、当該輸出入当局は、接受国の法令に基づいて次の権利を有する。	(a) 当該個人用品が、接受国が定める手続接受国の当局によって要求される場合には、当該個人用品が私用のためのものであることを確認する必要な書類の提出を含む。）に従って輸入されること。
2 1の規定並びに入国及び出国に関連して接受国が定める手続に従うことを条件として、訪問部隊の構成員及び文民構成員は、接受国への入国及び接受国からの出国に際し、査証を申請する要件を免除されるものとし、外国人の登録に関する接受国の法令の適用から除外される。ただし、接受国における永久的な居所又は住所を要求する権利を取得するものとはみなされない。	8 接受国の国民又は接受国にとどまる別段の資格を有する者のいずれでもない者が接受国に在る間に訪問部隊の構成員又は文民構成員でなくなる場合には、派遣国は、次のことを行う。 (a) 必要とされる合理的な事項を示して接受国に速やかに通報すること。	3 2の規定の実施のため、訪問部隊及び接受国	(b) 当該個人用品が、当該訪問部隊の構成員又は当該文民構成員が接受国において業務を開始するために最初に到着する時又はその後六箇月以内に輸入されること。
3 2に規定する訪問部隊の構成員及び文民構成員は、接受国において自己の公務を執行することを許される。ただし、自己の公務上必要とされる限度を超えて接受国において追加の業務を行う権利を取得するものとはみなされない。	(b) 接受国の要請により、その者の接受国からの出国に必要とされる合理的な措置を速やかにとること。	3 2の規定の実施のため、訪問部隊及び接受国	(b) 当該個人用品が、当該訪問部隊の構成員又は当該文民構成員が接受国において業務を開始するために最初に到着する時又はその後六箇月以内に輸入されること。
4 訪問部隊の構成員は、接受国への入国又は接	(c) その者を接受国から退去させるに当たって接受国が要する合理的な費用を負担するこ	3 2の規定の実施のため、訪問部隊及び接受国	(b) 当該個人用品が、当該訪問部隊の構成員又は当該文民構成員が接受国において業務を開始するために最初に到着する時又はその後六箇月以内に輸入されること。

(c) 当該個人用品が、当該訪問部隊の構成員又は当該文民構成員によつて引き続き使用され、所有され、及び占有されること。	7 訪問部隊の構成員及び文民構成員は、6に定める条件と同一の条件が満たされる場合には、接受国の法令によつて認められる範囲内で、一台の自動車をもつて税の免除を受けて接受国に輸入することができる。この条の規定は、当該自動車によつて納付すべき他の租税の免除を与える義務を定めるものではない。	8 5から7までの規定により税の免除を受けて輸入された品目は、 (a) 税の免除を受けて輸出することができる。もつとも、接受国の関係当局は、輸出される品目が5から7までに定める条件に従つて輸入されたことの確認を求めることができる。 (b) 税の免除を受けて当該品目を輸入する権利を有しない者に対し接受国において処分してはならない。ただし、接受国が認め、かつ、接受国の法令(そのように処分される品目について納付すべき税の納税義務に関するものを含む。)に従つて行われる場合は、この限りでない。	9 5から7までの規定によつて与えられる免除は、品目の輸入及び輸出についてののみ適用するものとし、税が既に徴収された品目を接受国において購入する場合に、当該税の還付を要求するものと解してはならない。	10 派遣国は、この条の他の規定が適用される場合を除くほか、訪問部隊、その構成員及び文民構成員が接受国に支払うべき税及び罰金を支払うことを確保するための適当な措置をとる。	1 派遣国は、接受国における協力活動の実施の
ために訪問部隊及び文民構成員が必要とする施設、区域及び関連する役務へのアクセス並びにこれらのものの利用についての要請を接受国に提出することができる。接受国は、当該要請に対処するために妥当な努力を払う。当該アクセス及び当該利用のための条件は、派遣国との協議を通じて接受国が決定する。	2 接受国は、訪問部隊及び文民構成員の利用に供される施設及び区域の全般的な管理について責任を負う。	3 この協定のいかなる規定も、一方の締約国が他方の締約国の領域において軍事施設を設置するための根拠となるものと解してはならない。 第九条 公益事業及び公共の役務並びに電気通信及び情報システム	1 訪問部隊及び文民構成員は、接受国の事前の同意を得て、かつ、両締約国が必要に応じて相互に決定する取決めに従うことを条件として、接受国の部隊に適用される条件よりも不利でない条件で、接受国が所有し、管理し、又は規制する公益事業及び公共の役務を協力活動のために一時的に利用することができる。	2 訪問部隊及び文民構成員は、接受国の関係当局との取決めに従い、協力活動に関連する公用通信のために電気通信及び情報システムを運用することができる。	3 訪問部隊及び文民構成員は、接受国の法令及びサービス・プロバイダが定めるそれぞれの条件に従うことを条件として、接受国において公に提供される通信サービスを利用することができる。
て、派遣国の権限のある当局が訪問部隊の構成員及び文民構成員に発給した運転許可証若しくは運転免許証又は防衛隊の運転許可証を、運転者試験又は手数料を課することなく、公用車両の運転のために有効なものとして承認する。	2 公用車両以外の車両の運転については、接受国の法令によつて要求される場合には、適当な国際運転免許証又は接受国の関係当局が発給する運転許可証若しくは運転免許証を取得する。	3 公用車両(接受国において賃借される車両を除く。)には、派遣国が付与する登録番号に加えて、明確な国籍の標示を付ける。もつとも、接受国によつて登録されることを要求されない。	4 訪問部隊の構成員及び文民構成員に帰属する私有車両については、接受国の国民に適用される条件と同一の条件で、登録し、かつ、接受国の関係当局が発給する登録番号標を付ける。	第十一条 免許、証明書及び資格を要する公務の執行	1 派遣国が与える専門的な、技術的な又は職業上の免許、証明書及び資格であつて最新のかつ有効なものを有する訪問部隊の構成員及び文民構成員は、2の規定及び必要に応じて接受国が定める手続に従うことを条件として、接受国内で関連する自己の公務を執行することを認められる。
ならず、また、医療用製品又は医療機器を使用してはならない。	第十二条 武器及び弾薬の携帯	第十三条 制服	第十四条 武器、弾薬、爆発物及び危険物	第十五条 個人情報及び秘密情報の保護	1 接受国は、自国の法令に従い、訪問部隊の構成員及び文民構成員の個人情報保護のために適当な措置をとる。 2 各締約国は、自国の法令並びに適用可能な情報の保護に関する両締約国間の協定及び取決めに従い、この協定に従つて他方の締約国が伝達する全ての秘密情報を保護するための適当な措置並びに当該他方の締約国の書面による事前の

同意を得ないで、当該秘密情報を第三者に開示せず、又は伝達せず、及び当該秘密情報が提供された目的以外の目的のために当該秘密情報を使用しないための適当な措置をとる。

第十六条 協力活動の実施のための健康上の適性

1 派遣国は、訪問部隊の構成員及び文民構成員が接受国への入国の際に協力活動を実施すること健康上適していることを確保する。

2 訪問部隊の構成員又は文民構成員のために接受国が提供し、又は行う治療又は医療搬送は、両締約国が相互に別段の決定を行う場合を除くほか、全費用回収の原則に基づくものとする。

第十七条 資材の取得又は利用に対する租税及び現地の労働者

1 訪問部隊及び文民構成員は、接受国の法令によつて認められる範囲内で、自己の消費又は専ら訪問部隊若しくは文民構成員の公用のため、接受国において、資材、需品、備品及び役務の取得又は利用に対する租税その他これに類する公課について接受国の部隊に適用される条件と同等の条件で当該資材、需品、備品及び役務を取得し、又は利用することができる。

2 1の規定に基づき特恵的な待遇を受ける資材、需品及び備品は、接受国が認める場合を除くほか、そのような条件で当該資材、需品及び備品を取得し、又は利用する権利を有しない者に対し接受国において処分してはならない。

3 訪問部隊の構成員及び文民構成員は、接受国における資材、需品、備品及び役務の個人的な取得又は利用に係る特恵的な待遇をこの条の規定を理由として享有することはない。

4 訪問部隊又は文民構成員が接受国において現地の労働者を雇用する場合には、雇用及び労働

日本国の自衛隊とフィリピンの軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件及び同報告書

の条件、労働者の保護のための条件並びに労働関係に関する労働者の権利については、接受国の法令を遵守するものとする。

第十八条 費用

1 各締約国は、両締約国が相互に別段の決定を行う場合を除くほか、自国の利用可能な資源の範囲内で、協力活動への参加のための自国の費用について責任を負う。

2 両締約国がこの協定又は協力活動の実施に関連する参加のための費用を分担することを決定する場合には、当該費用は、両締約国が相互に別段の決定を行うときを除くほか、比例の原則を考慮して衡平の原則に基づいて分担する。

第十九条 外国為替及び租税を納付する義務

1 訪問部隊の構成員及び文民構成員は、接受国及び適用可能な場合には派遣国の外国為替に関する法令の適用を受ける。

2 訪問部隊の構成員又は文民構成員の租税（この協定の他の規定に定める租税を除く。）を納付する義務は、両締約国の関係法令及び当該租税に關係する両締約国間の協定（所得に対する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための両締約国間の条約を含む。）により規律される。

第二十条 環境、文化遺産及び先住民の遺産並びに人の健康及び安全の保護

1 両締約国は、環境、文化遺産及び先住民の遺産並びに人の健康及び安全の保護に適合する方法によりこの協定を実施する。

2 両締約国は、いずれかの締約国の要請により、関係法令並びに接受国において環境、文化遺産及び先住民の遺産並びに人の健康及び安全

に影響を及ぼし得る問題に関する適当な情報を交換する。

3 訪問部隊及び文民構成員は、協力活動の実施に当たり、環境、文化遺産及び先住民の遺産並びに人の健康及び安全の保護に関する接受国の関係法令を尊重する。

4 派遣国は、接受国の法令を考慮して、第二十七条1の規定による両締約国間における協議の後、環境、文化遺産及び先住民の遺産並びに人の健康及び安全に対する損害又は損害のおそれに対処するための適当な措置を接受国と協力して速やかに行う。

第二十一条 指揮及び管理並びに刑事及び懲戒の裁判権

1 訪問部隊の構成員及び文民構成員は、派遣国の法令に従つて派遣国の国家的な指揮及び全般的な管理の下に常に置かれるものとする。

2 この条の規定に従うことを条件として、
(a) 派遣国の当局は、訪問部隊の構成員及び文民構成員に対し、派遣国の法令によつて与えられた全ての刑事及び懲戒の裁判権を接受国内で行使する権利を有する。
(b) 接受国の当局は、訪問部隊の構成員及び文民構成員に対し、接受国内で犯す罪であつて接受国の法令によつて罰することができるものについて刑事裁判権を有する。

3 (a) 派遣国の当局は、訪問部隊の構成員及び文民構成員に対し、派遣国の法令によつて罰することができ得る罪であつて接受国の法令によつては罰することができないもの（派遣国の安全に關する罪を含む。）について專屬的裁判権を行使する権利を有する。
(b) 接受国の当局は、訪問部隊の構成員及び文民構成員に対し、接受国の法令によつて罰す

ることができ得る罪であつて派遣国の法令によつては罰することができないもの（接受国の安全に關する罪を含む。）について專屬的裁判権を行使する権利を有する。

(c) この3及び4の規定の適用上、締約国の安全に關する罪には、次のものを含む。

(i) 当該締約国に対する反逆
(ii) 妨害行為（サボタージュ）、課報行為又は当該締約国の公務上若しくは国防上の秘密に關する法令の違反
裁判権を行使する権利が競合する場合には、次の規定を適用する。

(a) 派遣国の当局は、次の罪については、訪問部隊の構成員及び文民構成員に対して裁判権を行使する第一次の権利を有する。

(i) 専ら派遣国の財産若しくは安全のみに對する罪又は専ら他の訪問部隊の構成員若しくは文民構成員の身体若しくは財産のみに對する罪
(ii) 公務執行中の作為又は不作為から生ずる罪

(b) その他の罪については、接受国の当局が、裁判権を行使する第一次の権利を有する。

(c) 裁判権を行使する第一次の権利を有する締約国は、裁判権を行使しないことを決定したときは、できる限り速やかに他方の締約国の当局に通報する。

(d) 裁判権を行使する第一次の権利を有する締約国の当局は、他方の締約国が当該権利の放棄を特に重要であると認める場合において、当該他方の締約国の当局から要請があつたときは、当該要請に対して好意的な考慮を払う。

5 (a) 両締約国の当局は、両締約国が相互に別段の決定を行う場合を除くほか、接受国における訪問部隊の構成員又は文民構成員の逮捕及び2から4までの規定に従って裁判権を行使すべき当局へのこれらの者の引渡しについて相互に援助する。 (b) (a)の規定に関し、一方の締約国が(a)に規定する援助を拒否しようとする場合には、当該一方の締約国は、当該援助を提供することができるとかどうかについて検討するために他方の締約国と直ちに協議する。 (c) 接受国の当局は、派遣国の当局に対し、訪問部隊の構成員又は文民構成員の逮捕を速やかに通報する。	服役しているとき、服役したとき、若しくは赦免されたときは、他方の締約国の当局は、同一の犯罪について重ねてその者を裁判してはならない。この7の規定は、派遣国の当局が訪問部隊の構成員及び文民構成員を、その者が接受国の当局により裁判を受けた犯罪を構成した作為又は不作為から生ずる規律の違反について、裁判することを妨げるものではない。 8 訪問部隊の構成員又は文民構成員は、接受国の裁判権に基づいて訴追される場合には、いつでも、次の権利を有する。 (a) 遅滞なく迅速な裁判を受ける権利 (b) 防御を準備するための合理的な時間を確保するため公判前に自己に対する具体的な訴因の通知を受ける権利 (c) 自己に不利な証人と対決する権利 (d) 自己の防御のために証拠を提出する権利及び証人が接受国の管轄内にいるときは強制的手続により当該証人を求める権利 (e) 自己の防御のために自己の選択する弁護人を持つ権利又は接受国において通常行われている条件に基づき費用を要することなく若しくは費用の補助を受けて弁護人を持つ権利 (f) 派遣国の代表者と連絡する権利及び裁判所の規則が認めるときは自己の裁判に当該代表者を立ち会わせる権利 (g) 自己の裁判に出席する権利。裁判は、公開で行う。ただし、この8に定める最低限度の基準に影響を及ぼすことなく、裁判所が公の秩序、公共の安全又は公衆の道徳を理由として決定するときは、他の者を出席させないことができるものとする。 (h) 接受国の法令に従うことを条件として保釈される権利	(i) 自己に不利益な供述を強要されない権利 (j) 実行の時に接受国の法令により犯罪を構成しなかった作為又は不作為を理由として有罪とされない権利 9 接受国は、千九百六十三年四月二十四日の領事関係に関するウィーン条約第三十六条1の規定に従い、派遣国の領事官に対し、留置され、勾留され、又は拘禁されている訪問部隊の構成員又は文民構成員を訪問する権利を与える。前段に規定する権利は、同条2の規定に従って行使する。 10 この条の規定は、この協定の効力発生前に犯したいかなる罪についても適用しない。 第二十二条 施設及び区域の安全並びに警務隊 1 両締約国は、訪問部隊及び文民構成員の利用に供される施設及び区域の安全並びに訪問部隊及び文民構成員の財産、公務上の記録及び情報 の安全を確保するため、接受国の法令に従って協力し、及び適当な措置をとる。 2 派遣国は、3の規定に従うことを条件として、訪問部隊内に警務隊を保持する権利を有する。 3 派遣国の警務隊は、必ず接受国の当局との取決めに従うことを条件として、かつ、接受国の当局と連絡して使用されるものとし、その使用は、訪問部隊の構成員の間及び派遣国の法令によつて権限を与えられている場合には文民構成員の間の規律及び秩序の維持に必要な範囲に限るものとする。 第二十三条 請求権 1 各締約国は、次の事項についての他方の締約国に対する全ての請求権を放棄する。 (a) 次の場合には、自国が所有し、かつ、自国	の部隊又は文民要員が使用する財産に対する損害(利用価値の喪失を含む。以下この条において「損害」という。)及び自国の部隊の構成員又は文民要員が公務の執行に従事している間に被った負傷又は死亡。ただし、当該損害又は当該負傷若しくは死亡が当該他方の締約国の部隊の構成員又は文民要員の重過失又は故意のみによつて生じた両締約国が相互に決定する場合を除く。 (i) 当該損害又は当該負傷若しくは死亡が、当該他方の締約国の部隊の構成員又は文民要員によりこの協定に基づく協力活動に関連する公務の執行に従事している間に生じた場合 (ii) 当該損害又は当該負傷若しくは死亡が、当該他方の締約国が所有する車両、船舶又は航空機であつて当該他方の締約国の部隊又は文民要員がこの協定に基づく協力活動に関連する公務の執行のために使用しているものの使用から生じた場合 (b) 海難救助。ただし、救助された船舶又は積荷が、いずれかの締約国が所有し、かつ、当該締約国の部隊がこの協定に基づく協力活動に関連する公用のために使用しているものであつた場合に限る。 2 1(a)の規定の適用上、損害、負傷又は死亡についての請求権がいずれかの締約国の部隊の構成員又は文民要員の重過失又は故意のみによつて生じた両締約国が相互に決定する場合に は、その決定は、その事実について最終的なものとし、当該部隊の構成員又は文民要員が属する締約国のみがその請求に対する責任に係る費用を負担する。両締約国は、当該費用を負担する締約国が当該請求を満たすために支払うべき最終的な額について協議する。
---	--	--	---

令和七年五月十三日 衆議院会議録第二十五号

日本国の自衛隊とフィリピンの軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件及び同報告書

3 両締約国は、一方の締約国が所有するその他の財産に対し1(a)に規定するようにして生じた損害についての当該一方の締約国の他方の締約国に対するその他の請求の解決について協議する。当該請求を満たすために要した費用は、5(e)の規定に従って両締約国が分担する。 4 1及び3の規定の適用上、「締約国が所有」とするときは、次に掲げる物を含むものとする。ただし、損失の危険又は責任が当該締約国以外の者によって負担される範囲については、この限りでない。 (a) 船舶については、当該締約国が裸用船として賃借し、又は裸の条件で徴発した船舶 (b) 車両又は航空機については、専ら当該締約国が賃借した車両又は航空機 5 公務執行中の訪問部隊の構成員若しくは文民構成員の作為若しくは不作為又は訪問部隊が法律上責任を有するその他の作為、不作為若しくは事故であつて、接受国において第三者の財産に損害を与え、又は第三者を負傷させ、若しくは死亡させたものから生ずる請求権は、接受国が次の規定に従って処理する。 (a) 全ての請求は、接受国の部隊の行動から生ずる請求権に適用される接受国の法令に従って提起し、審査し、解決し、又は裁判する。接受国は、裁判することとなる場合を除くほか、派遣国と協議して当該請求を解決する。 (b) 接受国によって申立人との間で合意され、又は裁判によって決定された額の支払は、接受国ができる限り速やかに自国の通貨で行う。 (c) 接受国は、派遣国に対し、全ての請求に関する事項を通報し、自国による当該請求の処	理について随時通報する。接受国は、当該請求に対する抗弁及び当該請求の解決について派遣国の合理的な依頼を考慮する。 (d) 接受国がこの5の規定に従って支払を行った各請求は、その明細及び(e)の規定による分担案とともに派遣国に通報する。二箇月以内に派遣国の回答がなかった場合には、当該分担案は、派遣国が受諾したものみなす。 (e) (a)から(d)までの規定に従って請求を満たすために要した費用(接受国が当該請求の処理において負担した合理的な費用を含む)は、両締約国が相互に別段の決定を行う場合を除くほか、両締約国が次のとおり分担する。 (i) いずれかの締約国のみが損害、負傷又は死亡について責任を負う場合には、当該締約国は、当該請求に係る費用の全額を単独で負担する。 (ii) 両締約国が損害、負傷又は死亡について責任を負い、かつ、それぞれの責任の程度を相互に決定することができる場合には、各締約国は、解決のために合意され、又は裁判によって決定された額のうち自国の責任の程度に相当する部分を負担する。 (iii) 両締約国が損害、負傷若しくは死亡について責任を負い、かつ、それぞれの責任の程度を相互に決定することができない場合又は損害、負傷若しくは死亡が両締約国によって生じ、かつ、当該損害、負傷若しくは死亡についていずれかの締約国の責任として特定することができない場合には、解決のために合意され、又は裁判によって決定された額は、両締約国が均等に分担する。	(f) この5の規定に従って処理する各請求であつて(e)の規定による比率に基づく分担案が(d)の規定に従って受諾されたものについて接受国が直前の六箇月の期間内に支払った額の明細書は、償還の要請及び支払の明細とともに六箇月ごとに派遣国に送付する。当該償還は、できる限り速やかに、かつ、派遣国が当該明細書を受領した日から遅くとも二箇月以内に接受国の通貨で行う。 (g) 請求を満たす額の接受国による支払(合意による解決に従って行われたものであるか接受国の権限のある裁判所による裁判に従って行われたものであるかを問わない)又は支払を認めない旨の接受国の権限のある裁判所による確定した裁判は、両締約国に対し拘束力を有する最終的なものとする。 (h) 訪問部隊の構成員又は文民構成員は、この協定に基づく協力活動に関連する公務の執行から生ずる事項については、接受国においてその者に対して与えられた判決の執行手続に服さない。 6 5の規定は、次の請求権については、適用しない。 (a) 民間の保険による填補の対象となる車両の使用から生ずる請求権(当該保険による填補の対象となる範囲に限る。) (b) 契約による請求権。契約から生ずる請求権は、関連する契約の内容に従って処理する。 (c) 船舶の航行若しくは運送若しくは貨物の船積み、運送若しくは陸揚げから生じ、又はこれらに関連して生ずる財産に対する損害についての請求権(5(e)の規定が3に規定する請求権に適用される範囲を除く)。ただし、両締約国が相互に決定する海事に関する請求権	については、この限りでない。 7 両締約国は、関係当事者の間で解決される場合を除くほか、この協定に基づく協力活動に関連する請求権であつてこの条の他の規定の対象とならないもの(訪問部隊の構成員又は文民構成員の公務執行中以外の作為又は不作為であつて、接受国の領域において負傷若しくは死亡をもたらし、又は財産に対する損害を与えたものから生ずる請求権を含む)について協議する。 8 両締約国は、接受国の権限のある裁判所が請求について裁判する過程において決定する場合を除くほか、請求権が公務執行中の作為又は不作為から生じたものか公務執行中以外の作為又は不作為から生じたものかについて協議し、及び相互に決定する。 9 一方の締約国がこの条に規定する請求についての通知を受領した場合には、当該一方の締約国は、できる限り速やかに他方の締約国に通報する。 10 両締約国は、自国の法令によって認められる範囲内で、この条に規定する請求の公平な審理及び処理のため、関連情報の提供並びに証拠の収集及び提出について協力する。 11 派遣国は、接受国の要請により、接受国の法令に基づき強制執行を行うべき私有の不動産であつて訪問部隊又は文民構成員が使用している区域内にあるものを接受国が差し押さえることを援助する。 12 派遣国は、5(h)に定める範囲を除くほか、訪問部隊の構成員又は文民構成員に対する接受国の裁判所の民事裁判権からの免除を請求してはならない。 13 この条の規定は、この協定の効力発生前に生じた請求権については、適用しない。
---	---	---	--

14 この条の規定の適用上、 (a) 「文民要員」とは、派遣国については文民構成員をいい、接受国については接受国の部隊に雇用され、又は当該部隊に勤務する接受国の文民たる職員(当該部隊又は当該部隊に代わる者に雇用される契約者を除く。)をいう。 (b) 「重過失」とは、明白な危険の重大な軽視をいう。	両締約国は、訪問部隊の構成員及び文民構成員に与えられる特権の濫用又は悪用を防止し、並びにこの協定により訪問部隊の構成員及び文民構成員に課される義務の適切な履行を確保するために協力する。	互に通告する外交上の公文を交換した日の後三十日目の日に効力を生ずる。 3 この協定は、両締約国間の書面による合意によつて改正することができる。改正は、両締約国によりそれぞれの国内手続に従つて承認されるものとし、両締約国が合意する日に効力を生ずる。	附属書(第二十一条関係) 1 派遣国は、第二十一条5(a)及び6(a)の規定の実施に当たり、この協定に従い、接受国の領域的管轄権の合法的な行使を妨害してはならない。
1 一方の締約国が事故又は事件の通知を受領した場合には、当該一方の締約国は、できる限り速やかに他方の締約国に通報する。通報すべき事故又は事件は、両締約国が相互に事前に決定する。 2 両締約国は、公用車両又は派遣国が所有する船舶若しくは航空機若しくは専ら訪問部隊及び文民構成員の使用若しくは役務のための船舶若しくは航空機が関係する接受国における事故又は事件に関し、それぞれの国内的な要件に従い、相互に協力して必要な行政上の調査を行うための手続を定める。	1 この協定の実施に関して相互間の協議を必要とする全ての事項に関する両締約国間の協議機関として、合同委員会を設置する。 2 合同委員会は、その手続規則を定める。合同委員会は、特定の問題を取り扱う作業部会を設置することができる。 3 合同委員会は、定期的に、及び必要に応じていずれかの締約国の要請により、会合する。 4 合同委員会は、各締約国の代表者をその共同議長とする。 5 合同委員会は、問題を解決することができない場合には、外交上の経路を通じた更なる検討のために、当該問題をそれぞれの締約国の政府に移すものとする。 6 両締約国は、この協定を実施するため、合同委員会を通じた両締約国間における協議の後、取決めることができる。	4(a) 各締約国は、他方の締約国に対して六箇月前の書面による通告を行うことにより、いつでもこの協定を終了させることができる。 (b) この協定の終了の後においても、費用、裁判権又は請求権に関する履行されていない義務は、両締約国が相互に別段の決定を行う場合を除くほか、履行されるまで引き続き拘束力を有する。 (c) この協定の終了の後においても、情報の保護に関する義務は、引き続き拘束力を有する。 5 この協定の附属書は、この協定の不可分の一部を成す。	2 両締約国は、第二十一条5(a)の規定に関し、同条5(a)に規定する援助がこの協定の効力発生の時に有効な適用可能な国際協定に基づく自国の義務に反するといずれかの締約国が認める場合には当該締約国の当局は当該援助を提供する義務を負わないことを相互に決定する。 3 2に規定する場合を除くほか、一方の締約国は、第二十一条5(a)の規定に関し、同条5(a)に規定する援助を提供しないことを他方の締約国に認めることについての当該他方の締約国からの要請に対して好意的な考慮を払う。 4 2の規定に関し、一方の締約国の当局が第二十一条5(a)に規定する援助を提供しない場合には、当該一方の締約国は、直ちに他方の締約国と協議する。
1 各締約国は、他方の締約国に対し、接受国における訪問部隊の構成員又は文民構成員の死亡を遅滞なく通報する。接受国は、派遣国に対して合理的な事前の通報を行うことなく死亡者を特定する事項が公表されないことを確保するよう努める。 2 両締約国は、死亡事案に関するその他の全ての事項(訪問部隊の構成員又は文民構成員の遺体及びその関連する身回品の特定、処理、送還及び処分を含むが、これらに限定されない。)のための手続を定める。	第二十五条 死亡事案 1 各締約国は、他方の締約国に対し、接受国における訪問部隊の構成員又は文民構成員の死亡を遅滞なく通報する。接受国は、派遣国に対して合理的な事前の通報を行うことなく死亡者を特定する事項が公表されないことを確保するよう努める。 2 両締約国は、死亡事案に関するその他の全ての事項(訪問部隊の構成員又は文民構成員の遺体及びその関連する身回品の特定、処理、送還及び処分を含むが、これらに限定されない。)のための手続を定める。	第二十八條 紛争の解決 この協定の解釈又は実施に関する紛争は、両締約国が相互に別段の決定を行う場合を除くほか、両締約国間の協議及び交渉によつてのみ解決する。	5 第二十一条5(a)の規定に関し、一方の締約国の当局が引渡しを求められている者の他方の締約国への引渡しについて援助を提供しない場合には、当該一方の締約国は、当該他方の締約国の要請により、自国の法令によつて認められる範囲内で、訴追のため自国の当局に事件を付託する。 6 両締約国は、第二十一条5(a)及び6(a)の規定に基づいて相互に援助する義務を負うが、いずれかの締約国の当局がこれらの規定によつて認められる範囲内で援助を提供しない場合には、これを1に規定する妨害と解してはならない。
第二十六条 特権の濫用	第二十九條 最終規定 1 この協定中の条の見出しは、引用のためにのみ付されたものであつて、この協定の解釈に影響を及ぼすものではない。 2 この協定は、両締約国がこの協定の効力発生に必要なそれぞれの国内手続を完了した旨を相互に通告する外交上の公文を交換した日の後三十日目の日に効力を生ずる。	日本国のために 上川 陽子 フィリピン共和国のために ギルベルト・テオドロ	日本国の自衛隊とフィリピンの軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件及び同報告書

7 接受国の裁判権に基づいて抑留され、拘禁され、又は訴追される訪問部隊の構成員又は文民構成員は、第二十一条8に定める手続上の保障に加え、次の手続上の保障を受ける。

(a) 当該訪問部隊の構成員又は文民構成員は、自己に対する被疑事実を直ちに告げられ、かつ、直ちに弁護人に依頼する権利を与えられなければならない、抑留されず、又は拘禁されないものとし、正当な理由がなければ、拘禁されない。

(b) 当該訪問部隊の構成員又は文民構成員は、接受国の法令に従い、残虐な刑罰を科されない。

(c) 当該訪問部隊の構成員又は文民構成員は、裁判の前の拘禁の合法性について異議を申し立てる権利を有する。

(d) 当該訪問部隊の構成員又は文民構成員は、自己に不利な証人に対する反対尋問を行う権利を有する。

(e) 当該訪問部隊の構成員又は文民構成員は、自己が必要と認めるときは、接受国の法令に従い、有能な通訳を用いる。

8 派遣国は、要請により、いつでも、訪問部隊の構成員又は文民構成員で接受国によって拘禁されているものに接見する権利を有する。

日本国の自衛隊とフィリピンの軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件に関する報告書

一 本件の目的及び要旨
政府は、我が国とフィリピン共和国との間の

安全保障・防衛協力の進展等を踏まえ、令和四年四月の我が国とフィリピン共和国との間の外務・防衛閣僚会合において「閣僚は、相互訪問及び後方支援分野における物品・役務の相互提供を円滑にするための枠組みを含む、日本国の自衛隊とフィリピン国軍との間の訓練等の協力を更に強化し、及び円滑にするための方途の検討を開始すること」で一致した」との文言を含む共同声明を發出し、令和五年十一月、我が国とフィリピン共和国との間の首脳会談において、日・フィリピン部隊間協力円滑化協定の交渉を開始することを決定した。その交渉の結果、協定の内容について最終的な合意に至ったので、令和六年七月八日にマニラにおいて本協定の署名が行われた。

本協定は、日本国とフィリピン共和国の間における互恵的な防衛協力を実施するための枠組みを設け、並びに訪問部隊及び文民構成員の地位を定めることにより、当該防衛協力を円滑にすることを目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 本協定の適用上、「文民構成員」とは、訪問部隊に随伴する派遣国の文民たる国民であつて、訪問部隊に雇用され、又は勤務するものをいい、また、「訪問部隊」とは、一方の締約国の部隊（日本国については自衛隊をいい、フィリピン共和国についてはフィリピンの軍隊をいう。以下同じ。）であつて、他方の締約国の同意を得て、3の協力活動に関連して当該他方の締約国の領域に所在するものをいうこと。

2 接受国において、接受国の法令を尊重し、及び本協定の精神に反する活動を慎むことは

訪問部隊等の義務であり、また、このために必要な措置をとることは、派遣国の義務であること。

3 本協定は、両締約国が相互に決定して部隊が実施する協力活動（以下「協力活動」という。）であつて接受国において実施されるものに関する事項について適用すること。

4 訪問部隊の構成員及び文民構成員（以下「訪問部隊の構成員等」という。）は、接受国への入国及び接受国からの出国に際し、接受国が定める手続に従うこと等を条件として、査証を申請する要件を免除されること。また、訪問部隊は、接受国の法令によって認められる範囲内で、専ら訪問部隊又は文民構成員の公用のためのものである全ての資材等を税の免除を受けて接受国に輸入することができること。

5 訪問部隊の構成員等に対して刑事裁判権を行使する権利が競合する場合には、派遣国の当局は専ら派遣国の財産若しくは安全のみに対する罪等又は公務執行中に生ずる罪について、接受国の当局はその他の罪について、裁判権を行使する第一次の権利を有すること。

6 両締約国の当局は、両締約国が相互に別段の決定を行う場合を除くほか、接受国における訪問部隊の構成員等の逮捕及び裁判権を行使すべき当局へこれらの者の引渡しについて相互に援助すること。

7 一方の締約国は、自国の部隊又は文民要員が使用する自国の財産に対する損害及び自国の部隊の構成員又は文民要員の公務執行中の負傷又は死亡が本協定に基づく協力活動によって生じた場合には、他方の締約国に対す

る全ての請求権を放棄すること。

8 公務執行中の訪問部隊の構成員等の作為又は不作為等であつて、接受国において第三者の財産に損害を与え、又は第三者を負傷若しくは死亡させたものから生ずる請求権は、接受国が処理すること。

なお、協定の不可分の一部を成す附属書は、両締約国は、6の援助が本協定の効力発生の際に有効な適用可能な国際協定に基づく自国の義務に反するといずれかの締約国が認める場合には、当該締約国の当局は当該援助を提供する義務を負わないことを相互に決定すること等を定めている。

本協定は、両締約国が本協定の効力発生に必要なそれぞれの国内手続を完了した旨を相互に通告する外交上の公文を交換した日の後三十日目の日に効力を生ずることになっている。

よつて政府は、本協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるというのである。

二 本件の議決理由

本協定を締結することは、我が国とフィリピン共和国との間の安全保障・防衛協力が更に促進されるとともに、インド太平洋地域の平和及び安定が強固に支えられることとなるとの見地から有意義であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

令和七年五月九日

衆議院議長 外務委員長 堀内 詔子
額賀福志郎殿

日本国の自衛隊とイタリア共和国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とイタリア共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

右

国会に提出する。

令和七年二月二十五日
内閣総理大臣 石破 茂

日本国の自衛隊とイタリア共和国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とイタリア共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

日本国の自衛隊とイタリア共和国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とイタリア共和国政府との間の協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理由

政府は、日本国の自衛隊とイタリア共和国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する枠組みを設けることにより、日本国の自衛隊とイタリア共和国の軍隊との間の緊密な協力を促進し、国際の平和及び安全に積極的の寄与するため、令和六年十一月二十五日にローマで、日本国の自衛隊とイタリア共和国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とイタリア共和国政府との間の協定に署名した。よって、この協定を締結することとしたい。これが、この案件を提出する理由である。

日本国の自衛隊とイタリア共和国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とイタリア共和国政府との間の協定

日本国政府及びイタリア共和国政府(以下個別に「締約国政府」といい、「両締約国政府」と総称する。)は、

後方支援の分野における物品又は役務(以下「物品又は役務」という。)の相互の提供に関する日本国の自衛隊とイタリア共和国の軍隊(以下「イタリア軍隊」という。)との間における枠組みを設けることが、日本国の自衛隊とイタリア軍隊との間の緊密な協力を促進することを認識し、

このような枠組みを設けることが、日本国の自衛隊及びイタリア軍隊が実施する活動においてそれぞれの役割を一層効率的に果たすことを促進し、並びに国際の平和及び安全に積極的の寄与することを理解して、
次のとおり協定した。

第一条

1 この協定は、日本国の自衛隊とイタリア軍隊との間における次に掲げる活動のために必要な物品又は役務の相互の提供に関する基本的な条件を定めることを目的とする。

- a 日本国の自衛隊及びイタリア軍隊の双方の参加を得て行われる訓練
- b 国際連合平和維持活動、国際連携平和安全活動、人道的な国際救援活動又はいずれかの締約国政府の国若しくは第三国の領域における大規模災害への対処のための活動
- c 外国での緊急事態における自国民又は適当な場合には他の者の退去のための保護措置又は輸送

d 連絡調整その他の日常的な活動(いずれか一方の締約国政府の部隊の艦船又は航空機による他方の締約国政府の国の領域内の施設への訪問を含む)。ただし、いずれかの締約国政府の部隊が単独で行う訓練を除く。

e それぞれの国の法令により物品又は役務の提供が認められるその他の活動

2 この協定は、相互主義の原則に基づく物品又は役務の提供のための枠組みについて定める。

3 この協定に基づいて行われる物品又は役務の要請、提供、受領及び決済については、日本国の自衛隊及びイタリア軍隊が実施する。

第二条

1 いずれか一方の締約国政府が日本国の自衛隊又はイタリア軍隊により実施される前条1 a から e までに掲げる活動のために必要な物品又は役務の提供を他方の締約国政府に対してこの協定に基づいて要請する場合には、当該他方の締約国政府は、その権限の範囲内で、要請された物品又は役務を提供することができる。

2 この協定に基づいて提供される物品又は役務は、次に掲げる区分に係るものとする。

食料、水、宿泊、輸送(空輸を含む。)、燃料・油脂・潤滑油、被服、通信業務、衛生業務、基地活動支援(基地活動支援に付随する建設を含む。)、保管業務、施設の利用、訓練業務、部品・構成品、修理・整備業務(校正業務を含む。)、空港・港湾業務及び弾薬

それぞれの区分に係る物品又は役務については、付表において定める。

3 2の規定については、日本国の自衛隊又はイタリア軍隊による武器の提供を含むものと解してはならない。

4 日本国の自衛隊とイタリア軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とイタリア共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件及び同報告書

る前条1 a から e までに掲げる活動のために必要な物品又は役務の提供は、それぞれの国の法令に従って行われる。

第三条

1 この協定に基づいて提供される物品又は役務の使用は、国際連合憲章と両立するものでなければならぬ。

2 この協定に基づいて物品又は役務を受領した締約国政府(以下「受領締約国政府」という。)は、当該物品又は役務を提供した締約国政府(以下「提供締約国政府」という。)の書面による事前の同意を得ないで、一時的であれ又は永続的であれ、いかなる手段によつても、受領締約国政府の部隊以外の者に対して当該物品又は役務を移転してはならない。

第四条

1 この協定に基づいて行われる物品又は役務の提供に係る決済の手続は、次のとおりとする。

a 物品の提供については、

i 受領締約国政府は、提供締約国政府にとつて満足のできる状態及び方法で当該物品を返還する。ただし、iiの規定の適用を妨げるものではない。

ii 提供された物品が消耗品である場合又は受領締約国政府が提供締約国政府にとつて満足のできる状態及び方法で当該物品を返還することができる場合には、受領締約国政府は、同種、同等及び同量の物品を提供締約国政府にとつて満足のできる状態及び方法で返還する。ただし、iiiの規定の適用を妨げるものではない。

iii 受領締約国政府が提供された物品と同種、同等及び同量の物品を提供締約国政府にとつて満足のできる状態及び方法で返還

することができない場合には、受領締約国政府は、提供締約国政府に対して提供締約国政府の指定する通貨により償還する。

b 役務の提供については、提供された役務を、提供締約国政府の指定する通貨により償還し、又は同種であり、かつ、同等の価値を有する役務を提供することによって決済する。決済の方法については、役務の提供の前に締約国政府の間で合意する。

2 いずれの締約国政府も、それぞれの国の法令が許容する範囲内で、この協定に基づいて提供される物品又は役務に対して消費税を課さないものとする。

第五条

1 この協定に基づいて行われる物品又は役務の相互の提供については、この協定に従属し、並びに条件の補足的な細目及び手続であつてこの協定を実施するためのものを定める手続取決め（その修正を含む。）に従つて実施する。手続取決めは、両締約国政府の権限のある当局の間で作成される。

2 前条1 a iii 及び b の規定に従つて償還される物品又は役務の価格については、手続取決めに定める関連規定に基づいて決定する。

第六条

1 この協定の規定は、千九百五十四年二月十九日に署名された日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定に基づいて国際連合の軍隊を構成する部隊として行動するイタリア軍隊が実施するいかなる活動にも適用されない。

2 両締約国政府は、この協定の実施に関し相互に緊密に協議する。

3 この協定及び手続取決めの解釈又は適用に関するいかなる事項も、両締約国政府の間の協議によつてのみ解決されるものとする。

第七条

1 この協定は、両締約国政府がこの協定の効力発生に必要なそれぞれの国内手続を完了した旨を相互に通告する外交上の公文を交換した日の後三十日目の日に効力を生ずる。この協定は、十年間効力を有するものとし、その後は、いずれか一方の締約国政府がそれぞれの十年の期間が満了する少なくとも六箇月前に他方の締約国政府に対してこの協定を終了させる意思を書面により通告しない限り、順次それぞれ十年の期間、自動的に効力を延長されるものとする。

2 1 の規定にかかわらず、各締約国政府は、他方の締約国政府に対して一年前に書面により通告することによつて、いつでもこの協定を終了させることができる。

3 この協定は、両締約国政府の間の書面による合意によつて改正することができる。

4 この協定の終了の後においても、この協定に基づいて行われた物品又は役務の相互の提供に関し、第三条から第五条まで及び前条3の規定は、引き続き効力を有する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千二十四年十一月二十五日にローマで、英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

岩屋 毅

イタリア共和国政府のために

グイド・クロセット

付表

区 分	
食料	食料、食事の提供、調理器具及びこれらに類するもの
水	水、給水、給水に必要な用具及びこれらに類するもの
宿泊	宿泊設備及び入浴設備の利用、寝具類並びにこれらに類するもの
輸送（空輸を含む。）	人又は物の輸送、輸送用資材及びこれらに類するもの
燃料・油脂・潤滑油	燃料、油脂及び潤滑油、給油、給油に必要な用具並びにこれらに類するもの
被服	被服、被服の補修及びこれらに類するもの
通信業務	通信設備の利用、通信業務、通信機器及びこれらに類するもの
衛生業務	診療、衛生機具及びこれらに類するもの
基地活動支援（基地活動支援に付随する建設を含む。）	廃棄物の収集及び処理、洗濯、給電、環境面の支援、建設、消毒機具及び消毒並びにこれらに類するもの
保管業務	倉庫又は冷蔵貯蔵室における一時的保管及びこれに類するもの
施設の利用	建物、施設及び土地の一時的利用並びにこれらに類するもの
訓練業務	指導員の派遣、教育訓練用資材、訓練用消耗品及びこれらに類するもの
部品・構成品	軍用航空機、軍用車両及び軍用船舶の部品又は構成品並びにこれらに類するもの
修理・整備業務（校正業務を含む。）	修理及び整備、修理及び整備用機器並びにこれらに類するもの
空港・港湾業務	航空機の離発着及び艦船の出入港に対する支援、積卸作業並びにこれらに類するもの
弾薬	弾薬、弾薬の提供、弾薬の提供に必要な用具及びこれらに類するもの

日本国の自衛隊とイタリア共和国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とイタリア共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件に関する報告書

一 本件の目的及び要旨

政府は、防衛当局間を含む日伊間の安全保障面での協力が拡大してきている現状を踏まえ、本協定の締結に向けた交渉をイタリア共和国政府との間で行ってきた。その結果、令和六年十一月二十五日にローマにおいて、本協定の署名が行われた。

本協定は、後方支援の分野における物品又は役務（以下「物品・役務」という。）の相互の提供に関する自衛隊とイタリア共和国の軍隊（以下「イタリア軍隊」という。）との間における枠組みを定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 本協定は、自衛隊とイタリア軍隊の双方が参加する訓練、国際連合平和維持活動、国際連携平和安全活動、人道的な国際救援活動若しくは大規模災害への対処のための活動、外国での緊急事態における自国民等の退去のための保護措置若しくは輸送、連絡調整その他の日常的な活動又はそれぞれの国の法令により物品・役務の提供が認められるその他の活動のために必要な物品・役務の相互の提供に関する基本的な条件を定めることを目的とする。

2 いずれか一方の締約国政府が自衛隊又はイタリア軍隊により実施される1に掲げる活動のために必要な物品・役務の提供を他方の締約国政府に対して本協定に基づいて要請する場合には、当該他方の締約国政府は、その権限の範囲内で、要請された物品・役務を提供

することができる。

3 本協定に基づいて提供される物品・役務は、食料、水、宿泊、輸送（空輸を含む）、燃料・油脂・潤滑油、被服、通信業務、衛生業務、基地活動支援（基地活動支援に付随する建設を含む）、保管業務、施設の利用、訓練業務、部品・構成品、修理・整備業務（校正業務を含む）、空港・港湾業務及び弾薬の区分に係るものとし、その詳細は付表に定めること。ただし、これらの提供には、武器の提供を含むものと解してはならないこと。

4 本協定に基づいて提供される物品・役務の使用は、国際連合憲章と両立するものでなければならず、受領締約国政府は、提供締約国政府の書面による事前の同意を得ないで受領締約国政府の部隊以外の者に対して当該物品・役務を移転してはならないこと。

5 本協定に基づいて行われる物品・役務の提供に係る決済の手続は、物品については、提供締約国政府にとって満足のできる状態及び方法での当該物品の返還等により、役務については、提供締約国政府の指定する通貨による償還又は同種かつ同等の価値を有する役務の提供によること。

6 本協定に基づいて行われる物品・役務の相互の提供については、両締約国政府の権限のある当局の間で作成される手続取決めに従って実施すること。

7 本協定の規定は、日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定に基づいて国際連合の軍隊を構成する部隊として行動するイタリア軍隊が実施するいかなる活動にも適用されないこと。

なお、本協定は、両締約国政府が本協定の効

力発生に必要なそれぞれの国内手続を完了した旨を相互に通告する外交上の公文を交換した日の後三十日目の日に効力を生ずることになっている。

よって政府は、本協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるというのである。

二 本件の議決理由

本協定を締結することは、自衛隊及びイタリア軍隊が実施する活動においてそれぞれの役割を一層効率的に果たすことを促進し、並びに国際的平和及び安全に積極的に寄与することが期待されるとの見地から有意義であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

令和七年五月九日

外務委員長 堀内 詔子

衆議院議長 額賀福志郎殿

日本学術会議法案

右
国会に提出する。

令和七年三月七日

内閣総理大臣 石破 茂

日本学術会議法

目次

第一章 総則（第一条―第七条）

第二章 機関

第一節 総則（第八条）

第二節 日本学術会議会員（第九条）

第三節 総会（第十条―第十五条）

第四節 役員及び役員会（第十六条―第二十条）
（四条）

第五節 会員候補者選定委員会、選定助言委員会及び運営助言委員会（第二十五条―第二十七条）

第六節 会員の選任及び解任（第二十八条―第三十二条）

第七節 役員等の責任及び義務（第三十三条―第三十五条）

第八節 会議の運営に関する重要事項の決定（第三十六条）

第三章 業務（第三十七条―第四十一条）

第四章 中期的な活動計画等（第四十二条―第四十四条）

第五章 財務及び会計（第四十五条―第四十八条）

第六章 雑則（第四十九条―第五十四条）

第七章 罰則（第五十五条―第五十八条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 日本学術会議（以下「会議」という。）は、我が国の科学者の内外に対する代表機関として、学術に関する重要事項に係る審議、大学、研究機関、学会その他の学術に係る者の間における連携の確保及び強化、学術に関する研究を円滑に進めるための社会環境の整備、学術に関する外国の団体及び国際団体との交流等を行うことにより、学術の向上発達を図るとともに、学術に関する知見を活用して社会の課題の解決に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 会議は、学術に関する知見が人類共有の知的資源であるとともに経済社会の健全な発展の基盤となるものであることに鑑み、世界の学術と連携協力して学術の向上発達及び学術に関

する知見の活用の推進を図り、もつて人類社会の持続的な発展及び国民の福祉の向上に貢献するものとする。

2 国は、この法律の運用に当たっては、我が国の科学者の内外に対する代表機関として政府の諮問に対する答申等を行うという会議の組織及び業務の特性に鑑み、その運営における自主性及び自律性に常に配慮しなければならない。

(法人格)

第三条 会議は、法人とする。

(事務所)

第四条 会議は、主たる事務所を東京都に置く。

(資本金)

第五条 会議の資本金は、附則第十八条第二項の規定により政府から出資があつたものとされた金額の合計額とする。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、会議に追加して出資することができる。

3 会議は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

(日本学術会議規則)

第六条 会議は、次に掲げる事項について、日本学術会議規則を定めるものとする。

一 この法律の他の規定により日本学術会議規則で定めることとされている事項
二 前号に掲げるもののほか、会議の運営に係る基本的な事項
(名称の使用制限)

第七条 会議でない者は、日本学術会議という名称を用いてはならない。

第二章 機関

第一節 総則

第八条 会議に、日本学術会議会員、総会、会

長、副会長、役員会、監事、会員候補者選定委員会、選定助言委員会及び運営助言委員会を置く。

2 会議の役員は、会長、副会長及び監事とする。

第二節 日本学術会議会員

第九条 日本学術会議会員(以下「会員」という。)の員数は、二百五十人とする。

2 会員は、優れた研究又は業績がある科学者のうちから、第二十八条から第三十一条までに定めるところにより、総会が選任する。

3 会員の任期は、六年とする。ただし、補欠の会員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 会員は、一回に限り再任されることができない。

5 政府又は地方公共団体の職員(非常勤のもの及び政令で定める教育公務員又は研究公務員であるものを除く。)は、会員となることができない。

6 会員は、満七十五歳に達する日以後の最初の九月三十日を経過したときに退職する。

第三節 総会

(総会の職務)

第十条 総会は、次に掲げる職務を行う。

一 この法律の他の規定又は準用通則法(第五十二条において準用する独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)をいう。以下同じ。)の規定により総会の決議、承認又は同意を要する事項についての決議、承認又は同意
二 前号に掲げるもののほか、第三十七条に規定する業務(会議の経営に関する事務を除く。)をつかさどること。

三 会長及び副会長の職務の監督

四 前三号に掲げるもののほか、日本学術会議

規則で定めるところにより総会が行うこととされている職務

(総会の組織)

第十一条 総会は、全ての会員をもつて組織する。

2 総会に、議長を置く。

3 総会の議長(以下「議長」という。)は、会長とする。

4 議長は、総会の会務を総理する。

5 会長は、あらかじめ、副会長のうちから、会長に事故がある場合に議長の職務を代理する者を定めておかなければならない。

(総会の招集)

第十二条 総会は、議長(議長に事故があるときは、前条第五項に規定する議長の職務を代理する者。以下この節において同じ。)が招集する。

2 議長は、日本学術会議規則で定めるところにより、定期的に総会を招集しなければならない。

3 議長は、第二十八条第一項の規定により行う会員の選任後、遅滞なく、会長を選任するため総会を招集しなければならない。

4 議長は、必要があると認めるときは、総会を招集することができる。

5 議長は、会員の総数の三分の一以上の会員が必要と認めて議長に対しその招集を請求したとき、又は監事が第二十条第一項(第一号に係る部分に限る。)の規定による報告のため議長に対しその招集を請求したときは、これらの請求があつた日以後二十日以内に総会を招集しなければならない。

(議事の運営)

第十三条 総会は、議長が出席し、かつ、会員の総数の二分の一以上の出席がなければ、開くこ

とができない。

2 総会の議事は、議決に加わることができる会員の二分の一以上が出席し、出席した当該会員の過半数をもつて決する。可否同数のときは、議長が決する。

3 前項の規定にかかわらず、次に掲げる総会の決議は、議決に加わることができる会員の三分の二以上に当たる多数をもつて行わなければならない。

一 第三十二条第四項の総会の決議
二 第三十三条第二項の承認に係る第三十六条第一項の総会の決議

4 前二項の決議について特別の利害関係を有する会員は、議決に加わることができない。

5 この法律に定めるもののほか、議事の手続その他総会の運営に関し必要な事項は、日本学術会議規則で定める。

(議長の権限)

第十四条 議長は、総会の秩序を維持し、議事を整理する。

2 議長は、その命令に従わない者その他総会の秩序を乱す者を退場させることができる。

(議事録の公表)

第十五条 会議は、総会の定めるところにより、総会の議事録を作成し、速やかに、公表しなければならない。

第四節 役員及び役員会

(会長の職務)

第十六条 会長は、会議を代表し、及び議長長の職務を行うほか、総会の定めるところに従い、会議の経営に関する事務を総理する。

2 会長は、定期的に、会議の経営の状況について、総会に報告しなければならない。

(副会長の職務) 第十七条 副会長は、会長の定めるところにより、会長を補佐して総会の会務及び会議の経営に関する事務を掌理する。 2 副会長は、会長の定めるところにより、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行う。 (役員会) 第十八条 役員会は、第三十六条第二項の規定により役員会の議を経なければならないとされている事項及び会長の職務に関し役員会が特に必要と認める重要事項を審議する。 2 役員会は、会長及び副会長並びに役員以外の会員のうちから会長が指名する者をもって組織する。 (監事の職務等) 第十九条 監事は、会議の業務を監査する。この場合において、監事は、内閣府令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。 2 監事は、いつでも、役員(監事を除く)、役員以外の会員及び職員に対して事務及び事業の報告を求め、又は会議の業務及び財産の状況の調査をすることができる。 3 監事は、会議がこの法律又は準用通則法の規定による認可、承認及び届出に係る書類並びに報告書その他の内閣府令で定める書類を内閣総理大臣に提出しようとするときは、これらの書類を調査しなければならない。 4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、会長又は内閣総理大臣に意見を提出することができる。 (会長等への報告義務等) 第二十条 監事は、役員(監事を除く)、役員以外	外の会員又は職員について、不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれのある事実があると認めるとき、又はこの法律若しくは他の法令に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者に報告しなければならない。 一 当該事実が役員(監事を除く)に係るものである場合 会長、総会及び内閣総理大臣 二 当該事実が役員以外の会員に係るものである場合 会長、会員候補者選定委員会及び内閣総理大臣 三 当該事実が職員に係るものである場合 会長及び内閣総理大臣 2 会長は、前項の規定による報告を受けたときは、遅滞なく必要な措置を講ずるとともに、当該措置の内容を次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者に報告しなければならない。 一 当該措置が役員(監事を除く)に係るものである場合 監事、総会及び内閣総理大臣 二 当該措置が役員以外の会員に係るものである場合 監事、会員候補者選定委員会及び内閣総理大臣 三 当該措置が職員に係るものである場合 監事及び内閣総理大臣	かつ効果的に運営することができる能力を有する会員のうちから、総会が、その決議により選任する。 2 会長の任期は、選任の時から、当該選任後三年以内に到来する会員の任期の末日以後最初に開催される総会において次の会長が選任される時までとする。 3 会長は、会長としての職務の執行が特に優れたものであるときは、一回に限り再任されることができ。 4 会議は、会長が選任されたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出るとともに、会長の選任の理由その他内閣府令で定める事項を公表しなければならない。 (副会長の任命等) 第二十二条 副会長の員数は、三人以内とする。 2 副会長は、会員のうちから、総会の同意を得て、会長が任命する。 3 副会長の任期は、当該副会長について会長が定める期間(その末日が会長の任期の末日以前であるものに限り)とする。ただし、補欠の副会長の任期は、前任者の残任期間とする。 4 副会長は、再任されることができ。 5 前条第四項の規定は、副会長が任命されたときについて準用する。 (監事の任命等) 第二十三条 監事の員数は、二人とする。 2 監事は、会員以外の者から、内閣総理大臣が任命する。 3 監事の任期は、その任命後三年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する第四十五条第一項の規定による同項の財務諸表の承認の日までとする。ただし、補欠の監事の任期は、	前任者の残任期間とする。 4 監事は、再任されることができ。 5 第九条第五項の規定は、監事について準用する。 (役員会の解任等) 第二十四条 会長及び副会長は、会員の地位を失ったとき(会員の任期が満了したときを除く)は、それぞれその職を失うものとする。 2 内閣総理大臣は、監事が、会員に選任されたとき、又は前条第五項において準用する第九条第五項の規定により監事となることができないう者に該当するに至ったときは、その監事を解任しなければならない。 3 内閣総理大臣、総会又は会長は、それぞれその任命又は選任に係る役員が次の各号のいずれかに該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。 一 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。 二 職務上の義務違反があるとき。 4 総会は、副会長が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、会長に対し、同項の規定により当該副会長を解任することを求めることができる。 5 会長は、第三項の規定により副会長を解任しようとするとき(前項の規定による解任の求めがあった場合を除く)は、総会の同意を得なければならない。 6 第二十一条第四項の規定は、会長又は副会長が、第一項の規定によりその職を失ったとき又は第三項の規定により解任されたときについて準用する。	令和七年五月十三日 衆議院会議録第二十五号
---	--	--	--	------------------------------

第五節 会員候補者選定委員会、選定助言委員会及び運営助言委員会 (会員候補者選定委員会) 第二十五条 会員候補者選定委員会は、次に掲げる職務を行う。 一 第三十条の規定による会員の候補者の選定 二 第三十一条第一項に規定する選定方針(第五項及び次条第一項第一号において「選定方針」という。)の案の作成 三 第三十二条第二項の規定による会員の解任の求め 四 前三号に掲げるもののほか、会員の選任及び解任に関する事務のうち、日本学術会議規則で定めるところにより会員候補者選定委員会が行うこととされているもの 2 会員候補者選定委員会は、会員候補者選定委員十人以上二十人以上をもって組織する。 3 会員候補者選定委員は、会員のうちから、総会が選任する。 4 会員候補者選定委員の任期は、選任の時から、当該選任後三年以内に到来する会員の任期の末日までとする。 5 会員の候補者の研究又は業績に関する審査を行うため、会員候補者選定委員会に、選定方針で定める研究分野ごとに、分野別業績審査委員会を置く。 6 分野別業績審査委員会の委員は、当該分野別業績審査委員会に係る研究分野における会員の候補者の研究又は業績の審査を行うために必要な専門的知識を有する者のうちから、会員候補者選定委員会が選任する。 (選定助言委員会) 第二十六条 選定助言委員会は、次に掲げる職務を行う。	一 選定方針の案の作成に関し、会員候補者選定委員会に対し、意見を述べること。 二 前号に掲げるもののほか、会員の候補者の選定に関し、会員候補者選定委員会の諮問に応じて意見を述べること。 2 選定助言委員会は、選定助言委員五人以上七人以内をもって組織する。 3 選定助言委員は、優れた研究又は業績を有する科学者(会員その他内閣府令で定める者を除く。)であつて、学術に関する研究の動向及びこれを取り巻く内外の社会経済情勢又は産業若しくは国民生活における学術に関する研究成果の活用状況に関し広い経験と高い識見を有するもののうちから、総会が選任する。 4 選定助言委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の選定助言委員の任期は、前任者の残任期間とする。 5 選定助言委員は、一回に限り再任されることできる。 (運営助言委員会) 第二十七条 運営助言委員会は、次に掲げる職務を行う。 一 第三十六条第三項に規定する議案の作成に関し、会長に対し、意見を述べること。 二 前号に掲げるもののほか、会長の職務に関し、会長の諮問に応じて意見を述べること。 2 運営助言委員会は、運営助言委員十人以上十五人以上をもって組織する。 3 運営助言委員は、会員その他内閣府令で定める者以外の者であつて、学術に関する研究の動向及びこれを取り巻く内外の社会経済情勢、産業若しくは国民生活における学術に関する研究成果の活用状況又は組織の経営に関し広い経験と高い識見を有するもののうちから、会長が	任命する。 4 運営助言委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の運営助言委員の任期は、前任者の残任期間とする。 5 運営助言委員は、一回に限り再任されることできる。 第六節 会員の選任及び解任 (会員の選任の時期及び人数) 第二十八条 会員の選任は、三年ごとに、その員数の半数について行う。 2 総会は、会員が欠けたときは、その補欠の会員を選任することができる。 (会員の選任の決議等) 第二十九条 会員の選任は、会員候補者選定委員会が選定した会員の候補者のうちから、総会の決議により行う。 2 会議は、選任された会員の研究又は業績の内容及び選任した理由の公表その他の措置を講ずることにより、会員の選任の過程を国民に明らかにするよう努めなければならない。 (会員の候補者の選定) 第三十条 会員候補者選定委員会は、次条第一項に規定する選定方針に従つて、会員の候補者を選定する。 2 会員候補者選定委員会は、会員、大学、研究機関、学会、経済団体その他の民間の団体等の多様な関係者から推薦を求めることその他の幅広い候補者を得るために必要な措置を講じなければならない。 3 優れた研究又は業績があるか否かの審査は、分野別業績審査委員会において行う。 4 会員候補者選定委員会は、分野別業績審査委員会が優れた研究又は業績があると認めた科学者のうちから会員の候補者の選定(補欠の会員	の候補者の選定を除く。)を行うに当たっては、会員の候補者の構成について、次に掲げる事項に配慮しなければならない。 一 年齢、性別、所属する機関の種類及び所在地域等に著しい偏りが生じないようにすること。 二 先端的、学際的又は総合的な研究分野を含む多様な研究分野の科学者が含まれるようにすること。 三 国際的な研究活動、行政、産業界等との連携による活動、研究成果の活用に関する活動その他の多様な活動の実績のある科学者が含まれるようにすること。 5 前各項に定めるもののほか、会員の候補者の選定に関し必要な事項は、日本学術会議規則で定める。 (選定方針) 第三十一条 会議は、会員の任期の末日の六月前までに、当該任期を満了する会員の次の会員の候補者の選定及び当該次の会員の選任後三年以内に到来する会員の任期の末日までの間に行われる補欠の会員の候補者の選定に関する方針(以下「選定方針」という。)を作成しなければならない。 2 選定方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。 一 前条第二項に規定する措置の実施に関する方針 二 会員候補者選定委員会に置く分野別業績審査委員会の研究分野の別 三 分野別業績審査委員会が行う研究又は業績の審査の基準及び方法 四 分野別業績審査委員会が優れた研究又は業績があると認めた科学者のうちから会員の候補者を選定するための基準及び方法
---	--	--	---

五 前各号に掲げるもののほか、会員の候補者の選定に関する重要事項 3 選定方針の作成に関する決定は、総会の決議によらなければならない。 4 会員候補者選定委員会は、選定助言委員会の意見を聴いて、選定方針の案を作成し、総会に提出する。 5 会議は、選定方針を作成したときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。 6 前三項の規定は、選定方針の変更について準用する。 (会員の解任) 第三十二条 総会は、会員が第九条第五項の規定により会員となることができない者に該当するに至ったときは、当該会員を解任しなければならない。 2 会員候補者選定委員会は、会員が会議の業務に関し著しく不適当な行為をしたと認めるときは、総会に対し、当該会員の解任を求めることができる。 3 総会は、前項の規定による解任の求めがあった場合において、当該会員が会議の業務に関し著しく不適当な行為をしたと認めるときは、当該会員を解任することができる。 4 第一項及び前項の規定による解任は、総会の決議により行う。 第七節 役員等の責任及び義務 (役員等の損害賠償責任) 第三十三条 会議の役員及び役員以外の会員は、それぞれの任務を怠ったときは、会議に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。 2 前項の責任は、内閣総理大臣の承認がなければ	ば、免除することができない。 (役員等の秘密保持義務) 第三十四条 会議の役員、役員以外の会員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。 (役員等の地位) 第三十五条 会議の役員、役員以外の会員及び職員は、刑法明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。 第八節 会議の運営に関する重要事項の決定 第三十六条 この法律の他の規定により総会の決議によることとされているもののほか、次に掲げる事項の決定は、総会の決議によらなければならない。 一 この法律(第四十一条を除く。)又は準用通則法の規定により内閣総理大臣の認可又は承認を受けなければならない事項 二 第三十八条の規定による諮問に対する答申及び第三十九条の規定による勧告 三 第四十一条の規定による国際団体への加入 四 第四十二条第一項に規定する中期的な活動計画及び第四十三条に規定する年度計画の作成又は変更 五 第四十四条第二項に規定する自己点検評価書の作成 六 予算の作成 七 準用通則法第五十条の二第二項に規定する報酬等の支給の基準及び準用通則法第五十条の十第二項に規定する給与等の支給の基準の策定又は変更 八 日本学術会議規則の制定又は改廃	2 前項第一号及び第四号から第八号までに掲げる事項に関する議案は、会長が、役員会の議を経て、総会に提出する。 3 会長は、第一項第一号及び第四号から第七号までに掲げる事項に関する議案を総会に提出しようとするときは、運営助言委員会の意見を聴かなければならない。 第三章 業務 (会議の業務) 第三十七条 会議は、第一条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。 一 学術に関する重要事項を審議し、その実現を図ること。 二 大学、研究機関、学会その他の学術に関係する者の間における連携の確保及び強化を図ること。 三 学術に関する国民の関心及び理解の増進その他の学術に関する研究を円滑に進めるための社会環境の整備を図ること。 四 学術に関する外国の団体及び国際団体との交流に関する業務を行うこと。 五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。 (諮問) 第三十八条 政府は、学術に関する重要事項について、会議に諮問することができる。 第三十九条 会議は、学術に関する重要事項について、政府に勧告することができる。 (協力の求め) 第四十条 会議は、第三十七条に規定する業務を行うため必要があると認めるときは、政府に対し、資料の提出、意見の開陳又は説明その他の協力を求めることができる。	(国際団体への加入) 第四十一条 会議は、第三十七条第四号に掲げる業務を行うため、学術に関する国際団体に加入することができる。この場合において、国際団体に加入することにより会議が当該国際団体に対して会費その他の費用(内閣総理大臣の承認を受けて会議が定める額を超える額の費用に限る。)を負担する義務を負うこととなるときは、あらかじめ、当該国際団体への加入について内閣総理大臣の承認を受けなければならない。 第四章 中期的な活動計画等 (中期的な活動計画) 第四十二条 会議は、六事業年度ごとに、内閣府令で定めるところにより、当該事業年度以後の六事業年度についての会議の業務の運営に関する計画(以下「中期的な活動計画」という。)を定めなければならない。 2 中期的な活動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。 一 第三十七条に規定する業務に関する目標及びこれを達成するためにとるべき措置 二 業務運営及び財務内容の改善に関する目標並びにこれらを達成するためにとるべき措置 三 予算(人件費の見積りを含む)、収支計画及び資金計画に関する事項 四 前三号に掲げるもののほか、内閣府令で定める会議の活動に関する事項 3 会議は、中期的な活動計画を定めようとするときは、日本学術会議評価委員会の意見を聴かなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。 4 会議は、中期的な活動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、その中期的な活動計画を公表しなければならない。
--	--	---	---

(年度計画) 第四十三条 会議は、毎事業年度の開始前に、中期的な活動計画に基づき、内閣府令で定めるところにより、その事業年度の活動に関する計画(以下「年度計画」という。)を定めるとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。 (各事業年度に係る業務の実績等に関する評価) 第四十四条 会議は、毎事業年度の終了後、当該事業年度が次の各号に掲げる事業年度のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める事項について、内閣府令で定めるところにより、自ら点検及び評価を行わなければならない。	いて調査審議し、必要があると認めるときは、会議に対して意見を述べることができる。 4 日本学術会議評価委員会は、会議に対して前項の意見を述べたときは、遅滞なく、内閣総理大臣に当該意見の内容を通知しなければならない。 5 会議は、自己点検評価の結果を中期的な活動計画及び年度計画並びに業務の運営の改善に適切に反映させるとともに、毎年度、当該結果の反映状況を公表しなければならない。 6 会議は、第三項の規定による日本学術会議評価委員会の意見を自己点検評価の方法の改善に適切に反映させなければならない。 第五章 財務及び会計 (財務諸表等) 第四十五条 会議は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他内閣府令で定める書類及びこれらの附属明細書(以下「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に内閣総理大臣に提出し、その承認を受けなければならない。	4 会議は、財務諸表のうち第一項の附属明細書その他内閣府令で定める書類については、前項の規定による公告に代えて、次に掲げる方法のいずれかにより公告することができる。 一 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法 二 電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものにより不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて内閣府令で定めるものを行う公告の方法 5 会議が前項第二号に掲げる方法による公告をする場合には、第三項の内閣府令で定める期間、継続して当該公告をしなければならない。 (利益及び損失の処理) 第四十六条 会議は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。ただし、第三項の規定により同項の用途に充てる場合は、この限りでない。	項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち内閣総理大臣の承認を受けた金額を、内閣総理大臣の認可を受けて会議が定めるところにより、当該中期的な活動計画に係る期間の次の中期的な活動計画に係る期間における第三十七条に規定する業務の財源に充てることができる。 2 会議は、前項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。 3 前二項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。 (財源措置) 第四十八条 政府は、予算の範囲内において、会議に対し、その業務の財源に充てるため、必要と認める金額を補助することができる。 2 会議は、業務運営に当たっては、前項の規定による補助金について、国民から徴収された税金その他の貴重な財源で賄われるものであることに留意し、法令の規定、中期的な活動計画及び年度計画に従つて適切かつ効率的に使用するよう努めなければならない。 第六章 雑則 (報告及び検査) 第四十九条 内閣総理大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、会議に対し、その業務並びに資産及び債務の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、会議の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。
3 日本学術会議評価委員会は、自己点検評価書に記載された自己点検評価の方法及び結果について調査審議し、必要があると認めるときは、会議に対して意見を述べることができる。	3 会議は、第一項の内閣総理大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表並びに前項の事業報告書、決算報告書及び監査報告を、事務所に備えて置き、内閣府令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。	3 会議は、第一項に規定する残余があるときは、その残余の額のうち内閣総理大臣の承認を受けた金額を内閣総理大臣の承認を受けた使途に充てることができる。 (積立金の処分) 第四十七条 会議は、中期的な活動計画に係る期間の最後の事業年度に係る前条第一項又は第二	
2 会議は、内閣府令で定めるところにより、前項各号に掲げる事業年度の終了後三月以内に、当該各号に定める事項について行った同項の点検及び評価(以下「自己点検評価」という。)の方法及び結果に関する報告書(以下「自己点検評価書」という。)を日本学術会議評価委員会に提出するとともに、公表しなければならない。	2 会議は、前項の規定により財務諸表を内閣総理大臣に提出するときは、これに内閣府令で定めるところにより作成した当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監査報告を添付しなければならない。	2 会議は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。	
三 中期的な活動計画に係る期間の最後の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期的な活動計画に係る期間における業務の実績	2 会議は、前項の規定により財務諸表を内閣総理大臣に提出するときは、これに内閣府令で定めるところにより作成した当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監査報告を添付しなければならない。	2 会議は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。	
3 日本学術会議評価委員会は、自己点検評価書に記載された自己点検評価の方法及び結果につ	3 会議は、第一項の内閣総理大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表並びに前項の事業報告書、決算報告書及び監査報告を、事務所に備えて置き、内閣府令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。	3 会議は、第一項に規定する残余があるときは、その残余の額のうち内閣総理大臣の承認を受けた金額を内閣総理大臣の承認を受けた使途に充てることができる。 (積立金の処分) 第四十七条 会議は、中期的な活動計画に係る期間の最後の事業年度に係る前条第一項又は第二	

2

前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3

第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（違法行為等の是正）

第五十条 内閣総理大臣は、会議又はその役員、役員以外の会員若しくは職員が、不正の行為若しくはこの法律若しくは他の法令に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがあると認めるときは、会議に対し、当該行為の是正のため必要な措置を講ずることを求めることができる。

2

会議は、前項の規定による内閣総理大臣の求めがあつたときは、速やかに当該行為の是正その他の必要と認める措置を講じなければならない。

3

会議は、前項の措置を講じたときは、速やかに、当該措置の内容を内閣総理大臣に報告するとともに、公表しなければならない。

（日本学術会議評価委員会）

第五十一条 内閣府に、日本学術会議評価委員会を置く。

2

日本学術会議評価委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一

自己点検評価書に記載された自己点検評価の方法及び結果について、調査審議し、及び会議に対し意見を述べること。

二

中期的な活動計画について、会議に対し意見を述べること。

3

日本学術会議評価委員会は、日本学術会議評価委員五人以上七人以内をもって組織する。

4

日本学術会議評価委員は、会員その他内閣府令で定める者以外の者であつて、学術に関する

研究の動向及びこれを取り巻く内外の社会経済情勢、産業若しくは国民生活における学術に関する研究成果の活用状況又は組織の経営に關し広い経験と高い識見を有するもののうちから、内閣総理大臣が任命する。

5 日本学術会議評価委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の日本学術會議評價委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 日本学術會議評價委員は、一回に限り再任されることができる。

7 前各項に定めるもののほか、日本学術會議評價委員会に関し必要な事項については、政令で定める。

（独立行政法人通則法の規定の準用）

第五十二条 独立行政法人通則法第八條第一項及び第三項、第九條、第十一條、第二十一条の四、第二十一条の五、第二十四条、第二十六条、第二十八条、第三十六条第一項、第三十七条、第四十五条第一項から第三項まで、第四十六条の二第一項本文、第二項本文及び第三項から第五項まで、第四十七条並びに第四十九条から第五十条の十まで（第五十条の四第二項〔第五号に係る部分に限る。〕を除く。）の規定は、會議について準用する。この場合において、これらの規定（見出しを含み、同法第八條第三項、第五十条の四第四項及び第五十条の六各号列記以外の部分を除く。）中「主務大臣」とあるのは「内閣総理大臣」と、「主務省令」とあるのは「内閣府令」と、「中期目標管理法人役職員」とあるのは「會議役職員」と、「中期目標管理法人の長」とあるのは「会長」と読み替へるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

読み替えられる独立行政法人通則法の規定	読み替えられる字句	読み替へる字句
第八條第三項	主務省令（当該独立行政法人を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令をいう。ただし、原子力規制委員会が所管する独立行政法人については、原子力規制委員会規則とする。以下同じ。）	内閣府令
第二十一条の四の見出し	役員	役員及び役員以外の会員
第二十一条の四	役員	役員及び役員以外の日本学術會議会員（以下「会員」という。）
第二十一条の五の見出し	役員	役員及び役員以外の会員
第二十一条の五	除く。）	除く。）及び役員以外の会員
第二十四条及び第二十六条	法人の長	会長
第二十八条第二項	個別法	日本学術會議法（以下「會議法」という。）
第四十五条第一項	中期目標管理法人の中期計画の第三十条第二項第四号、国立研究開発法人の中長期計画の第三十五条の五第二項第四号又は行政執行法人の事業計画（第三十五条の十第一項の認可を受けた同項の事業計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のものを）をいう。以下同じ。）の第三十五条の十第三項第四号の	内閣総理大臣の認可を受けて定めた
第五十条	これ	會議法並びにこれら
第五十条の四第一項	役員	役員、役員以外の会員

第五十条の四第二 項第一号	政令	内閣府令
第五十条の四第二 項第四号	第三十二条第一項の評価(同項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を除く。)	會議法第四十四条第一項第三号に規定する中期的な活動計画に係る期間における業務の実績に関する評価
第五十条の四第三 項	政令	内閣府令
第五十条の四第四 項	総務大臣 中期目標管理法人役職員 当該中期目標管理法人の長	内閣総理大臣 會議役職員 会長
第五十条の四第五 項	政令	内閣府令
第五十条の四第六 項	役員	役員、役員以外の会員
第五十条の五	個別法	會議法
第五十条の六各号 列記以外の部分	役員 政令	役員、役員以外の会員 内閣府令
第五十条の六第一 号	役員	会長 役員、役員以外の会員
第五十条の六第二 号	又は職員	、役員以外の会員又は職員
第五十条の七第一 項	政令	内閣府令
第五十条の八第一 項	役員	役員、役員以外の会員
第五十条の八第三 項及び第五十条の 九(見出しを含む。)	政令	内閣府令

(財務大臣との協議)

第五十三条 内閣総理大臣は、次に掲げる場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一 第三十三条第二項、第四十一条、第四十五条第一項、第四十六条第三項又は第四十七条第一項の承認をしようとするとき。

二 第四十七条第一項の認可をしようとするとき。

三 準用通則法第四十五条第一項若しくは第二項ただし書又は第四十六条の二第一項本文、第二項本文若しくは第三項ただし書の認可をしようとするとき。

四 準用通則法第四十七条第一号又は第二号の規定による指定をしようとするとき。

第五十四条 會議の解散については、別に法律で定める。

第七章 罰則

第五十五条 第三十四条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十六条 第四十九条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした會議の役員、役員以外の会員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

第五十七条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした會議の役員又は役員以外の会員は、二十万円以下の過料に処する。

一 この法律(準用通則法の規定を含む。次号及び第三号において同じ。)の規定により内閣総理大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受け

なかったとき。

二 この法律の規定により内閣総理大臣に届出をしなければならない場合において、その届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三 この法律の規定により公表をしなければならない場合において、その公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四 第十九条第二項又は第三項の規定による調査を妨げたとき。

五 第三十七条に規定する業務以外の業務を行ったとき。

六 第四十四条第二項の規定による自己点検評価書の提出をせず、又は自己点検評価書に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして自己点検評価書を提出したとき。

七 第四十五条第三項の規定に違反して財務諸表、事業報告書、決算報告書又は監査報告書を備え置かず、又は閲覧に供しなかったとき。

八 準用通則法第九条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠ったとき。

九 準用通則法第四十七条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

十 準用通則法第五十条の八第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第五十八条 第七条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、令和八年十月一日から施行する。ただし、次条から附則第九条まで並びに附則第十八条第三項及び第四項、第二十二條並びに第二十六条の規定は、公布の日から施行する。

(定年に関する特例) 第二条 前条ただし書に規定する規定の施行の際現に日本学術会議法(昭和二十三年法律第二百一十一号。以下この条並びに附則第四条、第五条及び第十二条において「現行日学法」という。)第七條第一項に規定する日本学術会議会員(附則第十一條第一項及び第二十二條第二項において「現会員」という。)である者については、現行日学法第七條第六項の規定は、適用しない。 (会員予定者の指名) 第三条 内閣総理大臣は、次条の規定による推薦に基づいて、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)に会員となるべき者(以下「会員予定者」という。)百二十五人を指名する。 2 前項の規定により会員予定者として指名された者は、施行日において、第九條第二項の規定により会員に選任されたものとみなす。 (会員予定者の候補者の推薦) 第四条 現行日本学術会議(現行日学法に規定する日本学術会議をいう。附則第六條第一項、第十九條及び第二十條において同じ。)は、次条から附則第七條までの規定により、優れた研究又は業績がある科学者のうちから会員予定者の候補者を選定し、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣に推薦するものとする。 (会員予定者の候補者の選定) 第五条 会員予定者の候補者の選定は、次条第一項に規定する候補者選考委員会の選考に基づいて、現会長(現行日学法第八條第一項に規定する会長をいう。次項並びに次条第四項及び第五項において同じ。)が行う。 2 現会長は、会員予定者の候補者を選定しようとするときは、現行日学法第十四條第一項に規定する幹事会の議を経るとともに、現行日学法第二十三條第一項に規定する総会の承認を受けるものとする。	定する幹事会の議を経るとともに、現行日学法第二十三條第一項に規定する総会の承認を受けるものとする。 (候補者選考委員会) 第六條 施行日の前日までの間、現行日本学術会議に、候補者選考委員会を置く。 2 候補者選考委員会は、会員予定者の候補者の選考を行う。 3 候補者選考委員会は、候補者選考委員十人以上二十人以上をもって組織する。 4 候補者選考委員は、優れた研究又は業績がある科学者のうちから、現会長が任命する。 5 現会長は、候補者選考委員の任命をしようとするときは、当該任命をしようとする者について、次に掲げる者のうちから内閣総理大臣が指定するものと協議しなければならない。 一 科学の振興及び技術の発達に関する政策に関し広い経験と高い識見を有する者 二 学術に関する研究の動向に関し広い経験と高い識見を有する者 6 前各項に定めるもののほか、候補者選考委員会に関し必要な事項は、政令で定める。 (会員予定者の候補者の選考) 第七條 会員予定者の候補者の選考の基準及び方法その他の会員予定者の候補者の選考に関し必要な事項は、候補者選考委員会が定める。 2 候補者選考委員会は、前項に規定する事項のうち内閣府令で定めるものを定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。 3 候補者選考委員会は、会員予定者の候補者を選考するに当たっては、大学、研究機関、学会、経済団体その他の民間の団体等の多様な関係者から推薦を求めることその他の幅広い候補者を得るために必要な措置を講ずるものとする。	係者から推薦を求めることその他の幅広い候補者を得るために必要な措置を講ずるものとする。 4 候補者選考委員会は、会員予定者の候補者を選考するに当たっては、会員予定者の候補者の構成について、次に掲げる事項に配慮するものとする。 一 年齢、性別、所属する機関の種類及び所在地域等に著しい偏りが生じないようにすること。 二 先端的、学際的又は総合的な研究分野を含む多様な研究分野の科学者が含まれるようにすること。 三 国際的な研究活動、行政、産業界等との連携による活動、研究成果の活用に関する活動その他の多様な活動の実績のある科学者が含まれるようにすること。 (会長の職務を行う者等) 第八條 内閣総理大臣は、施行日前に、附則第三條第一項の規定により会員予定者として指名した者のうちから、会長が選任されるまでの間会長の職務並びに附則第二十二條第二項及び第四項に規定する職務を行う者を指名する。 2 内閣総理大臣は、施行日前に会議の監事となるべき者を指名する。 3 前項の規定により指名された監事となるべき者は、会議の成立の時にあって、第二十三條第二項の規定により、監事に任命されたものとする。 (設立委員等) 第九條 内閣総理大臣は、設立委員を命じて、会議の設立に関する事務を処理させる。 2 設立委員のうちには、優れた研究又は業績がある科学者を含むものとする。	ある科学者を含むものとする。 3 内閣総理大臣は、附則第三條第一項及び第四條並びに前条第一項の規定による権限を設立委員のうちから指名した者(優れた研究又は業績がある科学者であるものに限る。)に委任する。 4 設立委員は、会議の設立の準備を完了したときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出るとともに、その事務を前条第一項の規定により指名された者(附則第二十二條第二項及び第四項において「会長職務代行者」という。)に引き継がなければならない。 (会議の成立) 第十條 会議は、この法律の施行の時に成立する。 2 会議は、会議の成立後遅滞なく、政令で定めるところにより、その設立の登記をしなければならない。 (承継会員に関する経過措置) 第十一條 会議の成立の際現に現会員である者は、会議の成立の日において、会議の会員となるものとする。 2 前項の規定により会員となつた者(次項において「承継会員」という。)の任期は、第九條第三項本文の規定にかかわらず、令和十一年九月三十日までとする。 3 承継会員は、第九條第四項の規定にかかわらず、再任されることができない。 (職員の引継ぎ等) 第十二條 会議の成立の際現に現行日学法第十六條第二項に規定する職員(以下「現日本学術会議職員」という。)である者は、別に辞令を発せられない限り、会議の成立の日において、会議の職員となるものとする。
---	--	--	--

第十三条 前条の規定により会議の職員となつた者に対する国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第八十二条第二項の規定の適用については、会議の職員を同項に規定する特別職国家公務員等と、前条の規定により国家公務員としての身分を失つたことを任命権者の要請に応じ同項に規定する特別職国家公務員等となるため退職したこととみなす。

(会議の職員の退職手当に関する経過措置)
第十四条 附則第十二条の規定により現日本学術会議職員が会議の職員となる場合には、その者に対しては、国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)に基づく退職手当は、支給しない。

2 会議は、前項の規定の適用を受けた会議の職員の退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の国家公務員退職手当法第二條第一項に規定する職員(同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。)としての引き続きいた在職期間を会議の職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとする。

3 会議の成立の日の前日に現日本学術会議職員として在職する者が、附則第十二条の規定により引き続き会議の職員となり、かつ、引き続き会議の職員として在職した後引き続き国家公務員退職手当法第二條第一項に規定する職員となつた場合におけるその者の同法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の会議の職員としての在職期間を同項に規定する職員としての引き続きいた在職期間とみなす。ただし、その者が会議を退職したことにより退職手当(これに相当

する給付を含む。)の支給を受けているときは、この限りでない。

4 会議は、会議の成立の日の前日に現日本学術会議職員として在職し、附則第十二条の規定により引き続き会議の職員となつた者のうち会議の成立の日から雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)による失業等給付の受給資格を取得するまでの間に会議を退職したものであつて、その退職した日まで現日本学術会議職員として在職したものとしたならば国家公務員退職手当法第十条の規定による退職手当の支給を受けることができるものに対しては、同条の規定の例により算定した退職手当の額に相当する額を退職手当として支給するものとする。

(児童手当に関する経過措置)
第十五条 附則第十二条の規定により会議の職員となつた者であつて、会議の成立の日の前日において内閣総理大臣又はその委任を受けた者から児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)第七條第一項の規定による認定を受けているものが、会議の成立の日において児童手当の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当の支給に関しては、会議の成立の日において同項の規定による市町村長(特別区の区長を含む。)の認定があつたものとみなす。この場合において、その認定があつたものとみなされた児童手当の支給は、同法第八條第二項の規定にかかわらず、会議の成立の日の前日の属する月の翌月から始める。

(国家公務員共済組合法の適用に関する経過措置)
第十六条 施行日の前日において現日本学術会議職員として在職する者(同日において国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)第三條第一項の規定により内閣府に属する同法第二條第一項第一号に規定する職員をもつて組織された国家公務員共済組合(以下この項及び第三項において「内閣共済組合」という。)の組合員であるものに限る。)が施行日において引き続き会議の職員(同法第百二十四条の三の規定により同号に規定する職員とみなされるものに相当するものに限る。以下この条において「会議職員」という。)となる場合であつて、かつ、引き続き施行日以後において会議職員である場合には、同法の規定の適用については、当該会議職員は、施行日から起算して二十日を経過する日(正当な理由があると内閣共済組合が認めた場合には、その認めた日)までに内閣共済組合に申出をしたときは、施行日以後引き続き当該会議職員である期間内閣共済組合を組織する同号に規定する職員に該当するものとする。

員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)第三條第一項の規定により内閣府に属する同法第二條第一項第一号に規定する職員をもつて組織された国家公務員共済組合(以下この項及び第三項において「内閣共済組合」という。)の組合員であるものに限る。)が施行日において引き続き会議の職員(同法第百二十四条の三の規定により同号に規定する職員とみなされるものに相当するものに限る。以下この条において「会議職員」という。)となる場合であつて、かつ、引き続き施行日以後において会議職員である場合には、同法の規定の適用については、当該会議職員は、施行日から起算して二十日を経過する日(正当な理由があると内閣共済組合が認めた場合には、その認めた日)までに内閣共済組合に申出をしたときは、施行日以後引き続き当該会議職員である期間内閣共済組合を組織する同号に規定する職員に該当するものとする。

(会議の職員となる者の職員団体についての経過措置)
第十七条 会議の成立の際現に存する国家公務員法第百八条の二第一項に規定する職員団体であつて、その構成員の過半数が附則第十二条の規定により会議に引き継がれる者であるものは、会議の成立の際労働組合法(昭和二十四年法律第百七十四号)の適用を受ける労働組合となるものとする。この場合において、当該職員団体が法人であるときは、法人である労働組合となるものとする。

2 前項の規定により法人である労働組合となつたものは、会議の成立の日から起算して六十日を経過する日までに、労働組合法第二條及び第五條第二項の規定に適合する旨の労働委員会の証明を受け、かつ、その主たる事務所の所在地において登記しなければ、その日の経過により解散するものとする。

3 第一項の規定により労働組合となつたものについては、会議の成立の日から起算して六十日を経過する日までは、労働組合法第二條ただし書(第一号に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。

(権利義務の承継等)
第十八条 会議の成立の際、第三十七條に規定する業務に関し、現に国が有する権利及び義務のうち政令で定めるものは、会議の成立の時ににおいて会議が承継する。

2 前項の規定により会議が国の有する権利及び義務を承継したときは、会議に承継される権利に係る資産で政令で定めるものの価額の合計額から、承継される義務に係る負債で政令で定めるものの価額の合計額を差し引いた額に相当す

る金額は、政令で定めるところにより、政府から会議に対し出資されたものとする。

3 前項の資産の価額は、会議の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

4 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

(国有財産の無償使用)

第十九条 国は、会議の成立の際現に現行日本学術会議に使用されている国有財産であつて政令で定めるものを、政令で定めるところにより、会議の用に供するため、会議に無償で使用させることができる。

(国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律に関する経過措置)

第二十条 会議の成立の際現に係属している現行日本学術会議の所掌事務に関する訴訟事件又は非訟事件であつて会議が受け継ぐものについては、政令で定めるところにより、会議を国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律(昭和二十二年法律第九十四号)に規定する国又は行政庁とみなし、同法を適用する。

(名称の使用制限に関する経過措置)

第二十一条 この法律の施行の際現に日本学術会議という名称を使用している者については、第七条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

(成立時総会)

第二十二条 会議は、会長の選任、業務方法書の決定その他会議の業務の開始に必要な事務を処理するため、成立後直ちに総会を開催しなければならない。

2 会長職務代行者は、内閣府令で定めるところにより、施行日の二週間前までに、附則第三条

第一項の規定により会員予定者として指名された者及び現会員(その任期が令和八年九月三十日までのものを除く。)に対して前項の総会(以下この条において「成立時総会」という。)の招集の通知を発しなければならない。

3 第三十六条第一項第一号及び第六号から第八号までに掲げる事項に関する成立時総会の議案については、同条第二項及び第三項の規定にかかわらず、役員会の議を経ること及び運営助言委員会

の意見を聴くことを要しない。
4 前三項に定めるもののほか、議事の手続その他成立時総会の運営に関し必要な事項は、第十三条第五項の規定にかかわらず、会長職務代行者が定める。

(会員の員数等に関する経過措置)

第二十三条 施行日から令和十一年九月三十日までの間における第九条第一項、第二十五条第三項及び第二十八条第一項の規定の適用については、第九条第一項中「二百五十人」とあるのは「二百三十人」と、第二十五条第三項中「会員の」とあるのは「附則第六条第三項に規定する候補者選考委員であつた者の」と、第二十八条第一項中「その員数の半数」とあるのは「百二十五人」とする。

(事業年度に関する経過措置)

第二十四条 会議の最初の事業年度は、準用通則法第三十六条第一項の規定にかかわらず、その成立の日始まり、その後最初の三月三十一日に終わるものとする。

(中期的な活動計画等に関する経過措置)

第二十五条 第四十二条の規定は令和九年四月一日

日に始まる事業年度以後の六事業年度に係る中期的な活動計画から、第四十三条の規定は同日に始まる事業年度の年度計画から、第四十四条の規定は当該事業年度の終了後に行う自己点検評価から、それぞれ適用する。

(政令への委任)

第二十六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第二十七条 政府は、この法律の施行後六年を目途として、この法律の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(日本学術会議法の廃止)

第二十八条 日本学術会議法(昭和二十三年法律第二百二十一号)は、廃止する。

(国家公務員法の一部改正)

第二十九条 国家公務員法の一部を次のように改

正する。

第二条第三項第十二号の二を削る。

(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正)
第三十条 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。
第一条第七十二号を次のように改める。
七十二 削除

(地方税法の一部改正)

第三十一条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。
第七十二条の五第一項第七号中「及び脱炭素成長型経済構造移行推進機構」を「脱炭素成長型経済構造移行推進機構及び日本学術会議」に改める。

(行政事件訴訟法の一部改正)

第三十二条 行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第三十九号)の一部を次のように改正する。
別表脱炭素成長型経済構造移行推進機構の項の次に次のように加える。

日本学術会議

日本学術会議法(令和七年法律第 号)

(所得税法の一部改正)

第三十三条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。
別表第一都道府県職業能力開発協会の項の次に次のように加える。

日本学術会議

日本学術会議法(令和七年法律第 号)

(法人税法の一部改正)

第三十四条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。
別表第二都道府県職業能力開発協会の項の次に次のように加える。

日本学術会議

日本学術会議法(令和七年法律第 号)

(印紙税法の一部改正)

第三十五条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。
別表第二土地区画整理組合の項の次に次のように加える。

日本学術會議

日本学術會議法(令和七年法律第 号)

(消費税法の一部改正)

第三十六条 消費税法(昭和六十二年法律第百八号)の一部を次のように改正する。
別表第三第一号の表都道府県職業能力開発協会の項の次に次のように加える。

日本学術會議

日本学術會議法(令和七年法律第 号)

(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正)

第三十七条 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第百四十号)の一部を次のように改正する。

別表第一脱炭素成長型経済構造移行推進機構の項の次に次のように加える。

日本学術會議

日本学術會議法(令和七年法律第 号)

(個人情報保護に関する法律の一部改正)

第三十八条 個人情報保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一脱炭素成長型経済構造移行推進機構の項の次に次のように加える。

日本学術會議

日本学術會議法(令和七年法律第 号)

(公文書等の管理に関する法律の一部改正)

第三十九条 公文書等の管理に関する法律(平成二十一年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

別表第一脱炭素成長型経済構造移行推進機構の項の次に次のように加える。

日本学術會議

日本学術會議法(令和七年法律第 号)

(内閣府設置法の一部改正)

第四十条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第四十条第三項中第五十二号を削り、第五十三号を第五十二号とし、第五十四号を第五十三号とし、第五十四号の二を第五十四号とし、第五十四号の三を第五十四号の二とし、第五十四号の四を第五十四号の三とし、第五十四号の五を第五十四号の四とし、第五十四号の六を第五十四号の五とし、同号の次に次の一号を加える。

五十四の六 日本学術會議の組織及び運営一般に関すること。

第三十七条第三項の表新技術等効果評価委員会の項の次に次のように加える。

日本学術會議評価委員会

日本学術會議法(令和七年法律第 号)

第四十条第三項の表日本学術會議の項を削る。

理 由

学術の向上発達を図るとともに、学術に関する知見を活用して社会の課題の解決に寄与するため、学術に関する重要事項に係る審議、大学、研究機関、学会その他の学術に関係する者の間における連携の確保及び強化、学術に関する研究を円滑に進めるための社会環境の整備、学術に関する外国の団体及び国際団体との交流等を行うことを目的とする法人として、日本学術會議を設立することとし、その目的、業務の範囲等に関する事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

日本学術會議法案(内閣提出)に関する報告書

書

一 議案の目的及び要旨

本案は、日本学術會議の機能強化に向けて、その独立性・自律性を抜本的に高めるため、学術に関する重要事項に係る審議、大学、研究機関、学会その他の学術に関係する者の間における連携の確保及び強化、学術に関する研究を円滑に進めるための社会環境の整備、学術に関する外国の団体及び国際団体との交流等を行うことにより、学術の向上発達を図るとともに、学術に関する知見を活用して社会の課題の解決に寄与することを目的とする法人として、日本学術會議を設立し、その目的、業務の範囲等に関する事項を定めるもので、その主な内容は次のとおりである。

1 日本学術會議について、特別の法律により設立される法人とするほか、日本学術會議の目的等に関する事項を定めること。

2 日本学術會議の機関として、日本学術會議会員、総会、会長、監事、会員候補者選定委員会、選定助言委員会等を置き、それらの職

務等を定めること。

3 日本学術會議会員は、優れた研究又は業績がある科学者のうちから、総会が選任することとし、日本学術會議は、客観性及び透明性を確保する方法でこれを行い、会員の選任の過程を国民に明らかにするよう努めなければならないこととする。また、会長は、特に優れた研究又は業績があり、人格が高潔で、かつ、日本学術會議の業務を適切かつ効果的に運営することができるとする能力を有する会員のうちから、総会が、その決議により選任することとし、日本学術會議は、会長が選任されたときは、会長の選任の理由等を公表しなければならないこととする。

4 日本学術會議の業務の範囲等について定めるほか、日本学術會議が、その適正な業務運営を確保し、また、国民に対する説明責任を果たすため、中期的な活動計画及び年度計画を作成し、毎事業年度の終了後における業務の実績等に関し、自ら点検及び評価を行うこと等を定めるとともに、内閣府に日本学術會議評価委員会を設置し、日本学術會議の自己点検評価の方法及び結果について、調査審議し、意見を述べるができることとする。

5 政府は、予算の範囲内において、日本学術會議に対し、その業務の財源に充てるため、必要と認める金額を補助することができることとする。

6 日本学術會議の設立準備に係る規定を設けるほか、現行日本学術會議法の廃止など、所要の規定の整備を行うこと。

7 この法律は、一部の規定を除き、令和八年十月一日から施行すること。

二 議案の可決理由

日本学術会議の機能強化に向けて、その独立性・自律性を抜本的に高めるため、学術に関する重要事項に係る審議、大学、研究機関、学会その他の学術に係る者の間における連携の確保及び強化、学術に関する研究を円滑に進めるための社会環境の整備、学術に関する外国の団体及び国際団体との交流等を行うことにより、学術の向上発達を図るとともに、学術に関する知見を活用して社会の課題の解決に寄与することを目的とする法人として、日本学術会議を設立し、その目的、業務の範囲等に関する事項を定める本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

令和七年五月九日

内閣委員長 大岡 敏孝

衆議院議長 額賀福志郎殿

〔別紙〕

日本学術会議法案に対する附帯決議

政府及び日本学術会議は、本法の施行に当たっては、次の事項に留意し、その運用等について遺憾なきを期すべきである。

一 政府は、令和二年の会員任命拒否問題について、国民に説明責任を果たし、国民の信頼を得るよう努めること。また、日本学術会議との信頼関係を損ねたことの指摘があったことを踏まえ、日本学術会議との信頼関係の構築に努めること。

二 政府は、会長の選任について日本学術会議が公表しなければならない事項を内閣府令で定めるに当たっては、会長に求められる資質を十分に

に勘案しながら慎重かつ丁寧なプロセスで選考されたことが国民に明らかとなるようにすること。

三 政府は、現行の日本学術会議が、科学が文化国家の基礎であるという確信に立って、科学者の総意の下に、我が国の平和的復興、人類社会の福祉に貢献し、世界の学界と提携して学術の進歩に寄与することを使命として設立されたものであることを尊重すること。

四 政府は、日本学術会議が我が国の科学者の内外に対する代表機関としての役割及び機能を十分に発揮することができるよう、会員の選任、科学的助言等、運営及び活動における日本学術会議の独立性、自主性及び自律性を尊重すること。

五 政府は、法人化後の日本学術会議の設立に当たっては、日本学術会議の実務の連続性に配慮すること。また、設立時の会員の選考について、コ・オペレーションの理念に配慮すること。

六 政府は、日本学術会議が、その役割及び機能を十分果たし、また、その活動を萎縮させることがないよう、日本学術会議の要望を踏まえつつ、必要な財政支援を行うこと。また、補助金等の算定に当たっては、日本学術会議が中期的な活動計画に基づいて作成する年度計画に記載される事項に基づき公正に行い、適切な金額となるよう努めること。あわせて、日本学術会議は、無駄を排除した上で、政府からの財政支援のみに依存せず、民間からの寄附金を始めとした財源の多様化を図るよう努めること。

七 政府は、監査報告、選定助言委員、運営助言委員、中期的な活動計画、年度計画、自己点検評価、日本学術会議評価委員会等に関して政

令、内閣府令を定めるに当たっては、日本学術会議の自主性を尊重すること。また、内閣総理大臣が任命する監事や日本学術会議評価委員会の権限が不当に拡大しないよう留意すること。あわせて、監事には、業務における政治的中立性の確保も含め、適切に監査できる者を任命すること。また、日本学術会議評価委員には、産業や国民生活に最新の科学研究及び学問的知見が活かされるよう、中期的な活動計画に対して幅広い視野から意見を述べることができる者を任命すること。

八 政府は、産官学の連携を一層深め、民間の知見や活力を積極的に活用することで、学術の成果を社会に還元し、新たな価値やイノベーションの創出につなげる。また、日本学術会議は、社会の関心及び状況等を認識し、立法府に対する提言を検討することも含め、その政策提言機能を強化すること。あわせて、政府は、日本学術会議が行う勧告、答申等について、その趣旨を尊重すること。

九 日本学術会議は、会員候補者選定委員会、選定助言委員会等の会議体の議事録の公表、日本学術会議と社会とのコミュニケーションの強化等、組織や活動の透明性の向上に努めること。

十 政府は、日本学術会議の更なる改革に向けて不断の見直しを行うため、組織の在り方を含め、本法の運用状況について適時適切に評価及び検証を行い、必要に応じて適切な措置を検討すること。また、本法の施行後三年を目途に本法の施行状況を点検し、その結果を公表すること。

十一 政府は、本法の規定について施行後六年を目途に検討する際には、本法の規定する目的及び基本理念を踏まえた活動状況、業務遂行及び

会員選任等に係る説明責任の履行状況、財政面も含む自主的・自律的な運営に向けての取組などに留意すること。

